

註一 一本
五百餘
抖擻一 行脚
桑門一 僧

申沙汰す
一本「沙汰
し申す」

所に入る。十三日の卯時、師直其子武藏五郎師夏等將軍の第を圍む。「上杉島山二人を給らん」といひたり。直義の申されし旨に任せ、「今よりは左兵衛督殿に政道いろはせ給ふ事あらじ。上杉島山をば流さるべし。妙吉侍者はもとより抖擻桑門の徒たり。生捕に所なし。よろしく尋ね沙汰すべし」と有りしかば、無事になりたり。直冬も輒におはせしを、師直近國の地頭御家人等討ち奉れといひしかば押寄す。からうじて九州へ落ち行く。將軍は箱根竹下の時より天下の事は直義に譲られしに、今は直義の口入に及ぶべからず。關東より左馬頭義詮を急ぎ上洛せしめて政道あり、師直諸事を申し沙汰すべきに定り、十月四日に鎌倉を立つ。二十二日に入洛あり。二十六日、三條坊門高倉直義の家へ移り、政務執行の沙汰始あり。直義は細川兵部大夫顯氏の錦小路堀川の家に移らる。師直師泰かくては始終憤を止められじとて、竊に失ふべしと聞えければ、その疑を散ぜん爲、世に望なく身を捨られし心を知らせんとにや。十二月八日出家す。于時四十二。四十一とも四。上杉伊豆守重能、島山大藏少輔直宗は同じく越前に流されしが、二人共に十二月末つ方に、師直が爲に配所にて殺されたり。明年二月改元あり、觀應といふ。南朝正直冬を討つべきよし御教書ありしかど、是は師直が所爲と知りてければ、うつ人もなく、

國人一 一本
國中

十一月
一本「十二
月」
勢一 一本
兵

少貳頼尙はいかど思ひけん聲君となす。石見の住人三角入道直冬に應じて國人をうち隨ふると聞えて、師泰六月二十日に發向。かよる所に九國二島直冬に屬すと聞えしかば、師直將軍を勧め征伐せしむ。十月二十八日、發向あるべしと聞えし前の夜、直義逐電、是は師直がこよひ竊に討ち參らせて、西國に向ふべしと計ふと聞えしが故なり。師直は「さがし參らせて後に御發向有るべし」といひしに、將軍は用ひ給はず發向なしき。是國太曆の説に師直をし。直義は大和へ赴き越智伊賀守を頼みておはせしが、吉野殿へ降參せられたり。十一月、かくて直義に屬する勢數を知らず。京におはせし義詮早馬を立て、將軍のまします備前の福岡へ告げらる。尊氏師泰にも早く引き返すべし」と下知せらる。師直彼が來るを待ち給ふ事も日數經しとて、やがて福岡を立ち上洛あり。直義は勢の著ぬ内に京を攻め落すべしとて、觀應二年正月七日、八幡に陣を取る。越中の桃井右馬頭直常も東坂本に著く。義詮の勢日々に落ちうせしかば、尊氏と一所になりて戦あらんとて、正月十五日、西國の方へ落らる。桂河を渡り向明神を南へうち過るほどにて、將軍師直に行き逢ひ、桃井が勢と戦ひて利あり。桃井大岳に陣取れば將軍父子は都に入る。この夜京勢大半八幡の勢に加はりぬれば、かくては都に叶ふべからず、西國の方へ退き、中

國東國の勢を催して軍あるべしとて、明る日の朝日十六丹波路を西へ落ち、義詮には仁木頼章、義長等を附けて丹波の井原石籠にとどめ、將軍は書寫坂本に陣を取らる。師泰もここに來りあふ。八幡よりは石堂右馬權頭頼房を大將にて書寫坂本へ向けらる。師泰が多勢加はると聞えて、石堂は播磨の光明寺に陣を取りて八幡の加勢を乞ふ。二月三日、將軍書寫坂本を立ちて石堂に向はれしが、城堅く見えれば、將軍は引尾に、師直は泣尾に陣して矢軍す。かくて八幡の加勢來るよしを聞きて、まづ其勢をやぶらば敵悉く敗しぬべしとて、光明寺を棄てて、二月十三日、兵庫の湊川へ馳せ向はる。同十七日、小清水の戦に利を失ひ、松岡の城に籠り、味方悉く落行くと聞き給ひて、將軍を始て高家の一族七人、宗徒の侍二十三三人、既に自害せんとし給ひしに、變場命鶴丸合體の事調ひし由を告來りしかば、とかく評定有りしに、執事兄弟降參出家の議に落著しけり。されど猶子播磨守師冬は鎌倉殿の執事にて東國に勢あり、事の體誠に難儀ならば、兵庫より船に乗りて鎌倉に下らんと兄弟約諾せしが、東國にも亂起りて、師冬甲斐國へ落ちしが、遂に自害しけりと、二十五日の夜半に聞えてけり。此上はとて兄弟入道して降參になりて出づ。二十七日に將軍上洛し給へば師直兄弟供す。武庫川を過る程にて一族

十三日一本
本十二日

變場命三字
恐有訛謬
執事師直
ないふ

供す一本
「供奉す」

残らず討れてけり。かくて二十八日に尊氏都に歸り給ひ、義詮も丹波より上洛し、直義も八幡より歸り給ひけり。是より先二十五日に直義の子五歳なるが八幡にて死す。三人やがて會合ありて一獻の禮あれどもたがひの言少く無興氣にて歸られたり。この後政務の時相互問答ありて、直義禪門、政務に落著歟。將軍は佐々木道譽を討るべしとて進發。義詮は播州に進發。東寺にて相逢ふ。禪門に可尋之由音通の事有りしかば、七月晦日の夜、直義京を落ちて越中に赴く。八月十八日、尊氏近江の鏡宿に陣して禪門を征伐あらんとす。禪門は石堂畠山桃井を大將として相山に陣どられしなり。九月八日は相山合戦。禪門方越前へ退く。畠山阿波將監は兄弟和睦、義詮政務の事を執りしかど禪門許さず。國清將軍へ參る。是より將軍へ參る者多かりしかば、越前にはたまるべからずとて、十月十八日、禪門北陸道を經て鎌倉に下る。一説に十一月。十月二十三日、將軍鎌倉に下向。義詮は在京。十一月晦日、將軍薩埵山に陣す。禪門宇都宮が薩埵の後攻せんとすると聞きて軍勢をむけ、自は薩埵山に向ふ。十二月二十七日、宇都宮所々の戦にうち勝ちて薩埵山の後攻す。禪門の兵潰て伊豆の國府に奔る。仁木義長攻めければ禪門北條に落つ。こよにもたまりかねて伊豆の御山へ退き、いづちへも落ち行くか自害有るべきやとありしに、又た和睦の事ありて

時一本
「事」

越中一本
「越前」

相山一本
「相八山」

陣どられし
「陣どらしむ」

二十日一分
「註」一本
「四日」
「後攻」一本
「後詰」

中先代—北條
大御所—尊氏
大休寺殿—直義
寶篋院殿—義詮
兩御所—尊氏直義
坊門殿—義詮
「おき—一本
「なし」
「此談—一本
「此説—一本
「此時—一本
「此歳—一本
「毒殺せしな
ども—一本
「毒殺せ

降参し、正月六日の夜鎌倉に歸る。難太平記に、中先代の時天下をも御當家をも譲り申し給ひし事を大御所は忘れ給はず、唯いかにも大休寺殿より寶篋院殿へうつしく天下を譲り申させ給へかしの御方便故に、攝州井出の戦の時も、師直師泰討れしも咎め給はず。又由比山の合戦の後、上杉民部大輔憲顯伊豆山に引き分れて落ち行きしも、大御所は咎め給はず。又御合體いとど定まりき。それにつき兩御所竊に御談合有けるにや、京都の坊門殿はいかに申させ給ふとも御改させ給ひがたし。然れば終に天下を保たせ給ひ難かるべし。譬へ御政道少し違ふ事あり共、關東大名等一同せば日本の守護たるべし。然れば又、此御兄弟の中に鎌倉殿を置き申されて、京都の御守目におき申されてめでたかるべし」と御内談ありて、坂東八ヶ國をば光王御料基氏に譲り申されて、「御子々孫々坊門殿の御代々の守たれ」とくれぐれ申し置かせ給ひしとなり。此談に依れば基氏關東の守護たる事此時に定りしなり。此時觀應二年二月二十六日、禪門卒す、四十七歳也。或は毒殺せしなどいふ。此時義詮謀りて吉野殿に降る。南朝の帝勅許ありしかば、北朝觀應二年十一月七日に、義詮崇光院を廢し奉り、南朝の正平六年と稱す。園太曆十一月五日の記に、將軍必定心底不審に有之。然而賢息道譽妙善等張行如此云々。正平七年閏二月、南帝住吉へ行幸。其より八幡へ行

られると
光明—一本
此下に「崇光」の二字なし
尊氏、疑當作「基氏」下
同。
「十二日—一本
「十一日—一本
「待ちつけば
一本—往
つけば」

幸。二十日官軍京都へおしよす。細川讀岐守七條大宮にて戦死。義詮江州に走る。二十一日、光嚴、光明、崇光並に東宮貞仁を取参らせ、吉野の奥賀名生へうつさる。この月十五日に武藏守義宗上州にて兵を揚げ、十六日、國中を平け、同日武州に越え、十八日、鎌倉に攻め入る。尊氏武州狩野川に引きこもる。太平記には、義宗武州小手差原にて戦ひて尊氏敗られ、武州石濱に引き退く。義興義治は鎌倉に打ち入り、義宗は笛吹峠に陣せしを、二十五日に將軍おしよせ戦ひて破りしかば、笛吹峠へ引き上る。その夜越後に落つ。義興義治も義宗打ち負けて尊氏鎌倉に向ふと聞きて、三月四日に國府津山の奥に引き籠る。三月十二日、義詮近江四十九院を立て、十五日、京に向ひ戦ふ。八幡の皇居を遠攻にする事五十餘日、八幡の糧盡きしかば、五月十一日の夜、大和路へ行幸なる。路次にて武家方の者共こゝかしこにて留め参らせんとしけれども、事故なく吉野へ還幸。此時義宗は四月二十七日に越後をたちて、七千にて越中に著き、桃井三千馳せ加り一萬になりて能登へ向ひ、吉良石堂も四月二十七日、駿河をたちて路次の勢を催し、五月十一日、美濃の垂井に著く。信濃の宮も同日信濃を御たちあり。土居、得能も兵船七百艇にて海上より攻め上りしに、今四五日を待ちつけば八幡陥りしなり。北朝の觀應三年南朝正平七年なり

みづから云
云一一本
「みづから
正しからざ
りし故に人
を正す事云
云」

り、尊氏と不快になりて、終に師直兄弟うたれ、政務の事につき尊氏とも義詮とも不快にて、ふたよびまで直義都をさりて、終に父子兄弟の戦となりて、直義薩埴山の戦にうち負けて降参し、幾ほどなくて死して跡絶えぬ。是積悪の餘殃たるべし。その後又時氏父子高経等尊氏父子に叛き、直冬を大將とし、又父子兄弟の軍始れり。此人初め兵を擧げしよりこのかた二十六年の間、一日も干戈動かぬ日といふ事もなく、天下終に定る事を得ずして、君臣父子兄弟互に相争ひし事古今ためしなき事なり。すべてはみづから正しからざる故なり。且人を正す事かなはざりしによれるなり。されどこの人遂に武家の棟梁となられし事は、公家の政務のことの外に武家の世にとれる事を士民能く知りぬれば、誰にもおはせ、武家の代を興し給はん人を君とし参せんと、天下の思ひしたひしに、幸にこの人朝敵となられし故に、その名をば悪むといへどもその實はしたへり。それにやがて持明院殿を取り立て参らせしかば、その嫌もなきが如くになりぬ。かくまで亂れし武家の世を、南帝の一統し給ふ事かなはざりしは、新田の氏族こそ身にかよりし敵なれば、いかにもして足利殿をうちほろほしてんとおもはれし。其餘は忠を存し義を知る者なきにしもあらねど、其兵

しかば一
本「しが」

力弱くしてみづから立ち難し。其外には皆々武家と不快の者共、一旦南に屬し、おのれおのれが憤を散せんとのみ思ひし輩なりしかば、竟に其功成らざりし也。義詮十年父に繼れし初、九州にて菊地が軍強くなりて南軍も又振ひき。山名もいまだ降らず。其中鎌倉殿の家老畠山國清入道誓が謀にて、關東にて新田義興を討ち、其後道誓東兵を催し、上洛して南兵と戦ひ、赤坂などの城を落し、武威又盛になりしに、故の執事仁木頼章が弟仁木義長を滅さんとて、道誓竝に今の執事細川相摸守清氏等兵を起せしかば、義長義詮を劫して二人を追討の御教書を賜はりしかど、事成らずして義長は伊勢へおつ。この使を得て南軍又起りしかば、道誓も關東へ歸る。又清氏と道誓と木互に權を争ひしかば、清氏謀叛のよしにいひなされて遂に南に屬し、楠正儀と京に攻め入りしかば、義詮都ヲ落ち給ひ、清氏阿波へ赴きて、四國をうち從へんとしたりけれども、細川右馬頭頼之と讃州にて戦ひて討たれき。關東にても諸大名畠山道誓が罪惡を訴へしによりて、畠山叛きて豆州修禪寺に籠りしが、年經て河内へおちきて、南に屬せんと望みしかど、勅許なかりしかば、是も行方知らずなりき。山名は伯耆よりうち出で、美作國にて赤松と戦ひ、又中國にて戦ふ事度々にて、程過ぎて降りしかば、因幡、伯耆、丹波、丹

後、美作五ヶ國の守護を許さる。三年に降る。凡十三年なり。周防大内介も武家に従ふ。又鎌倉にて上杉民部大輔憲顯を執事とせられしに、宇都宮の芳賀禪可入道上杉と不快にて謀叛す。基氏自是れをうち破らる。その頃道譽竝に諸大名等、今の執事足利義將が父、高經入道道朝を讒しければ、道朝は越前へ赴く。討手向ひしに道朝病死しければ、義將降りぬ。其後貞治六年四月、左馬頭基氏二十八歳にて卒す。其子息氏満父につぐ。其九月義詮不例にて政務を義満にゆづり、細川頼之を四國より召して執事とし、武藏守に任じ管領と號す。是管領の始一説に、道朝没落の後道譽執事たるべきと聞えしに、基氏の勸められし故に、頼之執事となれりともいふ。十二月七日、義詮卒す。八十、左大臣從一位を贈らる。言にて卒せらる。正二位前の大納

按ずるに、義詮はじめ上洛の日より、奔走常にやすき年なく、南兵はいふに及ばず。山名、細川、仁木、足利等の一族相繼ぎて叛けり。是等皆其上たる人のしわざに習ひて、その主に叛くなどいふ事、世の常の事と思へるが故なり。されど是等が叛きし事、一つには義詮不智にして佐々木佐渡入道譽を寵任せしが故なり。又關東の事、はじめ義詮鎌倉におはせし日、高播磨守師冬執事して、東國の宮方と戦ふ事年を

經て後義詮上洛。師冬も又亂起りて甲斐國におちてうせぬ。尊氏直義和睦の時相議して、基氏を鎌倉に置きて、東八ヶ國の管領とす。畠山國清入道道誓執事たり。道誓謀叛の後、上杉憲顯を執事とす。これ上杉が東國に執事たる始なり。されど東國未だ靜ならずして基氏は卒せられき。すべて關東の事はしく記せるものなければ、詳ならぬ歟。

義満十一歳にて家を繼ぎ、治世四十一年。其うち十四年は息持に職を讓り、出家にて政務ありき。この人家繼ぎし明年應安二年、南朝正平、三月十一日、南朝の後村上崩御。四十、在位三十一年也。太子熙成親王受禪、後龜山院是也。此年二月、義満の弟左馬頭滿詮、武州本田の陣に下向。氏満いまだ幼ければ、東國軍事の、十月三日に歸京。東兵信州に發向して、大河原の城を攻む。親王は宗良。この頃頼之南朝に奏して、古の如く持明院殿大覺寺殿かはるく御治世にて、三種の神器北朝へ御渡しあり、南北御和睡御上洛あらば、公家武家本領もとの如く、竝に官位相違あらじと再三申しかど、南朝の公卿竝に桃井等はきかず和睦破る。此時南方の御領は、河内、大飛騨、信濃、上野、越後、伊豫、備前、石見、長門、越中、肥後、日向、大隅、薩摩二十個國也。北朝に征東將軍宗良親王、西國に征西將軍隆良親王、伊勢に北島國司あり。南朝記傳に、建徳元年の、安三年、春、細川頼之軍勢を催し、河内に向ひて楠をせむ。左馬頭正儀城に籠りて防ぐ。頼之山名

花營三代記
—足利義滿
義持義量二
代の記事

左近—一本
「右近」
櫻雲記—南
朝の記録

三代記—花
營三代記

氏清に下知して戦はしむ。又宇都宮氏綱を紀州に遣して戦はしむ。夏五月、紀州の軍強くして宇都宮敗す。その後畠山むかひて宇都宮と共に戦ひ南軍を敗る。七月、紀州にて宇都宮下野守氏綱卒す。系圖に、伊豫守南朝義満の子。花營三代記に、應安二年正月二日、楠左兵衛督正儀可參御方之由申、被成御教書。三月十六日、爲楠合力、赤松光範入道南方に向ふ。十八日、細川右馬助頼光以下むかふ。二十日、楠引退天王寺。二十三日、引退榎並、赤松入道も自天王寺同引退。四月二日、楠正儀上洛。同夜、榎御所に對面。二十二日、楠下向河内。應安三年十一月、和田以下寄楠要害合戦、頭九上洛。四年五月、細川右馬助南征。八月、山名、石堂、一色、佐々木、赤松等南征。十三日、南方官打出於楠要害。越中左近大夫將監殿飛騨國司舍弟二人以下百餘人、或降參、或生捕之由注進之。櫻雲記に、建徳元年三月、十二月、南朝の和田以下勅に應じて楠が要害を攻む。楠正儀武家に降る故なり。細川頼之大勢をひきりて楠を援く。南兵敗れて退く。頼之山名氏清を河内にとめて歸洛。正儀は南朝に叛き武家に降りしかど、その一族は正成正行が遺訓を守りて、南朝に志をつくせり。按ずるに、頼之河内に向ひし事、南朝紀櫻雲記同く建徳元年としるす。たつまびらかなり、三代記ことに、應安四年三月、後圓融院即位。南朝紀には、應安七年と。時に十四歳なり。此時持明

義滿—一本
其上—十二
月

院の正統たれば崇光第一の宮梁王御即位有るべしと評議ありしかど、頼之後光嚴第一の宮をたて申せしによりて、崇光後光嚴不和といふ。同五年三月、九州の探題今川伊豫入道貞世、大内左京權大夫義弘、筑州世振山に陣す。菊池肥前守松浦黨以下、これをせむ。今川方奥山、井伊、笠寺等討たれしかど、寄手うちまけて引き退く。王代一覽には、應安四年、南朝紀には、應安五年以下向、それより、永和四年、授四年、義滿花亭にうつる。室町殿と稱す。冬十月、南帝唐橋肥後守經泰に勅して兵を催し、大和紀伊の國に起る。義滿東寺に陣し、頼之頼元山名赤松して八幡山を攻め落す。楠千劍破に據りて敗軍の士を集め、和田和泉守正武は土丸の城に據りて戦ひ、力盡きて城陥る。頼之に和泉、山名修理大夫義理に紀伊の守護を賜ふ。康暦元年五年、六月、斯波右兵衛督義將管領たり。細川頼之阿波國に退く。三代記には、應安四年五月丹波の山國へ退くとあり。ことしより九年前の事也。又此時洛中騒動、細川頼之を四國へ退ひ、頼元等は助氣と云々。このとし九月頼之誅せらるべしと細教書ありしが、放されて四國を給ふと見えたり。二年五月十六日、總州蒙原の小山下野守義政宇都宮右馬頭基綱と戦ひて基綱戦死す。明年、鎌倉の氏滿小山をせむ。この事にて信州の宮力皆叛き、高坂高宗ばかりのこる。宗良親王南方に奔り、河内國山田に住み給うて新葉集を撰ばる。永徳元年、和元年、氏滿十二州の兵を催し、上杉安房守を大將として小山を攻む。氏滿武州府中に陣す。九月、義政

降参す、遂に誅せらる。二年閏正月、南軍起り、楠泉州土丸城に籠る。山名義理せむ。同右馬助氏頼戦死しけれど、土丸竝に紀丹藤代の兩城おちて、楠一族六人郎從百四十人討たる。氏清土丸を守る。義理藤代を守る。このとし十二月、後小松即位。三年正月、踏歌節會に義滿内辨たり。時に従一位左大臣右大將十六日に、奨學淳和兩院の別當氏の長者たり。兩院別當氏の長者は、鳥羽の勅にて久我代々輔任たるを、是より武家連綿。六月准三后たり。至徳二年南朝の元六月、關東の官方小山若丸古河にて合戦して敗る。嘉慶二年の五年中、春、義滿高野詣。この時紀州に南軍多し。もし起らば征伐せんとなり。楠正秀少々河内國まで出しかど、山名氏清に打ち敗らる。七月、關東の官方小田原據。下野男體城。此秋義滿駿河に下向。今川上總介泰範が館にて富士の歌を詠す。八月歸洛。此月、土岐刑部大夫康行、其弟島田伊豫守滿貞と合戦す。其故は去年十二月、美濃國の土岐大膳大夫入道頼康死して、其息康行に美濃、尾張、伊勢の守護を命ぜらる。滿貞は兄が代官にて在京せしが、總領にたよん事を謀り義滿に訴ふ。從弟の宮内少輔詮直反謀あり。康行それが舅たれば一味す。「某その縁座にあはんことを存すれば告げ申す」と云々。義滿やがて銚直を勸當し、滿貞に尾張を賜ふ。滿貞尾張におもむきしを、銚直黒田口にむかへて戦ふ。康行兵をして銚直を助く。義滿かくときよ

て、康行が從弟土岐左京大夫頼益して康行を討たしむ。明る康應元年元中、二月、軍勢をあまた遣す。康行落ちて、頼益に美濃の守護を、斯波義重に尾州を、一色銚範に勢州を賜ふ。三月四日、義滿九州におもむく。これは鎮西の宮泰成親王竝に菊池肥前守をうたるべしとなり。上杉彈正少弼朝房を京の留守とし、山名義理兄弟に畠山基國をば南方を鎮めしめ、一色銚範、仁木滿長には伊勢國司、北畠右大將顯泰を鎮めしむ。是よりき國司伊達、細川、武田、小笠原、宇都宮等伊豫に赴き、土居、得能、金居、高市、村上と戦ひ打勝ち、河野刑部大輔通直うたれしかば、諸軍備中の水島に赴く。四月、菊池肥前守長門國に出て戦ひ、利を失ふ。七月より八月大雨、九月、菊池降る。細川頼之入道常久備州にありて九國の成敗をつかさどり、十月歸洛。按ずるに、一説に、これより十六年前、應安七年三月、義佐々木等の大、三十九人、軍勢十萬騎にて、山名師氏、赤松一族先陣たり。四月義滿勢州に至り、先陣長門に至る。菊池と戦て先陣敗れけれど、細川讀守義之が四國勢つきて攻めしかば、島津伊東降り、菊池破れ、將軍の宮を傾して宰府に陣す。原田、秋月等皆これより叛く。菊池筑後の高良山に陣す。義滿宰府に至る。細川、山名、赤松等菊池としは、戦ひ、菊池降て肥後に歸る。義滿日向を伊東に、筑前肥前を少貳に、豊後を大友に、長門豊前を大内義弘に賜ふ。筑後、肥前、肥後の内には菊池が兵處々に城をかまへて守る。十月、この年の春、鎌倉に濃州の亂聞えしかば、上杉憲方入道道合三月十日に豆州三島まで出陣せり。康行おちぬと聞きて三島に逗留せり。此をりふし故ありて氏滿將軍と心よからず。氏滿は東國にて十一ヶ國をしたがへ勢あり。義滿の政務を天下苦みしか

本「衰へず」
「衰へぬ」

ば、將軍を討ちて天下の憂苦を救はんとて上洛の志あり。義滿上杉刑部大輔憲春書を賜ひしかば、憲春頻に諫めしかど、氏満用ひられず、憲春諫めかねて自害しぬ。氏満その志を感じて上洛を止む。五月、上杉中務入道禪助下野にむかひ男體の城を攻め落せり。東西既にかくの如くなれば、南軍勢衰へ、近國の中には河内に和田、楠橋本、福塚、宇佐美、神宮寺、八尾等、紀州に湯淺、山本、恩地、贊川、貴志、野上等、大和に三輪、眞木、宇野、酒邊、佐和、秋山等わづかにのこりぬ。伊勢國司はいまだ勢衰す。伊勢、大和、郡、伊賀、名張、志摩、郡などを領せり。明徳元年の七年、春、山名畠山と和田、楠と河州の落合にて合戦、楠敗す。土岐大膳大夫康行が罪を許さる。山名陸奥守氏清播磨守満幸して、山名伊豫守時長、宮内少輔時熙右馬頭氏幸をうつ。是は去年九州下向の時、故伊豫守時義但馬國堀崎に在りて下知を背くにより、誅せんと思ひ給ひしかど、九州發向につきてその沙汰なかりしに、五月五日時義卒す。その子息等なほ過分のふるまひあるのみにあらず。父祖の罪は子孫に報うべしとて、氏清に討手を承る。氏清一家のもの退治の事、偏に當家衰微の基なり。さりながら上意なれば辭するに所なきか。急ぎ馳せ下りて誅伐仕るべし。但し彼等若し歎き申す事も候べし。その時御免あらんには、氏清罷向はざる先に教訓して召上せば

やと存す。いかに申すとも長く御許あるまじきにて候はど、一日も早く下向仕るべし」と申せしに、「かれら上意を背くより既に討手を下さるよ上は、いかに歎き申すとも許容有るべからず。不日に發向すべし」とありしかば、「此上は」とて馳せ向ふ。時長うたれ時熙氏幸落ち去る。氏清但馬國を賜ひ、満幸伯耆を討ちしたがへ、隱岐國を合せて賜はりたり。細川常久は四國よりおし渡りて備中國を討ち平ぐ。二年六月、常久上洛して再び管領となる。一説之が弟にて養子たり。頼元管領ともいふ。十月、山名氏清が宇治の別業にして紅葉御覽有るべきよしを申しければ、十一日に入り給ふべしとなり。この程時熙氏幸歎き申すによりて、宇治にてかれが罪許し、氏清に和睦なさせんと謀り給ふ由、氏清が姪にて婿なる満幸知らせければ、氏清俄に病すと申して淀にありて参らす。義滿宇治より空く還る。十一月、満幸が出雲の守護職を止めらる。是は仙洞の御領を押領せし罪によりてなり。時熙氏幸が罪を赦さる。氏清南帝に申し、都を攻む事をこふ。錦の御旗を賜はる。義滿氏清を召す。罪なきよし告文参らす。十二月二十三日、山名宮内少輔氏冬都をさる。二十四日、義理を召にしたがはず。氏清八幡山に陣す。義滿諸將を召す。二十九日、氏清淀に至り、満幸谷堂に陣す。晦日、氏清満幸京都に攻め入り、戰破れ氏清討たる。八十、満幸並に氏清が子左馬介時濟

明德記一明
徳元年足利
義滿が氏清
滿幸等の反
亂を平けた
るを記せる
書

民部少輔滿氏等落ち去る。山名が兵八百七十九人うたる。御方にも百六十人討た。○明德記に山名が子宮田左馬の二男七郎とあり。按ずるに、難太平記に、山名修理大夫時氏常に申せしは、「我が子孫は疑なく朝敵に成ぬべし。その故は、我は建武より以降は、當御代の御陰にて人と成ぬれど、元弘より以前は、たゞ民百姓の如くにて、上野の山市といふ所に侍りしかば、渡世の悲しさも身の程も知りなき。又は軍の難儀をも思ひ知りなき。されば御代の御恩のかたじけなき事をも知り、世のただすまひもたとへ辨へたるだに、今は動すればおろそかに思ひたり。人をもいやしく思ふにて知りぬ。子供が世となりては、君の御恩をも親の恩をも不知、己をのみ先じて過分にのみ成り行くべき程に、我意に任せたる故に、御不審を蒙るべきなり」と、子息どもの聞く所にて申しき。案の如く御敵になりしかば、昔人は個様の大姿をば心得けるにや。されば此人一文不通なりしか共、よく申しけるにこそ。三年元中正月四日、山名が領國を此度の賞に分たる。山城を畠山基國、丹波を細川頼之、丹後を一色滿範、美作を赤松義則、和泉紀伊を大内義弘、出雲隱岐を佐々木高節、但馬を山名時熙、伯耆を山名氏幸、若狹今富の莊を一色銚範に賜ふ。山名の亂聞えて鎌倉の氏満、正月四日首途あり。事平くと聞えしかば、鎌倉に歸らる。奥兩國の國司を氏満に賜ふ。二月、大内義弘紀州へ赴き、山名義

理をせめ、泉州雨山、土丸等の城をおとす。十八日、滿幸因州青屋莊にて遁世。二十五日、義理藤代の城を落つ。二十六日、中務大輔氏冬降る。二十八日、義理父子三人出家、勢州に奔る。三月二日、細川武藏守入道常久卒す。六十郎從三島入道常頼殉死す。六月、氏清に屬せし軍千劍破にこもり、畠山入道と戦ひて敗れぬ。十月、大内介義弘南朝に通じて、兩朝御和睦の事を奏す。持明院殿大覺寺殿兩流かはるる御治世有るべし、まつ御和睦有て三種の神器を北朝へ御渡しあり、南朝の太子を春宮に立て奉らんとす。事調りて十五日に御合體。十二月二日、南帝太子還幸ありて大覺寺殿に入り給ふ。小倉殿とも、小倉殿とも、公家武家の臣供奉。三日、神器入内、南帝に太上天皇の尊號を參らせ、太子寛成春宮に立ち給ふ。吉野御領もとの如し。吉野十津川南帝の新院御落飾。延元二年よりこの年迄五十六年にて南北一統なり。伊勢國司顯泰も所領本の如し。按ずるに、此頃畠山河内を領して千劍破を攻落しければ、楠正勝は十以上衰へて和泉河内の和田楠が一族畠山大内か家人となるもの多かりしかば、南北和談とのへりといふ。

讀史餘論 卷十

○室町家代々將軍の事

應永二年、新田方小山若丸征討の爲、鎌倉の氏満二月二十八日古河に至り、小山出で戦ひて敗す。三月滿幸誅せらる。出家しぬれど明德の亂の張本たる故赦されず。三年春、大友修理大夫吉弘、右馬頭を殺す。大友を都に召して籠居せしむ。小笠原長秀、今川範忠、伊勢貞行に仰せて定武家儀式の後に、大内が方便にて、貞世止職と見えたり。さらば應永四年の冬か五年の事をいへ。四年の秋、少貳入道宗間菊池肥前守が兵起り、千葉大村是にくみす。大内義弘竝に弟伊豫守弘勝、六郎盛見是をうつ。伊豫守討死す。冬十一月、大友赦されて歸國す。大内功を待みて歸りければ、小貳菊池密旨をうけて大内を討りしなり。大内の逆謀こそは非なり。五年五月八日、畠山基國管領たり。徳元、武家三職七頭を定む。三職は斯波、細川、畠山、別當。七頭は山名、一色、土岐、赤松、京極、上杉、伊勢。その中に山名、一色、赤松、京極は京の奉行、別當。是を四職といふ。奏者は伊勢守貞行なり。又武田小笠原二人は弓馬の禮式奉行たり。又兩吉良、今川、澁川、武者頭たり。

京極は佐々木道譽が後なり。關東にても是に倣ひ、鎌倉管領をば將軍とも御所ともいひ、家老上杉を管領といひ、千葉、小山、長沼、結城、佐竹、小田、宇都宮、那須をば屋形といふ。

按するに、義満この舉、朝家の五攝家七清華などいふに倣ふといふ。攝家出來しは朝家の衰へし始めにて、其家五つに別れしは、攝家又衰へしはじめなり。義満かの衰世の政に倣ふ事、眞に不學無術の行なり。武家の衰へし事も是より始まれり。凡てこの人驕侈にして、やともすれば王朝の禮を僭竊して無知妄作、事の當否を計らず。父祖の餘烈を振ひ家を起しぬれど、創業垂統の深謀遠慮なかりし事情むべし。

六年の冬、大内亂あり。十月十三日に、大内左京大夫義弘泉州堺につき、平井新左衛門をして案内を申す。この人野心の聞えありて、青蓮院坊官伊豫法眼して召せども、故ありと申して參らず。和泉、紀伊、筑紫、中國の兵堺の城にみつ。南方の楠正秀、馬頭正徳の子、百餘騎にて馳せ加はる。菊池肥前守も堺の浦に来る。尾張の土岐宮内少輔詮直、池田周防守秋政、山名故陸奥守が子滿氏も同意たりと聞ゆ。是義満繼海和尚をして義弘をなだむれ共従はず。十一月八日、義満東寺に至り、十四日八幡にすよみ、管領畠山基國、斯波、細川、山名兄弟、京極、赤松、吉良、石堂、吉見、澁川、一色、今川、土岐、佐々木、武田、小笠原、

創業垂統
業を創め家
系を永く傳
ふることに
正秀一原本
「方秀」とあ
り一本によ
りて改む

富樫、河野、伊勢の國司の兵都合三萬騎泉州に向ふ。二十九日の卯時より戦はじまり、夜半に至り力盡きて互に退く。この時北畠左少將滿泰討死す、土岐詮直、池田秋政等尾州より起りて美濃に至り、土岐美濃守頼益に破られて長森の城に籠り、山名滿氏丹波の八田の莊より起りて日なり。戦ふ。十二月二十八日、堺の城の四邊を焼きはらひてせめいり、義弘島山尾張守滿家に討たる。菊池も攻めやぶられ九國に落ち行き、楠も破られぬ。義弘が子新介持盛降る。この時より島山基國河内紀伊を領し、細川に攝津和泉を賜ふ。この年七月、鎌倉滿兼謀叛の聞あり。十一月二十一日、武州府中に打ち出で、高安寺に陣して又足利の莊に進發す。明くれば七年三月五日、足利の莊より鎌倉に歸る。義滿と和睦あるべしと、上杉中務少輔朝宗入道禪助頼りに申せしが故なり。兩朝紀傳に見えし所此の如し。難太平記に曰く、大内和泉に攻め上りし時、我等野心の事懸ても不存。まして關東より一言も一紙も仰せ蒙りし事なかりき。只大内申し行はれけるにや、諸方の人並の御教書とて持ち参りしかば、即時に上覽に及びしかば、更に別心なかりしを、遠江國にて子供家人等關東に心寄せ申す故に遅參のよし人の申しけるにや、疑ひ思召すと内々承り及びしかば、九州に身一人海賊船を以て遣さるべしと有りし上意不審に存じて、國に下りて我身は隱居し

思ひたつ立
一本「思召

休めん一
本「休めら
申すげなる
一本「申
しける」
天下た
一本「天下
の天下たる
道を」

て、子供が事は上意に依て追て相計るべし、もし猶京都の御助なくば、今天下の爲とて鎌倉殿思召立つ事、御當家御運長久といひ、萬人安堵なすべきやと思ひなりしなり。京都より遠州に討手下る事必定と聞えし頃、關東にも御和睦の事上杉かたく申し行ふと聞えしかば、儲は鎌倉殿の天下の爲に思ひたつ事はなかりけると存せしなり。又曰、今度鎌倉殿思召立ちける事は、當御所の御政道餘りに人ごとに傾き申す間、終に天下無益の出入來て天下を奪はば、御當家滅びん事を歎き思召して、他人に取られんよりはとて御發起ありて、只天下萬民の爲の御謀叛と普く聞えしかば、あはれ誠に當御所も悉く御意を翻へし給ひて、一向善政とばかり思召さすとも、この間の殊に過つる御悪行御無道を少しやめたまひて、人の歎をも休めんには、なにしかは今鎌倉殿も思召すべき。是程人ごとに恨み申すぞと見え申すけなるだにも、御運もつよく御威勢いかめしくわたらせ給ふに、まして御政道の少しもわたらせ給はば、誰人かは鎌倉殿にも心寄せ申し語はれ申すべき。今も御怖畏によりて様々の御祈禱もしけく、關東御調伏などとかや聞き申す事も多かるを、何の調伏も御祈もうち捨てさせ給うて、天下た少しなりとも思召されんに、殊更天道も佛神の御心にも叶はせ給ふべきにと、愚なる心には存するぞかし。

入道一本
「入洛」

按ずるに、大内と滿兼との事、諸家の説詳ならざる歟。難太平記に據るときは、大内が兵を擧げしは滿兼の仰せと稱し、諸家へも滿兼の御教書を下して勢を催せしなるべし。大友歸國の時、義弘貞世にいひし言葉に、「今在京仕りて見及ぶるときは、諸大名御一族達の事更に心にくよ不存也」と見ゆ。されば今度管領職事など定められしを、かたはらいたくも思ひ、天下義滿の政をうとみし時なれば、鎌倉殿を主になし参らせんと、出て兵を起せしなるべし。かくて大内滅びしかば、上杉東西和睦を申し行ひ無事にはなりしなり。

九年二月、鎌倉滿兼の弟滿貞陸奥の管領として篠川の城に下向す。此時伊達大膳大夫政宗入道叛く。鎌倉より上杉右衛門佐氏憲向ひて、五月二十一日、戦ひて破れ、其後軍勢馳せ加はり、政宗うちまけて九月五日に降参。十年四月二十五日、新田義隆の子、根山中に隠れ居りしを、安藤準人して底倉の湯にて討つ。十三年の夏大明の使來り、義滿を日本國王に封じて冠服等を賜はる。是より永和の始、絶海、汝霖を明朝へ遣す。太祖に見えて歸れり。應安六年六月、大明の使僧、仲猷、無逸、鎮西より入道、峨嵋に置く。これは大明より三度まで使賜はりしに、筑紫にて菊地に留められて京に至らず。故に兩僧を

○義滿論

來らしむとなり。義滿驚き、其九月兩僧を歸さる。八年、義滿明帝に使を奉り、黄金千兩及び器物等を獻す。九年二月、建文帝書を賜ひ、日本國王道義と稱し給ひ、十年十一月、成祖書を賜ふて即位を告ぐ。十一年にも使來れり。偕又この年壹岐對馬の海賊彼國の邊を侵せしを、道義捕へて平けられしが故に勅書を賜ふなり。この後は例して將軍家を日本國王に封ぜられき。十五年三月、北山へ行幸。道義法服を著し數珠をもち、義嗣を携へて、門下に出て迎へ奉る。十餘日御滞留。管絃和歌の會あり。其座次、御製の次に沙門道義、其次に源義嗣其次關白藤原經嗣、以下なり。義嗣左馬頭に任じ、正五位下に叙し、又從四位下に昇られ、左中將になさる。此度義持は京都の留守たり。于時從納言たり。○一説に、この會は偏に義持が威名を置くせんがためなり。

四月、近衛左府良嗣關白に任じ、忠嗣と改む。是れ義嗣を避けしなるべし。同月、義嗣内裏にて元服、その儀親王に准じ、參議從三位たり。中將如元。于時十五歳。五月、前征夷大將軍太政大臣從一位准三宮義滿入道道義薨す。一、五、太上天皇の尊號を贈らる。義持固辭して不受ともいふ。十二月、大明の成祖より義持に慰詔を賜ひ、道義を弔ひ祭文を作り、恭獻王と諡す。

按ずるに、義滿幼くして父祖に繼ぎ、南征西征して終に南北を一統し、自ら西討し

て鎮西をも靖めたり。朝家を重んじて武家の禮を定む。室町家の盛なるこの時を最
とす。然れども天下唯其威に服してその徳を稱せず。是故に親しき一族鎌倉の氏滿
滿兼常に世を謀るの志あり。山名大内が亂天下危きに至れり。終に彼らをうち滅せ
しは天の幸といふべし。土岐康行、山名時義が子息等、讒人の申すに任せて猥りに反
人に擬して彼を討つ。されば天下の入安き心なかりしかば、山名大内が亂も出來し
也。然れ共今に將軍家の目出度例に此人を稱するには、いはれある事なり。一つに
はこの人の世より南北暫く一統す。後代其武威を稱す。二つには此人太政大臣に歴
上り、死して後太上皇の尊號迄を贈らる。武家の光榮を生ぜし事こゝに始る事を稱
す。三つには本朝の事のみならず、大明の帝より日本國王に封崇せられ、その名
譽外國に及ぶ。四つには武家の禮式を定めて永く幕府の例となる。五つには或は三
職七頭を定め或は功ある者に國々多くさきあたへられければ、その恩惠の廣きこと
を稱す。然ども所謂南北一統といふ事誠に一統せしにはあらず。もしその盟約の如
く持明院殿大覺寺殿の御末をかはるゝに帝位につけ申されなば、この後の亂れも
あるべからず。然るに唯一旦の詐謀に出でし所にして、終にその約の如くならざる。

尤も信を失ひし人といふべし。天下の主たらん者、信に止る事なくんば、何を以て
稱すべき。又太政大臣に上り日本國王に封ぜられし類も、たゞ人などの其勤勞によ
りて官加階したらんこそ誠に光榮ともいふべけれ。當時此人の權勢を以て、何を望み
てかその心の如くならざるべき。されば世に傳ふる如きも、この人三十七歳の時こ
の官を望み申されしに、平清盛が外、武家この官に任ぜられし例なし、いかにや有
るべきとありしを、大に怒りて、さらば公家の御領を押へ自ら國王と成りて細川島
山等を攝家清華に准せんと、謀られしかば、やがて勅許有りしなども申すなり。孔子
曰、名不正則言不順、言不順則事不成と。又名之必可言也。言之必可行也。
君子於其言無所苟而已矣、と見ゆ。夫所謂大臣とは人臣にして君に仕ふの官なり。
その官ある時は必その職掌あり。是を名之可言、言之可行とは申すなり。王朝
既に衰へ、武家天下をしろしめして、天子を立て世の共主となされしより、その名
人臣なりといへども、その實ある所はその名に反せり。我既に王官を受けて王事に
従はずして、我に事ふる者は我事に従ふべしと令せんに、下たる者豈その心に服せ
んや。且へ我受くる所は王官なり。我臣の受くる所も王官なり。君臣ともに王官を

僭竊一分に過ぎたる行なすること

原本無ニ通字。今補之。

受くる時は、その實は君臣たりといへども、その名は共に王臣たり。その臣豈我を尊ぶの實あらんや。義滿の世叛臣常に絶へざりしは、その不徳の致す所と雖も、且は又其君を敬ふの實なきによれり。その上身既に人臣たり。然るに王朝の臣を召し仕へて、是を名付けて昵近とし、御家禮とすといへども、僭竊の罪豈萬代の譏をのがれんや。世態既に變じぬれば、その變によりて一代の禮を制すべし。是れ即ち變通するの義なるべし。もしこの人をして不學無術ならざらましかば、この時漢家本朝古今の事制を講究して、その名號をたて、天子に下る事一等にして、王朝の公卿大夫士の外は、六十餘州の人民悉くその臣下たるべきの制あらば、今代に至るとも遵用に便有るべし。又武家の禮式を定められしなどいふ事は、漢家一代の禮も叔孫通が議せしまよなれば、今更講するに不及。三職七頭を定められし類は尤も是弊政也。是つひに僭竊の臣を唱ふ所にして、この人の子孫それが爲に弱められし事世に知る所の如し。功ある者に國多きき與へられし事は是れ一つ、世俗の者の稱する所にて、國を計る者の尤も畏るゝ所也。近代にも豊臣太閤を今に至る迄人の稱しいふは唯この一事なり。古の人、赦を論じて、小人の幸君子の不幸といひし事あり。この事又

其愛子を云一「其愛子をして死にいたらしめらるる」

それに同じ。小人は恵を懐ひ土を懐ふ習なれば、いかにもして祿厚く家富んと思ひ願ふは世のつねなり。されど纒に六十餘州の地を、或は十ヶ國或は五ヶ國七ヶ國づつ合せ領せしかば、その餘功有る者にあたふべき地とてもなく、義政將軍の代に至りて、太刀刀又は書畫器物に價を定めてそれを以て賞せられし。天下の人争か利に赴かざらん。かゝる深謀遠慮なき事いかでか稱するにたらん。豊臣太閤も六十六州悉くに割きあたへ、今はせんかたなくて、朝鮮をも奪ひ取らんと思ひ寄せて、遂に世の亂を引起し、その家をも滅されき。且は義滿幼子を愛し長子を惡み、身死して程なくその愛子を死を得ざらしめらる。あさましかりし事どもなり。凡そ此人驕恣の性にて信義なき人におはしき。その代にありし今川貞世入道が論ぜし所、尤も其病に當れりとこそおほゆれ。

義持は應永元年十二月、九歳にて元服して、正五位下左中將になされ、征夷大將軍を讓られ、二十三歳の時、道義薨じ政を親らし。治世二十一年なり。應永十七年、鎌倉の滿兼卒す。三十四、〇一説に、その子持氏つぐ。この月新田貞方の子、を捕へ、侍所千葉介をして七里ヶ濱にて斬る。十八年七月、飛騨國司姉小路參議尹綱を京極加賀守高數して討

「園田」
懸田一本

だしむ。向井小島の兩城落ちて伊綱うたる。二十年八月、稱光院即位。後小松の皇子。時に十二歳。この時伏見殿も南帝の太子も御位の事を望み給ひしかど、武家實仁を立て申せしによりて、伊勢國司竝に大和、紀伊、河内、陸奥の官方一同に訴ふる旨あり。御即位事成りしかば悉く謀叛すといふ。十二月、奥の官方伊達松丸懸田播磨守等大佛の城にこもる。持氏島山修理大夫國詮に二本松命じて攻め落す。二十一年九月、伊勢國司滿雅御即位の事に兵をあぐ。關一黨、神戶、峯、國府、鹿伏兎等也。大和、伊賀、志摩の兵悉く馳せ集る。北島俊泰のみ京にくみす。二十二年の春、滿雅俊泰が坂内の城を攻めとる。設楽は京にあり兵をして木造、阿射賀、多氣、大河内、坂内、玉丸等の城を守らしむ。義持土岐左京大夫持益を大將として、北畠中納言俊泰等をして討たしむ。寄手城々をおとして、國司のこもる阿射賀を圍む。城堅くしてぬけず。九月、南帝の太子重ねて御即位有るべき由にて事平ぐ。この年四月、鎌倉の家老上杉氏憲持氏と隙出來て、二十六日より籠居す。上杉安房守憲基管領たり。氏憲入道禪秀竊に同意の輩を催し南方の亂を待て兵を起さんとす。七月に至りて、關東の兵鎌倉に馳せ集る。二十日に歸國すべきよしを持氏より下知す。二十三年七月中旬より八州の兵鎌倉に集る。十月晦日、大納言義嗣を林光院におしこむ。義持の代となりて中納言に任じ、其明年

「一揆」一本
「一族」一本

大納言 即日出家。法名道繩。一説に義嗣出家して、是は道義在世の日、將軍を廢して義嗣を立てたり。んとせしに、その事ならずして薨せらる。義嗣ほいなき事に思ひ、今關東の亂を悦び、滿隆禪秀に通じて京都を傾けんとせし事あらはれしが故なり。十二月二日の夜、持氏の叔父滿隆新編、持氏の弟持仲滿隆の猶子、犬懸入道禪秀の一家竝に同意の輩をあぐ。三日、持氏微行して憲基が佐介の館に至る。同六日、持氏扇谷の上杉彈正少弼氏定を大將として戦ふといへども、禪秀が方に諸國の勢馳せ加はり、既に十一萬餘。散々に攻めしかば、持氏戦ひ敗れて、夜にいで駿河國に落ちゆき、追ひくる敵の爲に討たる者多し。日を経て瀬名に赴き、今川範忠を頼み、氏定は藤澤の道場にて自害す。持氏豆州國清寺に有りと聞きて、敗軍の士かしこに集る。狩野介禪秀にくみせしかば、國清寺を攻めやぶる。入道が嫡子伊豆守憲方持仲に従ひて武藏國に向ひ、持氏御方南一揆、江戸豊島竝に二階堂等と戦ひ、うち負けて鎌倉に歸る。禪秀が増岩松治部大輔持國上野に起りて力を合す。義持此由を聞き今川竝に葛山に御教書を被成。二十四年正月朔日、滿隆、持仲、竝に禪秀等武藏國に向ひ、五日に世谷原に戦ひてかち、九日に戦ひて破れ歸る。是は岩松が、驕甚しくて皆人心はからぬ故なり。持氏、今川、大森、葛山、鎌倉を攻む。禪秀うちまけ、十

日雪下の御坊にて滿隆、持仲、禪秀、憲方、憲春、快尊等皆自害す。十七日、持氏鎌倉に歸る。岩松殘黨を催して、舞木宮内丞と戦ふ。五月、岩松をいけどり、閏五月誅す。子息宗純は落ちぬ。後新田の岩松三河の守と云ふ是也憲基再び管領たり。この後頼朝に頼せし輩也二十五年正月二十四日、義嗣を殺す。五、後に贈、從一位。五月十日、權大納言滿詮卒す。小川殿贈、左大臣從一位。是故の將軍の弟當將軍の叔父贈大臣の例歟。二十九年十月一日、日ありて雙出南方長徳寺殿惡黨を催さる。佐竹上總介持氏に叛く。閏十月、鎌倉比企谷にて合戦。佐竹うち負けて自害す。又常陸國小栗五郎滿重叛く。持氏上杉小山して追討せしむ。三十年三月、源義量將軍に任ず。七月、四月、長徳寺殿うたる。五月、持氏小栗退治の爲、下野の結城に至る。八月城落つ。小栗宇都宮、右馬頭持綱と共に落ち行くをうち、この餘組せし者共皆誅京都より小栗追討の多勢駿河まで來り、城落つると聞きて歸る。持氏武藏府中まで歸る。こゝに留りて驕恣の事あり。是によりて京都と快からず。三十一年三月、京より服西堂を使として府中に至らしむ。四月十二日、南帝後龜山院崩御。五月、服西堂上京。九月、又府中に來り、持氏をさまぐ、諫めて京鎌倉和睦。十一月、持氏歸鎌倉。三十二年二月二十四日、將軍參議正四位下義量頓死。九、義持政務をつかさどる。九月、志摩

三月一本
に無し
うち一本
「うつ」

「義持」一本
「義持再」

の伊雜浦に兵起る。兵をして討ち平ぐ。三十四年五月、赤松左京大夫滿祐同越後守持貞爭論のことあり。赤松が一族攝津、播磨、備前、美作、因幡五ヶ國を領す。滿祐は則祐が嫡流にて、持貞は則祐が兄の貞範の孫なれども庶流なり。されど持貞は義持の寵臣なれば、三州を賜はる。滿祐憤りて己が館に火をかけて播磨に歸り、白幡の城にこもる。義持怒りて細川持元山名滿熙に仰せて討たんとす。十月、諸大名一味して持貞が驕奢無禮の事を訴ふ。持貞異議に不及自害し、滿祐赦されて十二月十七日歸洛す。正長元年正月、義持不例。嗣の事評定あり。或は連枝の僧中を遷俗せしめんか。三人或は持氏然るべきか。いづれをわきがたきにより、管領、畠山左衛門督滿家入道道端石清水にて圖をとるに、義持同母の弟青蓮院義圓大僧正に定まる。既にして十八日に將軍從一位内大臣義持薨す。三十九日、義圓青蓮院をさり、三月十二日歸洛。左馬頭從五位下になされ、義宣と名のる。五、七月二十日、稱光帝崩す。七、皇子まします。七月、院にも、皇子おはします。是によりて帝いまだ崩せざりし時に、二月、義宣伏見に使用して、道欽の御子を迎へ、院に申して御養子とせらる。二十九日に踐祚。花園と申す是なり。按ずるに、義詮觀應二年に南帝後村上院を迎へ降られし日に、北朝の君崇光院を

ありしが一本ありしかば一本「字無給ひて一本「給ひ

永く一本「永々」

廢しまるらす。此時南帝光嚴、光明、崇光三院をとり參らせて吉野へ遷幸ありしが、義詮又崇光同母の御弟を北朝の君になし參らす。是後光嚴院の御事なり。その後六年を経て、三院をば都に返し參らせられき。義滿の世に至りて後圓融院踐祚の日、崇光院の第一の宮榮仁親王を位につけてまゐらすべしと議せられしに、細川頼之後光嚴院をひき參らせければ、其御子御位に定り給ひて、崇光院は持明院殿の嫡流なりしにかよりしかば、後光嚴と御兄弟の間も快からず。伏見殿既に崩じ給ひ、榮仁の御時には御領も減し、應永二十三年に榮仁もうせ給ひ、貞成其跡を繼ぎていよく衰へ給ふ。後小松の上皇の仰せにて無品親王の宣下ありしをも、稱光院の御憤深かりしかば、やがて出家し給ひて道欽と申せしが、その御子此度御即位をしり給へば、この後は永く持明院殿の御嫡流にて、崇光院の御末正統とはならせ給へり。南朝記に、大徳寺の休と聞えしは、實は後小松の皇子なり。されど賤しき腹にやどり給ひしかば、人臣の子となされて僧とは成り給へる也。稱光院の御世繼の事を議せられし時に、一休に問はしめて定め申さるべしとて院宣有りしに、和尙言葉はなく一首の和歌をば獻す。

常盤木や木寺の梢つみ捨てよ世をつぐ竹の園は伏見に

さらばとて伏見殿の御子に定まれりといふ。この歌かよれし物は、今も世の寶など申して傳ふるものあれば、さも有りしにや。心得られず。

南朝記に、この時南帝の宮御位御望みあれど、叶ひがたき事を歎き思召して、吉田の従一位守房以下御供にて御座を他所に移させ給ひ、南方の輩、彌恨を含む。十二日、宮は成。伊勢國に行啓ありて、國司北島兵を催し、又吉野にも官軍旗を擧ぐ。永享元年、將軍元服。畠山加冠。參議に任じ、將軍宣下、諱を義教と改め、權大納言從三位になさる。是初て參内院參の時の事。七月、南軍越智、十市、久世、萬年等吉野よりうちいで、所々にて合戦。畠山持國是をうつ。伊勢國司滿雅の討手には、仁木一色等をさしむく。土岐世保刑部少輔持頼大將たり。國司戰敗れて討たる。南帝の宮京と御和睦ありて、嵯峨に送らせ給ひ御出家の後、萬壽寺に入り給ひ、御法名覺理。後長慶院と申し奉る。滿雅の子顯雅も降れり。按ずるに、義滿初め南北を和せし日に、盟約せられし所は、持明院殿大覺寺殿兩流昔の如く互に御位を知らせらるべしとにて、三種の神器を北朝に渡され、南帝の太子寛成親王を東宮に立てらる。この後十七年を経て義滿薨じ、つひに盟約の如く南

「給ひ」一本「給ふ」

「南帝」一本
「南軍」

帝の太子を翼戴し奉らず。又四年にして後小松讓位の日、義持前盟に背きて稱光院を立て参らせしかば、南帝愼を含み諸國に兵をあぐ。この時義持南軍と相和するに、この次の御位には南帝の太子を立てまらすべしと約せしかば兵解けぬ。その後十六年にて稱光院崩じ給ひ、御位をつがるべき御子もなく、後小松の上皇にも又御子なし。この時においては義教よろしく南帝の太子を立て申すべき事にあらずや。さらば義滿義持の盟約も違はず、南朝の舊臣の愼も散じ、且は建武以來八十餘年が程に戦死せし南朝義士の忠魂冤魄をも慰しつべし。豈忠厚の至りにあらざらんや。それに腹あしく南帝の統を絶え、棄てまらせし事こそうたてけれ。是を譬ふるに、秦の張儀が商於六百里の地を獻せんと楚の懷王を欺き、遂に武關の會によりて楚王を執へて歸れるが如し。但しそれは欺きて地を少しく與へ、もして王を執へしのみなり。義滿義持義教等の南帝を欺き参らせし事は、三種の神器を奪ふが爲なれば、穿窬の盜の如しともいふべきにや。いかで天下の主たる者のしわざなるべき。されどかく彼等が爲に欺れ給ひしといふ事も、皆後醍醐院の御餘殃たれば、みだりかはしく彼の人々をも恨むまじき事にや。

公卿補任し
叙任の時日
を記せる書

二年の春、和泉、河内、紀伊の南軍も皆降る。近衛左大臣初めて南帝を離れ、みづからを立て紀州に赴き、堀内殿と稱し、南軍の餘類をかたらひ給ひしに、従ふ者多し。公卿補任竝に南朝記傳を按ずるに、後醍醐南山へ入らせ給ひ、光明院即位。建武四年四月五日に、近衛關白左大臣從一位藤原經忠吉野の宮に奔り給ひ、明年南は延應二年南帝崩じ給ひ、後村上院即位の日、南朝の關白に任じ給ふ。その後十四年、南帝義詮の請申によりて御和睦ありし明年南正平七年八月十三日に、五十一歳にて薨じ給へり。その子經家と申せしも、五十九歳にて、康應元年にうせ給ひしよし、公卿補任に見えたり。經家の失せ給ひし事も、後龜山院武家と御和睦ありし年よりは三年前の事なり。大系圖にも補任にも、經家の子の事はしるさず。今こゝに見えし所、永享二年といふは、經忠薨後よりは七十八年に當り、經家のうせ給ひしよりは四十年なり。然るに近衛左大臣殿と見えしはいふか。思ふに初といふ字の下での字、にの字を訛り寫せしにや。もしくは是經忠公初めに南朝をさりて紀州に赴き、みづから門戸を起し給ひ、その子孫の今又南帝の舊臣を聚め給ふといふ事にや。南朝記の第二卷開けたれば、南朝興國元年より北曆三年正平二十二年迄北貞治六年二十七年が

堀内殿
原本「堀田
殿」とあり

ありしは一
本「あり
しかば」

間の事見えざれば、いかにとも定め難し。然れどもかく思ふ事は、經家のこと補任に見えし所、貞治三年より康應元年の薨年まで、散位の中に載せて従三位とばかり有りて、其餘昇進の事もなし。この人朝に仕へられれば、四十四年の間一官一階をも進み給はぬ事や有るべき、是南朝にも又仕へられざりし事の支證とやすべき。さらば經忠の南朝をも去り給ひし事、何れの頃にやあらん。貞和五年の正月、高師直吉野に攻め入りて、南帝賀名生に通れ給ひし頃にや有るべき。もし然らずば觀應二年南帝義詮と御和睦ありて、都に還らせ給ふべしとて、八幡まで出でさせ給ひし頃の事にや。又こゝに堀内殿と見えしを、大系圖には堀川殿と、何れかよしとすべき。是又他の所見なし。

抑も王家衰へ給ひし後、兵革起りし始、保元よりこのかた、平治の亂壽永承久さて其後は元弘建武のみだれを大なりとす。保元の時關白忠通内裡に參られき。これは舍弟頼長新院の御方の謀主にて、忠通と不快なりしかば、事勢かくあらずしてかなふべからず、平治に信賴院内を脅し參らせしに、關白基實わづかに十六歳にてありしはいふに及ばず、その父の忠通を初め其餘の大臣、一人の奇策を出して君上の

むすほふら
れたる一縁
ある

慰め一本
「義仲をな
だめ」も
ある

急難を救ひ參らせんとせし人もなし。幸に清盛がはからひにて、院をも帝をも奪ひ參らせ、兵を起して逆賊をうち平けたればこそ、二帝御恙もわたらせ給はね、其後又清盛が驕惡を恣にせし時、關白基房を始て皆々それが威におそれ、一人の大臣朝家を鎮定せしものなし。程なく木曾都にうち入りせしかば、平家西海へおちゆき、帝も同じく都を出で給ひしに、攝政基通平家にもむすほふられたる人なりしかど、帝を捨てまゐらせ都におちとどまり、後鳥羽院の攝政にはなられき。幾程なく法皇義仲を討たれんとて僧法師かり聚め、遂に義仲が爲に幽はれ給ひしに、法皇を諫め止めまゐらせしにもあらず、又義仲を鎮められしにもあらず。前關白基房のやうに、に慰められしにこそ、帝位も御恙なかりき。さて承久の亂は、九條の廢帝の攝政道家、後鳥羽院を諫め申されし事もなく、又帝をすくひ參らせし事もなし。たゞしこの人は鎌倉の頼經の父なれば、義時がふるまひを惡しとは思はれざりしにや。その後義時三帝を或は流し、或は廢し奉り、後堀河を立てまゐらせしに、近衛家實義時がはからひにて攝政せらる。此人はかの基通が子にて、土御門院の御時の攝政にて、その後關白となり、順徳院の御時にもとのまよに關白たりき。されば二代の攝關にて

あるや一本ある哉
捧首鼠竄
こそく逃ぐる姿
近衛殿一經
忠

ありし人の、その君をば陪臣義時が爲に流しすて奉らせ、又それが計ひのまよに、後の朝に仕へて攝政せらる。凡そ此等の人々のふるまひ、いかで大臣の義ありとは申さるべき。思ふによく恥しらざる人々にてありけり。是を譬ふに、只五代の時の大臣によく似たる事にてあるや。中世よりこのかた、喪亂の際、節に臨み義を思ひ、力を竭し死を致すはたゞ武人のみなり。世すこしも、穩になりぬれば、尊位厚祿に居て武人をば奴隸雜人の如くに思ひなし、世亂れし時には捧首鼠竄して一人も身を挺んでて忠を致す者なきは、公家と僧徒のみなり。誠に國の靈害とは此輩をぞいふべき。されば天道は天に代て功を立つる人にむくい給ふ理なれば、其後武家世を知り給ふ事、其故ある事ぞと覺え侍る。然るに建武の亂出來し初に、近衛殿は北朝にしても關白になされしかど、それを捨て最初に南朝に參られき。其餘大臣にては吉田内大臣從一位藤定房なり。攝家の人々にては、二條師基も參りたまひ、後には關白し給ひき。二十一年が程隔たりて後、延文二年に一條の内嗣も參り給ひき。就中近衛殿、一條殿は共に嫡子にておはせし人々のかく有りし事、誠に其家祖に愧ぢ給はぬとこそ申すべけれ。家祖とは大繼冠昭 宜公等をさすなり殊には北畠源大納言親房父子の忠功、古の大臣

勸進一考證
して奏上す
ること

にもおとり給ふべからず。此世には朝廷の人々多くは義を思ひ節を守り給ひしにや、公卿以上南山へ參られし人々二十餘人に及べり。その下は猶多かり。ことに戰場にして命を殞せし人々も少からず。さればある人いひしは、その代に義をも節をも知りし人々は皆南に奔りて、北朝の臣たらんことを深く恥ぢにき。其餘北朝に残りどもまりし人々は皆恥なきの人なりといひき。さもありけめとこそ思はるゝなり。それが中、二條の良基は光明、崇光、後光嚴、後圓融、後小松五朝の帝師たり。その家これを以て榮とせりと申し侍る歟。某が思ふ所は、かほどの辱はあるべからざるにや。その身既に後醍醐の朝に仕へし人の、北朝の臣となりて關白に任じ、義詮の崇光院を廢し南帝をむかへ奉りし時、百僚をひきゐて吉野殿に參り、光嚴以下三帝吉野にとらはれ給ひしかば、又北に奔りて後光嚴御即位の日又關白し、剩へ此時に三種の神器を皆南方へ渡しぬれば、御即位の事いかにと傾け申す人々もありしに、「寶劍に尊氏を用ひられ、神璽には良基を用ひらるべし」と申されしかば、踐祚の儀行はれしなども申すにや。且武家の故實なども此家より勸進せられしとかや。其事よく五代の馮道がふるまひに似たるなり。かよる人をも博學宏才におはして代々の帝師に

「反謀」一本

山徳(比叡)山の僧徒

「憲直」一本

ておはせしなどと敬ひ思ふ事、よく義といふ事の明かならぬ俗にはなりたるなり。
 永享三年二月、將軍伊勢參宮。四月、高野參詣。供奉の大名二十三人。このついでに南
 方巡見。八月、赤松滿祐をめしこむ。その故は、義教近習の女房三人罪ありて殺す。其
 中に滿祐が女あり、是を恨みて反謀ある由聞えし故也。滿祐竊に播磨に奔る。九月、富
 士見物として駿河國に下向。日、今川範政館にて歌會あり。その後歸路。日、十月、京勢
 和州にむかひ、越智伊豫守維通をうつ。十二月、赤松をうつ降す。五年正月、豊後の
 大友中務少輔叛く。大内持盛、河野通久向ひて合戦。刑部大輔通久討死す。三月、小早
 川又太郎して修理權大夫持盛をたすけ、大友を討たしむ。十月、山門の衆徒そむく。坂
 本志賀に城守、山名持豊してせむ。十一月十三日より、十二月中戦やまず。六年正月、
 山徳降る。七年、山徳並に五山の僧數十人殺さる。九月、京勢越智をうつ。八年、畠山
 方河内守護代遊佐兵庫助を大將として越智をせむ。越智南軍を催し高鳥に城守。城嶮
 にしておちす。十一月、信濃小笠原大膳大夫、村上中務大輔と戦ふ。村上加勢を鎌
 倉にこふ。持氏これに應ず。上杉憲實諫めて、小笠原は京都御家人なり。私にうちがた
 しといふ。持氏悦はずといへども加勢をばやらず。これより持氏憲實快からず。九年三

十四日一以
 下三十四字
 一本に無し
 爲房一本
 「持房」
 白井城一
 此上一本
 「上州」の二
 字あり

月、高鳥合戦。四月、持氏上杉陸奥守憲直に仰せて、村上加勢と稱して武州本一揆の
 兵を催す。これは憲實を誅せん爲と聞ゆ。憲實驚きて、七歳の男子を七月二十五日上野
 へつかはす。八月十三日、持氏憲實が家へゆき和睦す。十年五月、大和一揆起り、吉野
 の官軍所々に起る。越智なほ高鳥にあり。一色左京大夫義貫、世保刑部大輔持頼を大將
 としてこれをうつ。六月、持氏の子賢王丸若宮元服。義久と名づく。憲實例の如く京の諱
 を望まるべしと數諫むれどもきかず。かれが參賀の時誅せらるべしと聞きて、病と稱
 して參らず。八月十四日、上州に赴く。十五日、持氏一宮時永を上野へさしむけ。十六
 日みづから武州府中に進發。二十八日、京都の勢和州に向ひ、多武峰をやき、高鳥の城
 をおとす。越智やぶる。九月、義教繪旨を請ひ御教書をそへて、上杉中務少輔爲房を大
 將として關東にさしむく。九月十日、菅根合戦。京方うちまけ。寺尾、熊谷等討死。さる
 四日より上杉憲實も白井の城をたち、十九日、武州分階に陣す。持氏の軍兵心を變じて
 是に従ふ者多し。二十七日、京勢足柄を越えて早川尻に至る。鎌倉方戦やぶる。十月三
 日、鎌倉の留主三浦介時高三浦へのがる。十七日、三浦兵大藏ヶ谷に放火。十一月一日、
 三浦介鎌倉にいる。義久おつ。粟田、石塚、河津等留り戦ひて死す。二日持氏降る。五日

出家。義久に家讓らん事を請ふ。憲實、このよしを京都へ訴ふ。義教きかず。七日、上杉憲實父子、一色直兼自殺。其即從憲實が爲に誅せらるゝ者多し。十年二月、持氏滿貞兼滿川殿の弟自殺。持氏四十二歳なりき。二十八日、義久自殺。憲實かの父子の命をこふ事數十度。事叶はず。是によりて自殺す。人は止めしかば出家し、豆州國清寺に閑居す。長棟庵といふ。十二年正月、持氏の餘黨一色伊豫守鎌倉をさりて、相州今泉の城にこもる。管領清方兵をして攻む。持氏の子春王、安王日光山にしのび、この月山を出て結城中務大輔氏朝が城に入る。野田右馬介古河に籠る。吉見希慶上州に起る。鎌倉方是をせむ。四月、兵庫頭清方等結城に向ふ。五月朔日、京より持房を下し憲實をも催す。一色左京大夫義貫系圖には、修理の大夫満範が子修理の大夫義範に作る。當時越智を攻めて和州三輪にあり。將軍の近く召つかはれし小辨といふ女、一色南帝に志あるよしを讒しけるに、實否をも糺さず、武田信榮に仰せて陣中にて誅す。一族三百人自殺。義貫が馬將軍の愛子。又細川護岐守に仰せて、土岐世保持頼を和州多武峯にてうづつ。持頼戰破れて自殺。智を討ちし大將なり。七月、一色伊豫守武州にて須賀土佐守が城をおとし、その後上杉と戦うて破れ奔る。信濃の大井越前守源持光永壽丸持氏の四男を取立て笛吹峠に起る。上杉兵してうづつ。此月二十九日より、京勢並

教貞一本「教具」

申せしは一本「申されしは」
平比に一本「年比の」
仰せて一本「仰せらるる」

わうすー和

に武藏、上野、越後、信濃等の大兵結城を圍みせむ。此時故の伊勢の國司滿雅の嫡子中將顯雅大河内の城にあり。二男少將教貞多氣の城にあり。將軍頻りに和睦をととのへてしたしみ、世保が伊勢守護職を止めて國司にあたふ。是は關東靜ならず、この時宮方起りなば大事なり、一統の後は國司の一族皆誅すべしと思ひて、かく謀られしといふ。九月義教異腹の弟大覺寺の門主大僧正義昭出奔。此人は慈悲深くして人の崇敬おほかたならず、南帝親王とも親み深し。南帝に勧め申せしは、「將軍かく威をふるひ驕をきはめ、天下盡く困窮す。願くは君を世に立て參らせ萬民の苦を救ふべし。五畿内の宮方年頃に恨あり、關東又大にみだれぬ。九州の菊池大村を催さんに、彼是御勢の不足あらじ。天下の反覆この時なり」とて、南帝に申して竊に勅使して、菊池に仰せて旨あり。菊池答へ申しけるは、「結城來年堅固ならば、來年の末には必ず天下反覆すべし」となり。これによりて南帝舊臣等を催さる。義昭僧正は病と稱して長髪す。久しく出仕を止め給ふ事心得ずとて、義教討手に向んとす。僧正坊官大和法橋一人を俱しておちらる。其形を圖して國々を尋ね、彼をうちなば敵御方をいはず、賞は望によるべしとなり。嘉吉元年三月、僧正薩摩に至り、民家に入り休み給ふ。からうすわうす等の農具を見て、其名を農人に問は

れしを怪み、都より尋ねられし落人必ずこの人なるべしとおもふ。其時僧正菊池へつかはせし状を、農人奪ひ取りて見るに歌あり。

花いかにわれをあたしと思ふらん常にかはらぬことしなりけり
やまかけの花こそいまは咲きそめし都はすゑとおもひやるべし
いよく怪みて、十三日にこれをせむ。僧正も法橋もうたれぬ。僧正辭世に、

あたなりとおもひし花の齡さへうらやましくもあすをしるかな

この月二十三日、義教伊勢參宮。大雨ふり、ものよけ多し。輿に入れられし劍、切あやまりてことものなり。草津にて是をみつめて、飯尾肥前守をかへして誠の劍を召すに、水口にて是を奉る。此度伊勢參詣の事は、國司もし義昭をかくし逆心あるにやと疑ひ、もし然らばみづから國司を討たんとの爲なり。五月、義昭の首上洛す。面に疵多くして疑はし。僧正の近習の童に見せしに、「僧正の御首ならんには、先年奥齒二つ落ちしそのあと有るべし」と泣きいひしに、果して齒なかりしかば疑をなさず。又結城も去る四月十六日におちて、氏朝持朝父子自害、竝に兵數千人皆討死す。春王、安王捕はれ、十七日に古河もおち、五月四日に首ども上洛。十六日に濃州垂井にて春王、安王二きらる。六月十六日一本「六日」

二十日一本「本日」
生し一本「多く生し」

殺す一本「弑す」
鶴羽一本「鶴飼」
教庸一本「教康」

かふむる一本「かふむれる」

二十四日、義教赤松満祐が爲に弑せらる。八歳、義教赤松伊豆守貞村が童の時寵愛し給ひしより、成人の後も愛猶深くして、満祐が所領備前、播磨、美作を分ち與へんとす。二十日に満祐が館へ入り給ふべしとかねてより仰せあり。是は満祐が庭の池中に鴨の子生しを見給ふべしとなり。此日満祐が二男、「今日の御入りは庭御覽の事にはあらず。貞村に所領賜はらん爲なり」と聞ゆ」とづく。満祐憤りて、渥美、中村、浦上等三百人等々に隠しおく。卯時に入りたまひ、猿樂酒宴の半に、まづ厭の馬を放ち、是を捕んとて門を閉ぢて伏兵起る。渥美屏風の後より出て將軍を殺す。羽の能をせしが鶴の羽のとき難起る。此時満祐の子を二郎教庸と一族左馬介進みて義教の手と名、渥美後へより首を給はるといふ。座中伺候の人々驚き騒ぎ、或は討たれ、或は同士討數をしらす。京極加賀入道道統、山名中務大輔、照貴命を殞す。斯波左兵衛督義廉、大内刑部少輔持世垣を越えてにけたり。満祐討手を待ちて一矢射て自害せんと待ちしに、諸人あわて騒ぎて時を移す。満祐父子三百餘騎攝津中島の所領に赴き、こゝにて將軍の首を崇禪寺に葬る。その後播州に赴く。七月二十一日、大内持世卒す。疵かうむる故なり。八月、畠山左衛門尉持國義勝を立て家をつぎ、從五位下に叙す。八歳、幼にして未だ將軍の宣下なし。持國と持世相繼せ、この月奏して満祐追討の給旨を成れ、二十六日、細川讀岐守持常、

國中に一本「國中は」
九月一日
「九日」
大山口一
本「山口」

○義教論

赤松伊豆守貞村、武田大膳大夫信貫は追手より、山名左衛門督持豊、同修理大夫教清同相摸守教之搦手より向ふ。九月、滿祐追手の陣に逆寄して蟹坂に戦ひ、京勢やぶる。重ねて白旗城を攻めんとす。細川は滿祐に親しかりしかば、先陣に向ひ、國中に他の勢をまじえず攻め入る。九月、山名大山口を過ぎて播州に入り、滿祐が蟻山の城を攻めおとす。同日、滿祐自殺。教祐並に一族おち去る。教康は後に勢州にて自殺。國司をめぐり、左馬助は朝鮮へゆく。十七日、播磨を山名持豊に、美作を教清に、備前を教之に賜ふ。教清は修理の大夫。この時に少貳嘉頼催促に應ぜず。大内教之に仰せて攻めしむ。嘉頼戦破れ對馬におつ。大内遂に少貳が領地をとれり。明德に山名氏清うたれ、堺の戦に大内義弘討たれしより、兩家少し衰へたりしが、これより兩家又起れり。

按ずるに、はじめ義持薨せられし時、嗣を議せられしに、畠山滿家石清水にて御願に任せし事前記しぬ。義滿の子七人ありき。長は義持、二男は大納言義嗣、己に義持に殺さる。三男は義圓僧正、即義教なり。四男は梵光院准后法尊、五男は大覺寺准后義昭、後に義教に殺さる。六男は相國寺永隆、七男は梶井義承僧正なり。その年長ざるを以てせば、義教四弟の前にあり。もしその人を撰まば義滿の子猶四人あり。此等の内其器に當れる人有りぬべきにや。又湘山星移録を見るに、義持息なかりしかば、關東の重書御重代まで渡し申されしと見えたり。さらば義持かねてよりの持氏を世嗣とせんと思はれしにや。滿家たらん者、よろしく人々の才を撰む事、忠仁公の光孝帝を諸皇子の中より撰み出されしが如くにあるべき事歟。然るに神に聽きて定めし事、譬へば庸醫の藥袋を手にして藥師號をとなへ、手をはなち其盤上に落ちし藥袋の藥をあつめて一方を立てしといふ諺に似たり。義教の惡徳天下既に亂れんとせしを見るに、石清水の神いかでかよる人をして、一日も天下に君として、萬民を苦しめむとはし給ふべき。神として知る事あらば必ず然あらじ。もしその神なからんには、人事を盡す事なくして神に聽きしこと、尤も愚なる事とやいふべき。されば義教の弑せられし事は、足利殿の家の爲、竝に當時天下の人民の爲には、大なる幸にてあるなり。此人今暫しがほど世におはせたりせば、必ず足利殿の世は亡びうせぬべし。これを以て思ふに、滿家が罪ひとり愚昧といふのみにはあらず。持氏の兵を構へて遂に其身も亡び、關東の逆亂これより止む事なかりしも、一つには義持かねて契られし所にたがひ、二つには義教の桑門の身として武家の棟梁にな

られしをかたはら痛く思はれしより起りしなり。さらば義教うせ給ひ、室町殿の家は事なかりしかど、東國の亂は遂に是より起れるなり。滿家が罪輕かるべからず。但し石清水の神の教に従ふといひなせしも、滿家が詐謀にて、持氏の憤りを慰めんとの爲なりしも知るべからず。

初め尊氏直義兄弟末年快からず、戦ひに及ぶ事度々にして、直義遂に尊氏の爲に毒殺せられき。其後義詮、直冬と戦ひ、基氏が忠厚なりしをも深く疑ひきらへり。義詮の子たゞ二人、義滿、滿詮のみなり。滿詮事故なく終りしかど、その四子をば悉く僧とせらる。義滿の子七人、義嗣を殊に愛せられしかば、義持の憤り深くして終に殺さる。その餘の弟悉く僧とせられき。是れ皆尊氏の兄弟、義詮の兄弟の事に懲りて、みづからの兄弟兄弟九人ながら皆々僧となせしなり。さればその身死せんとして家繼がすべき人なく、一度桑門に入りし人して家つがしむ。本朝の習俗、僧法師をば長袖などいひ名づけて、士類には齒せず。しかれば上には従ふやうにはあれど、下には心服する者なかりしなり。義教の子義政の弟も、又皆僧となしたり。世繼の事によりて終に兄弟心よからず。その家法不友不弟いと淺まし。且は天下の富をも

其代のもの
—當時の書籍

なかりしを
—一本「なかりしも」

人をして—
阿房宮賦に
「使天下之
人不敢言而
敢怒」

て、いかで長子の外を悉く僧とはせられし、心得難き事ならずや。思ふに、義に懲りて膾をふくの謂なるべし。義教の事論するに及ばずといへども、代の始に南帝と盟約に違ひて、諸國の官軍こよかしこに起り、更に安からず。鎌倉を滅して持氏父子二人をころし、兵連りて後又其子二人を殺し、舍弟義昭僧正をもころし、讒を信じ、たやすく一色世保等南方討手の大將をも殺して、叛く者常に絶ゆる事なく、天下の人薄。氷を踏むが如くなりし由、其代のものに見えたり。且は滿祐に弑せられしなど、自ら其死を招かれしなり。この滿祐といふ者、義持の時に、持貞に所領多くさき與へんとせられしを恨みて叛きしことあり、義教の代となりても、その女を殺し給ひしを憤りて、國に奔り兵を起し、戦の後力盡きて降りき。幾程なく又彼が所領を分ち奪んとせられしかど、その家に入りて猿樂酒宴して遊ばれし事、抑々いかなる心にあらず。これひとへに驕侈の餘に、人を人とも思はれず、當時何ものか我旨に違ふべきなど思ひ侮られしより、かゝる事出来しなり。その代に一人も其事諫め止る人なかりしを、よく驕甚しく、謂ゆる人をして物いひて敢て怒らざらしめられしものとぞ見えたる。

義勝九歳にて元服、正五位下左中將、將軍宣下あり。嘉吉三年七月二十二日薨す。十歳、治
落馬によりてなり。或は一色が、辭世に、

咲きてこそ人もさかりはみるべきにあなうらやまし朝顔の花

義成つぐ。八歳なり。後に義政と改む。治世四十九年なり。同二十八日、播州の浪人等滿祐が甥赤松三郎則重を立て兵を起す。山名宗全討ち平ぐ。按ずるに、則重は滿祐が甥にあらず。從弟か。九月二十三日の夜、南兵吉野十津河、河内

紀伊の國人等、南帝成を助けまらせ、三百餘の勢二手になり、一人は楠二郎大將にて、大内に入りて清涼殿に入り、一手は大和の越智大將にて、局町より攻め入り放火す。

は近衛前殿下の第に潛幸。南兵三種の神器を取りて、内侍所の唐櫃は、東門の警固佐々木黒田判官に取り返へさる。神璽は吉野に送る。寶劍は札を付けて清水寺の御堂にすつ。さて南兵は比叡山の中堂にこもる。二十五日、京勢並に山徒中堂を攻む。楠越智戦死し、南帝御自害あり。長慶院。これは日野東洞院一品有親の郷導の由聞えて誅せらる。その子參議右大辨資親はその事を知らざれども、流罪と稱して誅せらる。文安元年八月、南

帝の太子二人のうち、一人は吉野の奥に神璽を保ち給ひ、國人南方の新皇と仰ぐ、一人は和泉、河内、大和の浪人を従がへて八幡に籠り給ふ。畠山軍勢を遣はし攻めしかど、利な

く、南軍勝にのる。細川出羽守戦ひて城落ちしかば、南兵紀州に赴く。二年正月、江州の佐木大膳大夫入道崇體父子故ありて自殺。佐々木五郎飯高山に籠る。三年八月、飯高を攻め落す。五郎自殺。九月、畠山家老游佐兵庫助等紀州に向ひ、南兵と戦ひうち破る。四年富樫二郎方、伯父富樫入道安高方、細川と加州の守護職を論じ、半國を分つ。八月、鎌倉持氏の子永壽王をば信濃の住人大井越前守持光かくし置けり。元服して左衛門佐成氏といふ。是義成の名を、上杉安房守憲實は持氏を亡し、その後出家して豆州に有りしを、かさねて京の催促とて結城をも攻めし事を恥ぢて、徳丹清藏とて二人の子出家せさせて、引連れて西の方に遁れて、應仁元年、周防國にて死したり。伊豆に一子を捨て置きしが、成長して龍若丸といひけり。かくて上杉の家人等相議り、長尾左衛門入道昌賢等京都に請ひて、永壽王を鎌倉殿と仰ぎ、龍若を右京亮憲忠と名のらせて執事となす。十月、游佐等又兵を聚めて湯淺の地をおとす。南帝の宮竝に楠二郎をうつ。五年正月、大臣以下御所に參賀す。義成左馬頭になさる。南方退治の賞なり。同二十七日、懸南帝の太子竝楠首、康富記、文安元年八月六日の下に、南方宮方於大和吉野奥被擧御旗之由、自熊野本宮注進、上野宮御部類歟。按ずるに、上野の宮とは、成良親王の事を指すか。五年正月の下、十日、舊

持氏の子
此下一本に
「永壽王を
立つ、初持
氏自殺、春
王安王いけ
どられて殺
さる、末子
二十六字あり
地一本
「城」
康富記一中
原康富の日
記にして、
應永八年よ
り康正元年
に及べり

部類一本
「部字なし」
南方部類一本
「討」南
方宮部類

御子一本
「御弟子」

持憲一本
「持富」

冬於紀伊國南方部類其類京進。自畠山殿被執進之。相當年始御敵之頭至來。爲後珍重仍爲其今日上下の人々被進御太刀者也。二十三日之下に、件宮、去年十二月二十二日於紀伊國隱謀露顯の間奉討之云々。二十七日の下に、この首圓滿院門主令還俗。於紀伊國北山云所。有隱謀企之間、畠山左衛門入道仰國人等、去年十二月二十二日、於紀伊國奉討之、南朝護性院部類云々。

按に諸門跡系圖に、行悟南朝後龜山院の皇子後圓滿院宮僧正、圓悟は南朝五常院宮の御子、號圓滿院と云々。康富記にはゆる護性院は、即ち門跡系圖に所謂五常院なるべし。その部類ともしるし、又前門主とも記したれば、この度討たれ給ひしは行悟僧正なるべし。然らば南朝記に、南帝の太子三人おはしますと記せしは、この時高福院殿と行悟とおはせしなるべし。

八月、赤松左馬助教祐、朝鮮より歸りて、家起さんとして誅せらる。寶徳二年四月、鎌倉の成氏上杉憲忠不快にて、成氏江島にうつり、濱にて合戦。八月和議成りて成氏歸座。享徳三年四月、畠山尾張守政長と、伊豫守義就と管領左衛門督持國入道徳本が家督を争ふ。初め徳本が子なかりしかば、弟尾張守持憲が子政長を猶子として、總領とす

恩劇甚だ
騒がし
二十三日一
一本「二十
二日」

任ぜられ
此下一本
「許され」の
三字あり
成久一本
「成之」
應仁記一應
仁の亂の顛
末を記せる
もの

べきよし約せり。後義就出生せしかば、是に家譲らんとせし間、兄弟不快にて終に争論となり、政長は徳本が家を出て、細川勝元が宅にゆく。その家人は山名宗全が家に遣す。八月、徳本が家人皆山名が宅に赴き政長に屬せり。洛中恩劇。二十一日の夜、徳本は伯父滿則が事か、が家にゆく。義就は山名相摸守之が宅に來れども入れざるによりて、游佐河内守國助が家に入る。二十三日の夜、國助が宅放火。義就國助河内におつ。一説に伊賀に二十八日、徳本建仁寺の西來院に蟄居し、政長に家繼がしむ。勝元最負に依りてなり。徳本が一族諫めしかど、徳本用ひざれば、父子一族七人腹切て死す。按ずるに畠山が家やけし事、辭世に、

かばねをば東の山にのこせども名は西方にありあけの月

十一月二日、義政兵を徴す。山名を討たれんと爲なり。管領勝元頼りに諫しかば、宗全が訴ふに任せられ、宗全は但馬に退き、息男伊豫守は在京す。是は今度畠山が家の事、宗全が張本なりとて誅せしことぞ。十二月、宗全勳氣を蒙りしを以て、細川讃岐守成久赤松彦五郎則尙が舊領の事を歎きしかば、赦されて播州に赴く。則尙は滿祐が弟也といふ。さちば滿祐が弟義就が息なる彦五郎とばかり有りて、應仁記には彦五郎、この月鎌倉にて、上杉右京亮憲忠殺さる。二十、これより上杉

の家人長尾と成氏戦始りて、關東大に亂る。康正元年正月、武州立河原合戦。府中合戦。この時成氏敗る。三月二十六日、徳本卒す。四月、山名赤松播州にて戦ひ、五月、赤松備前にて自殺す。山名罪ゆるされ、上洛して威を恣にす。

按ずるに、應仁別記には、この時彦二郎は伊勢への北島を頼みしかど、叶はずして自殺すとみゆ。南朝記には、満祐誅せられし時、教祐は伊勢にて誅せらると記し、其後文安の記に、教祐伊勢にて誅せらるとしるせり。是一人の事をまづしるし、後に記せしと見えたり。さてこの所の記にて彦五郎が事ばかりにて、彦二郎が事は見えず。王代一覽には、父と同じ年に伊勢へ下りて自害したるは教康と見え、十九歳、左馬介が殺されし所は、いづくにて殺されしとも不記、又其名をも不記。この度の事をば彦五郎則尙ばかり記せり。教康既に、王代一覽に、左馬助が死所を詳にせざる歟。

六月、京より上杉房顯、定政等に仰せて鎌倉をせむ。成氏敗れて落ち行く。十月岡部原にて合戦。上杉打ち勝つ。十一月、羽織原合戦。上杉敗る。分倍合戦。上杉うち勝つ。上杉武州五十子に陣す。康正二年の夏、畠山政長、義就河州萱振に於て合戦。義政二に

記にて一
本しるに
既一此下
一本「伊勢
にて討たれ
たらんには
教祐また伊
勢へ行く可
からず心得
がたき事な
れば」の三
十四字あり

命じて和睦せしめ、同入洛。南朝記には、この度政長義政の命に背きしかば、義就兵を備して河州に向ひ、六月二十

岡の邊を抄む。義政呼返。長祿元年九月二十六日、義政弟香嚴院を歸俗させ、二十 左馬頭政知と

名のらせ、關東の主とす。されども東國の兵多く成氏に志ありしかば、政知は伊豆國堀越

に住す。山内扇谷皆是を仰ぐ。王代一覽には、寛正二年十月 二年六月二十七日の夜、南帝高福

院殿崩御。神璽歸洛。南朝記傳に、満祐が家人石見太郎三條内大臣實量に仕へしが、赤

松が家絶えし事を歎きて、尊氏圓心を父と頼まるよ由の文書等をも見せしかば、「いかに

もして嘉吉の逆罪を免るゝ事や有るべき」とありしに、「南帝をうちて神璽を再び朝に獻

じて罪を贖ふべし」といふ。内府かくと奏し、武家にも仰せられしによりて赦さる。赤松一

族眞島、衣笠竝に中村彈正等と相議し、十餘人南帝に仕へん事を請ひしかばゆるさる。此

夜中村忍び入りて南帝をうち奉る。手負ひ給ひながら十津河に遷幸。終に崩御なり。中

村討たれしかど、眞島、衣笠等神璽をば奪ひ得て、都に歸りて大内に奉る。義政やがて

満祐が弟義雅が子に性存法師といひし、それが子一松丸とて五歳なりしを召し出し、赤

松二郎政則と號して、富樫入道安高が跡加賀半國を賜ふ。宗全憤りて石見をば闇打にし

て殺せり。應仁別記には三條殿に仕へしは石見太郎左衛門の尉、南帝を討ち奉りしは中村太郎四郎と云者なり、

石見がうたれしは、三條殿にて幸若舞ありて人々舞集して歸るに、注切のやうに討たれしとみゆ。

按ずるに、後醍醐南山へ遷幸ありしより、五十五年にて南北御合體、その後五十年には南帝ふたよび吉野に起り給ひ、其後十五年にて討たれ給ひぬ。すべて南朝百二十年にしてほろび給ひき。

讀史餘論 卷十一

○室町家代々將軍の事 中

寛正元年九月、畠山右衛門佐義就又義政の命に背き、河内へ退き若江の城に據る。尾張守政長して攻めらる。義就、嶽山金胎寺に城守して戦ふ事やまず。三年四月、義政、細川、山名、武田、佐々木等すべて二十餘州の兵をして政長を助けらる。金胎寺陥る。四年四月、嶽山陥る。義就高野山に奔る。政長是をせむ。義就ひそかに吉野山に通る。十二月、政長上洛。後土御門院寛正五年八月、政長管領たり。この年十一月、義政弟浄土寺の門主義尋を歸洛せしめ、從五位下左馬頭義視と名のらせ、天下を譲らんと約し、細川勝元をその執事とす。義政は廿九歳、義視は廿二歳。六年十一月、義政男子を生む。義向、御臺所、義向の母、裏松の女。竊に山名宗全を頼みて、その男を世にたてんことをはかる。宗全是に應ず。按ずるに、勝元は宗全が聲なり。勝元初子なくして宗全が子を養ふ。その後實子生れしかば養子をば僧とせり。宗全心よからず。又赤松二郎が家を立てん事を恨みて

給ひて一本「給はゞ」

三職—三人の管頭、斯波、細川、島山

六年—一本「五六年」

明巖—一本「明意」

分國—己が支配に屬せる國

ければ、義視世を知り給ひて勝元その權を執りぬべし。いかにもして義視をはからんとてこの事に應ぜしとなり。

明る文正四年四月、斯波右兵衛督義廉右兵衛佐義敏爭論の事あり。是よりさき、斯波の總領千代徳早世の事かして子なし。大野修理大夫が長子義敏をよつぎとして、三職の座におく。程なく甲斐、朝倉、織田等の家人と不快にて有りけり。伊勢守貞親が妻は甲斐が妹なりしかば、貞親によりて訴へしに、やがて澁川治部少輔義廉を立て給うて右兵衛督に任せられ、義敏を退けらる。筑紫に下りて大内左京權大夫教弘を頼みて有りしが、六年の後に、義敏が妻の妹貞親が妾となりて、新造と名づけて寵愛不淺、その妾貞親をして取りなさしめ、義政が息松王丸を鹿苑の蔭涼軒貞菴西堂の弟子となし、西堂して義敏赦免の事を歎けり。貞親が子兵庫助貞宗諫め止めしかば、貞親かれをへだて思ひしに、程なく義敏赦されて、寛正六年冬上洛して、十二月二十九日に、父修理大夫入道明巖と共に御所へ參る。この年の夏の頃、義敏を斯波の家督になされしかば、義廉しうとの宗全と議せしに、入道やがて分國の兵を召し集む。義廉も尾張、越前、遠江の勢を召して屋形に櫓を上げ、搔櫓をかきて待つ。諸大名も皆國々より兵を召し上す。洛中

の恩劇甚し。その時の落書に、

わかめ—若妻、若布

今出川殿—義長をいふ

義敏は二見の浦の蟹なれや伊勢のわかめをたのむばかりぞ
空蟬のうつよなき世に出でずともつくし義敏入りて居よかし

今出川殿は、義廉御汲引のよしいひ沙汰せし程に、御兄弟不快のやうにありしかば、義視勝元が家に竊にわたり給ふ。又貞親がもとへは、天下を亂る張行によつて細川山名上意を得て、討手をさしむくとしらせければ、四月六日の夜、貞親父子竝に新造、西堂、近江路にかよりておつ。義敏も同日北國に落ち行く。九日に諸大名連判にて貞親が積悪を訴へ、誅せられざらんには皆々出仕を止むべしと望みしかば、貞親追放の仰せあり。

貞親は近江のうらの鮒なれやめにまかれてぞ口にいりける

くみおきし竹の力の強ければ破れかねたるしふかはごかな

して—一本「こそ」

蔭涼をも誅すべしと望みしかば、是も請ふ所に任せられ、十一日に今出川殿へ日野内府を使として告文を送らる。同心の氣色なかりしに、一色伊豫守諫めしかば歸座ありき。さても畠山義就は日野内府北小路殿を頼み、御臺所へ歎き申せしかど、御赦されもなかりしに、宗全入道去る嶽山の戦にて彼が武勇を見てければ、彼をみかたとせば當家の爲

によりかぬと思ひて、姊の尼安清院して御臺所へ毎日申しければ、やがて出仕の事御ゆるしあり。文正二年十二月二十五日に、上洛して出仕す。其あした彼が旅宿の千本の地藏院の門扉に落書す。

右衛門佐いたゞくものが二つあり山名が足と御所の盃

明れば應仁元年正月朔日、管領島山左衛門督院飯を勤む。一日は恒例にて、管領へ御成始たるべし。しかるに明日の御成思召仔細あれば後日を期せらるべしとあり。政長「四年の間、八ヶ度の大儀の御晴して奉公他に異なり。別の御感こそなからめ、此後は如何なる事ぞ」と周章す。義就は政長屋形を追放して取らんとす。政長が方にも矢倉搔櫓かきて是をまつ。例の如く十五日山名が院飯事訖りて、夜半ばかりに今出川殿へ参り、室町殿へ入れ参らせ、義就上洛の上は萬里小路の館へ移らんとするに、勝元政長に力を合す。且は上意に背き、且は叛逆を企つるか、上使を以て政長に合力の事を止めらるべきよし室町殿へ申しければ、やがて上使ありけれども勝元承伏せず。遂に「諸家の輩政長義就に合力すべからず、たゞ相手むかひに勝負を決すべし」とあり。山名「此程晝夜四日迄歎き申せしに、此御下知はいかにや」といひしに、義就「御下知尤も願ふ所なり」とて、十八日

此後一本
「此仰」
義就ば云々
一本「義就」
就ば政長追
出して屋形
を取らむと
すし

主上御幸一
一本「行幸
御幸」
参りしかど
一本「参
りしが」

左馬頭持堅
一本「右
馬頭持賢」

に政長と戦はんとす。政長御靈の森に退く。是れ細川が要害に近ければ、その合力を思ふ故なり。宗全やがて室町殿へ主上御幸をなす。この日又勝元へ御使有りしかど承伏せず。義視より細川民部少輔教春を使となさる。教春身の暇申して参りしかど、勝元も政長に合力すべからざるよしを領掌す。落書に、

春くれば又うち返す島山なほいさかひの種を蒔くらん

かくて十八日の卯時より終日戦ひくらし、政長は勝元が助けざりしかば、その夜落ち行く。この時政長討死の上し申せしなり。

古具足御靈まできて尾張殿細川ぎれをたのむはかなさ

細川は墨俣川と名のれかし尾張そこなふ川とこそきけ

かよりしかば、洛中暫く静謐して、山名島山が驕奢最も甚し。かくて勝元が叔父左馬頭持堅入道内々勝元を勧めければ、宗全と軍起らんと聞えしかば、今出川殿細川山名が方に行き給ひて、和睦の儀を仰せらる。勝元が謀にて、赤松二郎が舊臣等播磨備前にうち入り、勢州へは土岐世保五郎政康うちいり、尾張遠江へは義敏が舊臣等打入、若狭今富の莊へは武田下向して、一色が家人を追ひ出す。宗全が方人憤りて、屋形々に要害を

構へぬ。五月二十四日、山名方一色左京大夫が構、御倉の正實が屋形を、勝元方成眞院
うち入りて陣取たり。明くれば二十六日、兩陣相分れて矢軍を始めた。此日勝元出仕
して、御旗竿を申し下して、四足門に御旗をたつ。○細川方、勝元（備前、丹波、讚岐）讚岐守政
之（阿波、備前、備中）淡路守路、和泉守護最、斯波義敏、畠山政長（紀伊、河内、越前）京極大膳大夫
持清（飛騨、出雲、赤松）赤松二郎（播磨、備前、備中）富樫介賀、武田大膳大夫國信（若狹、安藝）凡二十二州の兵十六
萬餘人。○山名方、宗全（但馬、播磨）相摸守入道（伯耆、因幡）守護、修理大夫（美作、石見）斯波義
廉（越前、尾張）畠山義就（内紀、伊予）修理大夫義純（能登）一色左京大夫義直（丹後、伊予）勢土佐、土岐左京大夫
成頼（美濃）六角四郎高頼、大内新介政弘（周防、長門、豊前）河野（伊予）凡二十七州十一萬六千餘人。
かくて六月より日々に戦ふ事止まず。洛中洛外悉く兵燹。八月、勝元主上上皇を花御所
へ迎へ参らす。是は義政山名に心を通じ給ふと聞えしかば、主上上皇を翼戴せんとの謀
なり。八月廿三日也。この月、義視伊勢國司北畠中納言教具が館に奔る。（應仁別記を按ずるに、義視五月二
月廿日、細川が屋形へ招ず。義政此事を尋られしに、御所様子には山名を御引あれば、この御所を頼入たるに計答ふ。廿二日に義
視より使して、一所にははさん事は勝元申交ふる故に、延引の由なりしに、等閑なき事肝要なり。たと其御所に義政より仰せら
れしかど、廿三日に戌の刻ばかり、御所を出て伊勢に下られしと見えたり。）二年正月より三月迄、東西の陣洛中にて戦へば、其方様もの
ども國々にて相戦ふ。四月、勝元義視を迎ふ。十月歸洛。然るに義視を勝元が君とせん

二十三日一
一本「二十
二日」
應仁別記一
應仁亂の事
を記せる書

御引一本
「御眞」
其方様もの
一本「其
外の者」

よし謀ると聞えしかば、義政も疑ひ給ふと聞ゆ。勝元その疑を解んため、義視を畠山に
上らしむ。（應仁別記に、十一月五日、義視上洛。十三日の夜、雨中に登山と見るせり。やがて宗全が陣に迎へ主君とす。十一月二
日、是より將軍
兄弟國を争はれし如くなりぬ。文明元年、近江に六角龜壽丸山名方にて起りぬ。大内
の留主二尾加賀守は主に叛き細川に屬す。この隙に少貳嘉頼が子教頼對馬より出て、筑
前の本領を取返し九州亂る。二年七月、一條關白兼良辭退。時に六十九歳。相傳の書悉
く兵火にゆく。その後奈良へ蟄居。その子前關白教房は兵庫へ下り、その孫房家土佐に
下る。その後赤松勢播磨より上りしに、兼良の孫殺さる。その時兼良、

とても死ぬる命をいかで武士の家に生れぬ事ぞくやしき
十二月、後花園上皇室町殿にて崩す。（五十一）三年正月、悲田寺に葬る。五月義政越前を朝
倉孝景に給ふ。越前は斯波領しけるを、家老甲斐兵亂のまぎれに主を殺し國を奪ひしを、
朝倉是をうつ。その後武衛の子孫浪人して關東へ赴く。尾張も武衛の國なりしを、家老
織田奪へり。（大系圖に、義隆は應仁の時朝敵に同じ。これは義隆を家督とす。義
隆は義隆の子に義隆と改むと見えたり。この人殺されしにや。）この年、古河の成氏、上杉顯
定に古河をおとされて千葉へおつ。四年洛中の戦猶やまず。義政の仰せによりて能登の
畠山登義、細川に降り、北國路開けて兵糧多く東陣に聚る。山名方の輩降る者多し。（應仁別
記に、

山名、一色被參、畠山左衛門の佐下向。大内新介降り、武衛土岐下向して、洛中靜謐。御所機軸にせまりけりと云々。五年三月十九日、山名右衛門督持豊入道宗全卒す。五月十一日、細川右京大夫勝元卒す。應仁元年より是まで七年の戦、勝負未決して兩方の大將病死す。されどその餘黨猶洛中に戦陣す。十二月、義尙元服、征夷將軍正五位下、左中將たり。畠山政長管領たり。七ヶ日にて止職。同義統管領す。九年十一月、山名方の大名皆々京を去りて歸國。義視は美濃へ赴く。山名方たりき、洛中靜謐し、畠山政長又管領となる。應仁よりこの年まで十一年に及ぶ。是より諸大名在國して近國を押領し、武家の威衰ふ。十年成氏顯定と和睦し、古河へ歸る。顯定は山内の家をつぎ、上野平井城に在りて八州を管領す。扇谷の修理大夫定正が臣太田道真が子道灌武州に在り。この父子が謀にて、在國の兵山内を背きて扇谷に隨ふ者多し。是より兩上杉戦に及ぶ。同十一年十一月義尙十五歳、判始評定始。是より義政は東山の東求堂にありて、古器古畫を翫び、年月を送り、北山の金閣に准へて銀閣を作らる。此時義政七年、古河成氏和を義政父子に乞うて赦さる。十八年、勝元が子細川右京大夫政元管領たり。此年、顯定が謀にて、太田道灌定正に殺さる。是より扇谷衰ふ。長享元年九月、佐々木六角高頼上洛せず。義尙親征。高頼甲賀山に奔る。義尙鈎の里に陣す。この年伊

四十二一
本「四十四」

伊勢新九郎
北條早雲

勢新九郎京より駿河へ下向し、今川に屬すといふ。延徳元年、長享元年より中、三月二十六日、將軍從一位内大臣源義熙鈎の里の陣中に薨す。二十、在職十七年なり。義政嗣なければ義視と和す。四月、義視美濃より歸洛落飾。その子義村を義政養ふ。二年正月七日、前將軍從一位左大臣准三后義政薨す。六十、治世四十九年なり。七月、義村將軍宣下。五、參議從四位下中將たり。三年正月七日、入道大納言源義視薨す。三十、四月、從三位左兵衛督源政知伊豆國に卒す。五十七、此人うせられし事、一説に、應仁記に義政天下の成敗を管領に任せず、たゞ御臺所香樹院春日局などいって、理非をも辨へず、公事をもしり給はぬ青女房、僧比丘尼達の計ひにて、酒宴嬉樂のまぎれに申し沙汰せられしかば、只今迄の最肩につのりて、論人に申し與ふべき所領をも、又賄賂にふけり、訴人に理をつけ、又奉行所より本主安堵を賜はれば、御臺所より恩賞を彼行。如此錯亂せし間、畠山兩家も去る。文安元年甲子より今年應仁元年丁亥までに纔か二十四年の中に、兩家互に勘當を蒙る事三ヶ度、赦免せらるゝ事も三ヶ度なり。これを見るに何の不義もなく、又何の忠もなし。又武衛の家に義敏義廉、纔に十年の中改動せらるゝ二度なり。是皆伊勢守貞親吹舉の下より出て、色を好み嬉著せし故なり。○その頃江州鹽津の住人熊谷といへる奉公の

迄の一本
の「字無し」
論人一起訴者

五番—此上に原書四番を関く
嚴麗—極めて華美
鹿苑院殿—
義滿
普廣院殿—
義教

者、御政道の不政の事をかなしみ、密々に諫言をつどりて一紙の状を捧げしに、義政大きに怒り給ひ、「諫むる所に一つとして道に當らずといふ事はなけれども、その司にあらずして、法を行ひ諫言を納るゝ條、狼藉是に過る事あるべからず」とて、所領を没收して追ひ出さる。○亂前の公家武家都鄙遠境の人民、憂悲苦惱せし因縁は、義政會て人の費に乘する事をしり給はず、心恣にもたせ給ひて、仁政を下し給はざる故に、もし五六年に一度あらん御晴さへ、諸家のよしき大儀ぞかし、然るに五年の中に九ヶ度まで執り行はれしこそ悲しけれ。一番に將軍の大將拜賀、二番に寛正五年三月、河原猿樂、三番に同年七月、後土御門院御即位、五番に同八月八幡上卿、六番に同九月春日御社參、七番に同年二月大嘗會、八番に文正元年三月、伊勢御參宮、九番に花の幸。是によりて諸家の大營、萬民の費、言語の不、及ところ也。○又花御所の墓、珠玉をみがき金銀をちりばむ。その費六十萬緡。竝に高倉御所義政の御母御臺所のちに入り給ふ腰障子一間の價二萬錢なり。是を以てその嚴麗をも計るべし。○是を以て諸國の土民百姓等に課役をかけ段錢棟別を色々の様をかへて譴責すれば、國々の名主百姓は耕作をし得ず、田畠を捨て乞食して、足に任せてもだへゆく。鹿苑院殿の御時は倉役四季にかよりけん、普廣院殿

九ヶ月—九ヶ度の誤に
夏の世云々
—書の湯誓に曰く、時日害喪、予及レ女借亡、これ夏の民が榮王を憎みたる言なり
○足利氏論
(一)

の御代となりて一年に十二ヶ月なされける。然るを當御代となりて、倉役の臨時繁く、かかりしかば、大嘗會のありし霜月には臨時九月、臘月にて八ヶ度なり。また彼の借錢を破らんとて、前代未聞の徳政といふ事をいひ出して、この御代に十三度まで行はれければ、倉方も地下方も皆絶えはてよ、夏の世の民の、此日いづくんぞ亡びん、我爾と俱に亡びんといひしが如し。もしこの間近臣の中に君を思ふ忠臣あらば、なか諫め奉らざらんや。然るに天下破ればやぶれよ、世間亡びば亡びよ、猶いやましに懸取りて、他より一段美をみがくやうに振廻んとする無道は、是猿犬の前表なるべし。
按ずるに、天下やと定りぬるに及びては、驕侈必ず生ずる事にや。記のしるす所を見るに、室町家の政亂れし事、既に義滿の代に萌し、義教の代に長じ、義政の時に至りて極れるなり。倉役といへるは、富商富民にかけて錢かり給へるなるべし。かく國用の不足するといふ事は、皆是れ上一人の驕侈によれり。その流弊下民に歸して、怨苦せし所の禍、終に又上一人に歸するものなり。天下の亂といふ物は、そのよる所端多しといへども、その根本は天下の財つきて、民窮り大名貧しくなれるよ事起るなり。我神祖府庫の金銀を御覽じて、「この金銀半にならん時に天下やと亂

るべし」と仰せられし。誠に深き神慮ありと覺ゆるなり。又天下亂んとは、驕奢の主出て、しかも天下に臨み給ふ事年久しき者と見えたり。義滿の治世四十一年。この時天下やゝ定りて、武家の禮式も備れるやうに、世には申し傳ふれども、この代に世の憂へ苦み、諸大名の恨み憤れる事最も多かりき。これたゞ上一人の驕奢による所なり。されど室町殿の代のさかりなる時なれば、動きなく世をも保ち給へり。その後義教治世は十四年なりしかど、天下以の外に苦み、この人今暫く世にましまさば、この代に天下は亂ぬべし。赤松がためにうせ給ひしは、室町殿の猶世を累ね給ふべきことの幸にて、しばしが程も世の亂おそかりしは、又其代の民の大幸にて有りしなり。さて義政の治世四十九年。この時に至りて天下の亂は出來しかど、その事の起りは皆々義滿に萌して義教に長じけるなり。況や四十九年が程驕奢を恣にし給ひ、天下の大名も下民も苦み窮りしかば、室町殿終に亡びしなり。猶もその代の内に亡びうせ給はざりし事は、世に英雄の人もなく、一つには天下久しく將軍の威に服せしいはれある故なり。仔細あるべし。大學に雖有善者亦無如之何矣とみえし事、さもある事なり。今出川殿の御事は、その代のものどもに見えし所、い

樵談治要一
政道の要を
記せる書▲
一條の太閤
は兼良

かにも温順の人にてまじりき。されど一日も位におはしませざれば、その徳澤の世に及ぶといふ事もなし。義尚將軍は、凡て室町代々の内にはすぐれ給へる人主にておはしき。思ふにその性質の美のみならず、父將軍の不徳にて世を亂り給ひしに、大きに徴りさせ給ひしが故なり。自らの徳をも修め給ひ、十一歳の御時より文學を好み給ひ、和歌をも嗜み給ひ、弓馬の藝を習ひて、書法をも學び給ひき。されば小槻宿禰雅久して論語を講せしめ、卜部兼俱に日本紀を講せしめられ、花御所の厩の前にて犬追物を御覽する事度々なりき。十五歳にて父に代り、天下の政務をしり給ふ。十六歳の七月、一條の太閤に望みて、樵談治要を撰ませ申され、十九歳の二日、詩歌の會を催され、二十二歳の時、大將拜賀の参内おはせしに、其禮にならひ給ひし由、世にも申し傳へ侍り。二十三歳の時、六角高頼を親ら討ち給ひ、甲賀に遁れ去りしを猶うたれんとて、鈎の里に陣し給ひし。其軍中にも孝經を講じさせ、春秋左氏傳を講じさせて聞召されしが、つひにその陣中にうせ給ひぬ。されば文事を好み給ひしのみならず、武事にも堪へ給ひし所おはせしと見えき。この人世にまします事年久しく、又善き人して政を輔佐し参らせば、若くは室町殿の代中興

御方一此下
に一本「人」
字あり
宗全方云々
一本「宗
全方人たり
し後には」

し給ふ事も有りぬべし。然るに兵亂の中に成長し給ひ、世をしろしめされし事續に
てうせ給ひぬ。よからぬ東山殿は世をしり給ふ事久しかりし程に、天下終に亂れし
なり。天のその邦家を亡さんとし給ふ時には、善者有りといへどもいかにもすべ
きやうなき者とこそ見えなれ。譬へば殷に三仁あれど紂王世を亡し給ふが如し。又
義政の代に天下亂れしこと、その根本は驕奢に起れりと雖、ことの端となりしは義
教弑せらるゝによれり。その故は滿祐が逆罪によりて、義量の御時に討手を向られ
しに、山名入道が一族功ありしかば、其賞殊に多かりき。然るに此入道天性はらあ
しく、おごりぬる氣有りて、畠山が家を亂り、赤松が家の絶えん事を謀りて、遂に
その婿勝元と不快にして、今出川殿を世に立て參らせんと、御臺所の御方申せしな
り。この人嘉吉の功なくば、いかでかくまで世を亂る程の勢は有るべき。さて又畠
山斯波各家督を争ひし事、亂の端となりし第一なり。畠山が事は初め政長を勝元が
最員にて宗全方の人たり。後には宗全又義就に荷擔して是を立んとす。斯波が事、先
には家老甲斐内縁によりて望みしかば、貞親是を用ひて義敏を退け、終には新造の
申すにつきて貞親又義廉を退く。又この時義政猶子して後實子出來しかば、初の志

變じ、勝元も猶子を僧とせしかば、宗全と婿しうとの中らひあしく、畠山も養子の
後に實子生れしより其家亂れき。公方も管領も猶子して後志の變せし事、共に同じ
く、山名伊勢が人の家を或は助け或は傾けんとせし事又共に同じ。されば世の至て
重き事、人の世繼の事ほど大切なるはなし。北條が鎌倉殿の嗣を絶えしこと、其後
天子の皇統を亂りて王室を弱め、攝家の支流を分ちてその勢をそぎしも、皆是れ世
嗣の事にあらざるはなし。孔子春秋を筆削し給ひし初に、魯の隱公元年に始められ
しも、繼嗣の事より國亂れしが故なり。禮記にもこの事を論じ給へり。されば異朝
にも、世嗣の事を殊に重くしはべり。我朝の古も、令の中に繼嗣令を撰みおかれ、近
くは我神祖天下の法式を定め給ひしにも、此事を返々仰せおかれし。是れ全く人臣
の家のみにはあらず、人君の御事にかよれるなり。東山殿の御跡の事、則これにより
て重ねて亂れしなり。闇主自ら邦家を覆へし給ふも、奸臣世を亂らんするも、必ず
繼統の事に起るなれば、よくよく心得あるべき事なり。
義政の時、天下の政二つに出し由、應仁記にしるせし所、後醍醐中興の政破れし事
の如し。是皆御臺所香樹院、春日局など内奏によるといへども、その事を執り行ひ

親元日記
寛正六年の
日記

しは皆伊勢守貞親なり。貞親が事、記に見えし所詳かなり。且別記にも、貞親は御所様の御父なり。新造を御母とぞ申し奉る。是程の遠慮なしなれば、天下の御大事可出来事を願すとは記せり。伊勢の系圖竝に小田原にてしるされし舊記を見るに、室町殿御父分たるよし見えたり。その餘のものに支證なきか。但し應永五年、義満武家の三職七頭を定められし時、伊勢守貞行を以て奏者とせられき。貞行が子伊勢守貞國、貞國が子從四位下伊勢守貞親なり。その嫡子兵庫助貞宗、のちに備中守、また伊勢守に任じき。是は金仙寺といひて、世に重く思ひし人にて、その父には似ぬ人にて有りし。貞親は文明五年正月、五十七歳にて卒せしよしなす。應仁の前後は五十歳許にもや有るべき。親元日記などを見るにも、彼が當時の權勢管領職事も及ぶ所にあらず。初め義満奏者の職を置かれし事、既に誤るにや。思ふにこの職は朝家の藏人の職掌によく似たる事とぞ覺ゆ。藏人といふ職むかしはなかりしを、嵯峨の御時より置かれしなり。續古事談を見るに、昔平城の御時までは、この國にもあさ政し給ひけり。その儀式、未だほのくの程に、主上出て南面におはします。群臣百僚各座に接す。四方の訴人さうなく内裏へ参り集て、高き机の上

竝に一本
「辨」

供御一御食
事

うれへ文の箱といふものを置れたりければ、あやしの民百姓まで申文をもて参りてこの箱に納る。史外記竝に少納言など次第に取り上げて是をよみ申し、群臣も各是を評定し、主上まのあたり勅定を下さる。うれへもし左右にあれば即ち問はる。申文多くして事の外に日たけぬれば、やがてその座にて供御を参らす。諸卿も御膳をおろして各是を食ふ。その政もししてはてぬれば、その後ぞ舞樂御遊などもありける。君の御心には、民の愁を聞召して御斷あるより外の大事なかりけり。嵯峨天皇より此かたすたれにけり。この君事の外に放逸にて、政を御心にいれ給はず。されどもその儀式は猶ありけり。五位の藏人二人をさして御椅子の傍にすゑて愁をきかじめ、群議を聞しめてのちに、聞召して成敗せさせ給ひけり。是今の職事の始なり。嵯峨の別業などへ常におはしましける故に、御暇なくして、みづから朝政にあはせ給はざりけるなりとみえたり。又職原抄藏人所の下を考るに、嵯峨天皇の御宇弘仁年中初置之。模異朝侍中内侍等職一歟。彼侍中尤爲重任、内侍者宦者之任也。或有卑之代、或有貴之時。古來宦者知事先賢之所謗也。唐玄宗以內侍高力士爲一品將軍。爾降内侍執文武之柄、遂亡唐祚。依之執政之官太惡、宦者本

定策國老 唐の文宗の 時以後官宦 專横を極め 皇帝の廢置 その掌握に あり定策國 老門生天子 の稱あり定 策は試験の 及落を史す る也門生は 受驗生也 驕逸一驕奢 逸樂

朝不必然弘仁以往少納言及侍從爲近習宣傳之職而此御宇初置當所と見えし。是等の記せる所を以て見るに、室町殿の代伊勢が家司る所は則ち本朝の藏人、異朝の内侍の職なり。貞親が代に至りて、威福の權彼が掌におちて、勢益々驕横にて、彼の明皇の世に高力士が省決章奏進退將相せしが如くなりき。甚しくしては義政の御父母なりなど自稱するに至る事。かの唐末の定策國老、門生天子の禍に異ならず。異朝の宦侍といふ者は、もとこれ刑餘掃除の人にて、士流なほ是を鄙む事をしれり。この貞親が如きはしからず。桓武平氏の流にて、弓馬の業を家にし、代の公方に近侍せし者なれば、その禍異朝の宦侍よりは猶甚しかり。かよる職掌の者出來て、謀議に與り威福を恣にする事。治世にてはなき事にて侍り、これ驕逸の主賢士大夫を見ることを憚りたまふ時に、近習の人してその宣傳の職を司どらしめらるより事起りしなり。この流弊遂に天下を覆すわざはひに至ることを知られんには、東漢の末、唐の衰へし代のことなど併せ按すべき事なり。我神祖かよることをよく鑑みたまひしにや、國初にはかよる職をば置かれざりき。凡はまた義滿の時管領四職等を定められしに、天下の大名を引きすぐりて、その職に任じ、殊に

從ひよる一本「從ひより給ふ」

十一一本「二十一」

は譜代の家を立てられし、かへすくも大きな誤といふべし。初この事足利殿の代の應仁の亂のよりて起るところなり。漢文帝の時賈誼が諫め申せしも、近くは明の建文帝の世の亂も、このことにて有りしなり。後漢の光武趙宋の太祖は能くこのことを心得給ひて、功臣藩鎮の權を收めたまひき。譬へば虎に翼を付くることのごとし。翼なからんだに、その爪牙の利畏るべし。ましてやそれに翼をつけたらんに、いかでか飛びて人を食はざらんや。このいはれをば近代織田、豊臣のごときもゆめく知りたまはざりしに、我神祖のみ能く心得させたまひし御事、誠に千古に卓越し給ひぬ。萬代の後までも從ひよるべき御事にや。昔北條が家九代まで保ちしも、この心得の有りと見ゆれば、そのなせし有様は皆々詐力に出たれば論ずるにたらず。この外に室町家開國の初に大きに誤りて、その代の末の亂も又是によりしこと二條あり。されどもその事勢をはかるに、如何にともすべからざる所なり。その一つには關東八州の事を基氏に分ち與へられしことなり。その後義滿の世、氏滿に奥兩國を與へられしかば、鎌倉殿管領の國既に十一ヶ國、その數は少かりしかど、土地の闊く兵馬の強き、恐らくは日本半國に敵すべし。されば義詮の代より鎌倉を疑ひし

「子」一本
「末子」

所にや一本
所にや一本
所にや一本
所にや一本

程に、その後は常々京鎌倉の間快からず。義教遂に鎌倉を滅されしかど、東國の者ども數世の舊主を慕ひ、京の御下知をも受けず。又持氏の子古河殿をとり立て主となし参らせしより、東國先づ亂れて、足利殿の代を終るまで遂に静ならず。されど義詮不器におはせしかば、尊氏直義相議して、其藩屏を立ておかれし事、一義なしともいひがたし。事勢いかにもすべからずとは是なり。二つには、幕府を京に開かれし事なり。義詮よりこのかた、代々の將軍、都の中に生長し給ひしかば、歌鞠管絃の遊にのみ日を送り給ひ、物ごとに華美を好み給ひ、武備ことの外に弛みしかば、稍もすれば強臣の爲に劫され給ひ、世も又隨て亡びぬ。されど足利の世の初には、南帝吉野に渡らせ給ひし程に、自ら北朝の御固めの爲に、都の内に幕府を開かれしなるべし。是又如何にともすべからざるものなり。抑々建都の事は甚仔細あるよしを申し傳へ侍り。我朝には平安城は誠に王者の都にては有りけり。有徳の君にあらすしては一日も保ち給ふまじき地勢にて侍り。されば何れの代の戦にても、京方一日も支へしといふ事をば不聞、されど桓武帝此京を定め給ひしよりこのかた千五百年が程、動なき帝都也。異朝の洛城によく似たる所にや。其後頼朝の大將は先

畏れて一本
多く

この心得を知り給ひしと見えし。昔源平の兩家相ならびて朝の御かためにおはせし時、弓馬の術いづれまさりおとりはあらず。保元平治の亂に平氏の勳功有りし事、源氏の起るに及びて、たつあしもなくかけ敗られ給ひし事、その家運の盡ぬべき時至れりとはいへども、平家の人々この年月都の内に住み給ひ、公家の人々と朝夕に親みならひ、武勇の事いつとなくうち忘れしに因ればなり。頼朝この事を遠からぬ鑑とおもひ給ひしにこそ、六十餘州が中に殊にすぐれて用武の國と申すなる武藏相摸の間に居をしめ給ひき。されば遙に世をへだて、高時入道が亡びし日まで、武事においては見る所ある事ども侍りき。その後基氏の代に又鎌倉をたもち給ひしかば、この所は後人の議する所にあらねど、今の代の天下の如く、人畏れて物盛りならんには、猶よからぬ所もありぬと覺ゆ。その後は織田殿近江の安土を御座所とせられしが、幾程なくて失はれ給ひしかば論ずるに及ばず。太閤秀吉初は聚樂に住して伏見に移り給ひ、又大阪の城を構へて、子孫萬世の御座所と思ひ給ひしと見えしかど、彼の地も武家の住み給ふべき所とも思はれぬ事ども多し。然るに我神

蠹害—害毒

不營—無量

祖東國に移らせ給ひし初、世の人は鎌倉をこそ御座所となさるべけれど思ひしに、左はなくてこの所に都城を定め給ひ、永世の業を開かれし神謀のほど、是又前古に超絶し給ひし御事なり。誠にこの所は文事武備兼ね全からんには、百代といふとも動きなかるべき地勢にては有るなり。

今の世、國の蠹害をなす事の東山殿の時より始れる事どもいくらもあり。此後何れの世にかこの流弊を改らるゝ善政はおはすべき。一つには、この公方は宮室を治め園池を廣め給ふ事を好み給ひき。今も東山に銀閣などの遺跡有るにて知りぬ。されば後來これらの事好める人、皆彼世の事を思ひしたひて是に倣ひしかば、民力を殫し國財を費す事多かり。二つには、この人萬の物に過奢を好み奇物を翫び給ひしかば、その世の工皆心力を盡して造り出せる翫器多く、今も東山殿の時のなりといひぬれば、世の寶とするもの少からず。是れ富貴の人の侈奢の心を開く媒となる事多し。三つには、この人天性心匠おはせしが故に、萬の事に物すきといふ事出来しかば、今に至るまで好事の人物ことに古式をいとひ、我巧智を用ひて新奇を競ひぬ。凡古禮の廢れゆくと不營の財を費すとは皆此物すきといふ事より起れり。尤も風俗を

牙儉—商人のさいとり

敗るといふべし。四つには、茶事を好み給ひて、古畫古器を多く聚め給ひて、今の世にも東山殿の御物なりといふ者はその價殊に貴し。かゝる事は閑人散士の聊か平生を娛むには左もこそあらめど、其流弊は難得の物を求めんとし、有用の財を盡して、士大夫の如きも牙儉の事に習ひて廉潔の風を敗る。五つには、この時驕奢の餘、天下の財既に盡きはてしかば、刀劍の價を定めらる。その價の高下を以て、奉公の淺深に従ひその賞に充て行はれし。その習はし今に残りて、君上に奉る物にも先其價を論ずるに至れり。いと淺ましき事とぞ覺ゆる。是等の五つを初て、後代の人奢侈を好む心生じ、國家の財を費し、士君子の風俗を敗る事、彼の治世四十九年がうちに出来て二百餘載の今に及べり。書の五子之歌に、内作色聲、外作禽荒、甘酒嗜音、峻宇雕牆、存一于此、未或不亡と見え、伊訓には、敢テ、恒舞于宮、酣歌于室、時謂巫風、敢有殉于貨色、恒于遊敗、時謂淫風、敢有侮聖、逆忠直、遠耆德、比頑童、時謂亂風、惟茲三風十愆、卿士有一于身、家必喪、邦君有一于身、國必亡と見えし。誠なる哉、是等の事身一つありてだに、家をも國をも亡しつべし。ましてやこの公方には一つとして残る所もなくおはしければ、世の亂れし

いはわ—此
下脱字ある

も理なり。實に天のなせる禍にはあらず。自なせる孽ののがるべからずといふべし。然るを今の人尤に倣ふの戒を知らずして、たゞその風俗を思ひしたふ事、いかなるいはれや、心得がたし。

義村は今出川入道大納言源義視が子なり。前職四年、再任十四年。義政につぎて後、明應元年八月、兵を帥て江州の六角高頼をうちて三井寺に陣す。高頼甲賀山にのがる。義村歸京。二年三月、河内にむかひ、畠山上總介義豊を討つ。管領畠山左衛門督政長したがふ。按ずるに、義豊は義村の兄弟の列なり。政長は今年卒せしと云。四月、義村正覺寺に陣す。義豊は畠山に陣し、ひそかに細川が家人三好二郎左衛門之長に通じて細川が加勢を乞ふ。之慶が子。主人右京大夫政元を勸めて義豊を同ぜしむ。義正覺寺を攻むるに及びて、政元是を助けて同じく攻む。畠山政長うたれ、其子尾張守尚順は紀州に走り、義村とらはれたり。かくて政元伊豆國より政知の男義道を迎へて主とす。其年六月、義村潛にのがれて越中に赴き、それより又周防にゆき、大内がもとによる。

義澄初の名義通、改義高。堀越殿の男。政元が爲に被立。在職十四年。于時明應三年、伊勢新九郎入相州取小田原城。六年九月、古河成氏卒す。其子政氏立。左馬頭

澄之一一本
澄元

たり。九年九月、後土御門院崩。五十、在位三十六年。亂世の最中にて御葬の料なく、四十日餘内裡の黒戸に置き參らせ、十一月葬る。後柏原院踐祚。先帝太子。永正元年十月、山内の上杉顯定と扇谷の上杉朝良と河越にて戦ふ。二年和睦す。この時北條早雲その子氏綱父子武州へ出で、その威關東に振ひしかば、兩上杉相共に北條を防ぎ戦ふ。四年六月二十三日の夜、細川右京大夫政元其下のために被殺。四十、是は政元の家人香西又六といふ者反謀ありて、政元が右筆戸倉といふ者に賂ひてうかどはしむ。政元愛宕精進の爲めとて、今夕浴室に入りしを戸倉殺せり。近習に波々伯部といふ者出て合ひしを、是をも一刀さしてにけ去る。波々伯部は死なす。政元外法を脩して子なし。下屋形讀岐守元勝が子六郎澄元を養子とす。系圖には、讀岐の守義香が子とあり。○細川が家四國を領せしに、領之より以來州、阿波の守滿之が後は阿州に在り。○細川が弟左近の將監義香が後は澄元を養子とす。澄元義澄を奉じて江州に奔る。香西等相議して、政元初め九條關白尙經末子を養ひ、九郎澄之と名乗せしを取り立て、嵐山に城を構へこもる。七月、澄之兵を引きて上洛。三好筑前守長輝等兵を發して、攝州より上り京に在る。八月、香西と戦ふ。波波伯部先がけて遂に戸倉をうつ。香西矢に中り死し、その黨破れ、九郎澄之殺され、洛中靜謐。澄元管領となる。十六、是より三好あらはる。

「義視」一本

心おかせ！
一本「心をよせ」
上皇「此上一本「主上」の二字あり

按ずるに、勝元始め子なくして、舅山名入道が子を養ひ、實子政元生れしかば、養子を僧となせしより、山名と心よからず。山名義政の御臺所に頼まれ義尙を保護し、澁川、畠山が家督を争はしめて世を亂る。是義視は勝元が輔佐する所なれば、まづ勝元が黨をさりとて後、勝元をも亡し義視を謀らんとの事と見えし。さて政長が義視にたしなめられし時、勝元忍びて是を救はず。世には義政の旨を重じて彼を助けずといへどもしかはあらじ。その時は義政義視共に山名入道が陣におはしければ、忍びて時を待ちしなり。政長が兵敗れて、義就家をしりたりしかば、山名が黨の志を得ておこたりし隙を窺ひ、やがて義政義視を己が陣にとりたり。されども義視は初より己が輔佐する所なれば、義政の疑あらん事を察しければ、はかりて義視をば伊勢へ奔らしむ。猶義政山名に心おかせ給ひしかば、やがて上皇をとりて陣中に置き参らせ、もし義政違變あらば、天子を挟んで戦んとせしなり。その後義視を伊勢より迎へしに、又雜説有りしかば、義視を再び山名が陣へ奔らしめ、義政義視兄弟の争の如くになしたて、山名と相戦ふ。是れ皆君の爲にせし所にあらず。己と山名と私の戦に、主を劫してその陣にとらへ置きしなり。そのみならず、兩帝をとり参ら

數十年「一本」十餘年」

せ、上皇終に陣中に崩じ給ひき。かくて數十年の間は細川ひとへに公方の御方の如くなれば、勝元死し山名も死せし後、代々管領の家たる故、その子政元父につきし也。政元管領とならざりし時、義豊と心を合せて政長をうち、主の公方義村を捕へ、義政の約せし旨有りとして義通を伊豆より迎へ、さてこそ管領にはなりけれ。その時義村不君たれば是を廢し、義政の約せし如く義通を立つと世には申せしかど、實は義村政長を失ひ、援立の功を以て管領たらんとすの詐謀なり。本意の如く管領たる事十五年、威福を擅にせしかど、おのれも又逆臣の爲に殺され、こゝにおいて勝元が血縁絶えて、政元が跡大きに亂れ、澄元澄之兩人相争ひし事、政元が義政の跡を亂りしに少しも違はず。遂にはその家を滅しき。天の報應尤もあきらかならずや。

義尹重職。村也。文龜元年、官職を停めらる。是義澄政元が請によりしなるべし。周防にある事十六年、明應二年より、大内介を頼み名を義尹と改む。永正五年正月、義興京の亂を聞きて義尹を取りたて、九州中國の兵を催して上洛すと聞えしかば、管領細川右京大夫澄元阿波へ奔る。將軍義澄江洲へ奔りて佐々木を頼む。四月、義尹義興和泉の境に至る。

つれづれ一本「連」

五月、三好長輝入道喜雲阿州より攝州へ渡り、細川佐々木が兵と共に義興と戦ひ、打ちまけて父子三人京の百萬遍の寺にて自殺す。六月、義尹入洛。七月再任、將軍、大内介管領となる。六年十月二十六日の夜半、盜幕府にいる。義尹自ら防ぎ戦ひ九瘡を蒙る。同月、兵を江州へさしむ。七年二月、京勢敗る。同月、上杉顯定家人長尾爲景が爲に越後にて死す。七十、この人十四歳にて越後より鎌倉へ赴き、關東を領する事四十餘年。子なくして古河成氏の子顯定と憲實が孫憲房を養子とす。八年八月、前將軍義澄江州岳山にて薨す。三十、法住院殿と申す。この月、細川右馬助政賢、勝元の叔父右馬、四國東國の勢を催し京を攻めんとす。義尹義興丹波に奔る。政賢京に入る。義尹兵を集めて歸洛、舟岡山にて合戦、政賢敗死す。九年、義興叙、從三位、軍功によりてなり。十年三月、義尹江州に向ひ軍敗れ、五月歸京。名を義植と改む。十三年、北條早雲三浦介導、その子新井惡次郎義意、少輔、を亡し、兵威強くなりて、兩上杉やうやく衰ふ。十五年八月、大内左京大夫義興職を辭して歸國。餘年、公家武家の事を執行ひしかば財盡きて歸るといふ。この頃公家武家同じく衰微、京師あはれてぬ。公家の人々義興を頼みてつれづれ彼國へ赴くあり。又國々の大名を頼みて下向の人々もあり。十七年、細川澄元と高國と

二十六歳一本「二十九歳」

戦ひ始る。初め政元子なかりしかば、故の管領右京大夫頼元が二男、馬頭滿國が曾孫民部少輔政春が男高國を養ひ、又九條殿の末子澄之を養ひしかど、曾々政元が心に不叶。さてこそ澄元をも養ひてけれ。されば高國と初より澄元とは間快からず。澄元義興が歸國をきよて、阿州より兵を發し高國と戦ふ。高國やぶれて江州に奔る。再び兵を引きて上洛す。是は義植澄元と心を合せ高國をうたんとし給ふよし聞えしが故なり。義植のかくあやうく逆節あり。澄元播州に奔り、三好之長京師曇花院にて擒となる。この年六月、澄元阿州にて卒す。廿六、舍弟晴元を嗣とす。大永元年三月二十三日、當今即位。是公家武家共に衰へし故、踐祚よりこの方二十餘年を経るまで大禮延引。三條道遙院入道の計ひにて本願寺より御即位料を調達せしかば禮行はる。此賞に本願寺代々門跡に准ぜらる。同月二十五日、義植京を落ちて淡路の國へおもむく。是を島公方といふ。復讐の後十四年及ぶ。此年七月元長囚を免れて阿州に歸る。

讀史餘論 卷十一

○室町家代々將軍の事 下

義晴は義澄の子 一説に、義植の子 治世三十年。細川右京大夫高國播州より迎へ、大永元年六月入洛。十二月、義植の官職を停めて、義晴任將軍。高國管領たり。入道して道永と號し、又常植といふ。三年四月、義植阿州撫養にて薨す。五十子孫今にあり。平島と號す。諸將相議して義榮を嗣とす。

三好家譜に、この時諸將は義持の弟義國を立んとするに、三好元長義榮を立つと見ゆ。大系圖には、義榮といふは、義晴の弟義維の子とするせり。何れも不審。義持の弟に義國といふ人なし。縱令これありとも、この時まで存生たるべきにもあらず。又義榮の父義維といふ人義晴の弟たらんには、この時義晴さへ十一歳なれば、その弟は猶幼かるべきに、子のあらんやうもなし。その上三好記を見るに、義榮永祿十一年に五十八歳と見えたり。されば大永三年には十三歳なり。誰人の子なりしにや。

若し又義維の子たらんには、義維といひしは、義植の弟か、義澄の弟かにてありしなるべし。

大永六年、高國讒を信じて、家人香西四郎左衛門光重を殺しければ、其一族皆叛く。この時に乗じて元長兵を阿州に起して、攝州に渡り泉州に至る。高國將軍の仰せを承りて、越前の朝倉、若狭の武田、江州の六角京極等の兵を召す。七年二月、三好が兵と京にて合戦利あらず。三月、元長自ら義榮晴元に従て堺に至りしかば、兵勢大に張り、高國が諸城皆おち、伊丹一城残り。高國兵をして伊丹を援ひ、自らは東寺に陣す。元長丹波の波多野孫右衛門、河内の遊佐河内守と謀を通じ、四國の兵を召して高國を攻めんとす。この時波多野は但馬丹波の兵一萬二千、遊佐は高國元長と和を講ず。享祿元年正月、和既に成りしかば、佐々木、京極、朝倉等の兵皆々歸國す。高國元長が偽り和せし事を聞きて伊勢に奔る。北畠植親を頼みしかど不許。江州に行て佐々木高頼を頼むにも不許。越前に行きて朝倉を頼むも許さねば、北海を渡りて出雲に行き、尼子を頼みしに是も不許。終に備前にのきて浦上掃部頭をたのむ。是により義晴も京を落ちて江州に奔る。朽木民部少輔植綱がもとにあり。晴元は堺にあり。二年、山崎に於て柳本彈正 香西が弟、伊丹彌三郎、私

晴元一原本
「晴之」に作
る今一本に
よりて改む

十三歳一
本「十一歳」

の戦ありて伊丹死す。伊丹は三好が縁者たれば、三好の者ども是を救はんと京より兵を發すと聞きて、柳本は枚方に奔る。晴元彼に援兵を遣す。元長是を恨みて阿州に歸る。晴元柳本して兵を掌どらしむ。伊丹の城をおとせり。三年の冬、晴元前非を悔いて元長をよぶ。晴元の弟持隆も元長と共に兵を聚む。元長阿州に歸りしをりうかたひて、高國兵を起せし故なり。十一月、高國攝州に渡り晴元が兵をうつ。晴元が將樂師寺やぶれて降れり。四年の春、元長攝州に渡りて晴元を助く。六月、元長高國と天王寺の邊にて大に戦ひ、高國敗れて尼崎に奔る。元長をして追ひて戦ふ。高國脱せざる事を知りて廣徳寺に入りて自殺す。按ずるに、高國管領たる事十年、一歳に、民家に隠れ大なる壺の中に在るを見出して殺すといふ。天文元年正月、三好が一族京にて柳本彈正が子甚四郎を殺す。是は伊丹の讐を報ゆるなり。晴元大に怒りしかば、元長入道して罪を謝す。義榮竝に持隆等異見せしかど、晴元不聽。六月二十二日、終に海雲を殺す。八十に、入道が妻三人の子を携へ阿州に遁る。この時長慶は十三年二月、一向門徒泉州堺をうつ。晴元の戦利なくして淡路に奔る。門徒堺に入りて住す。三月、門徒伊丹を攻む。木津長政京の日蓮宗を催して是を救ふ。門徒等敗れて死する者多し。四月、晴元阿州の兵を卒して兵庫に歸り、池田の城に入り、諸將して堺に向はしむ。門徒大阪に築いて守る。五月、大阪を攻む。門徒降る。

三十一歳一
一本「三十歳」

その後晴元京に赴き、義晴を朽木より迎へて管領となり、右京大夫と名のる。天文元年、義晴を迎へ管領となり、其後海雲を殺せしといふ。八月、大阪の門徒兵を起す。五年二月、即位の禮行はる。奈良三十一歳にて、神有りしかば、この年、今度の料は大内介義隆の子、調進せり。六月、中納言藤原兼秀敎使にて周防に下向、左京大夫義興を太宰少貳に補せらる。七月、叡山の衆徒大に起り、京中に亂れ入り、放火して日蓮宗をうつ。洛中大半焼けたり。是は日蓮宗門徒を破りし後、事の外に驕りしかば、叡山の僧惡みて征せしなり。八月、三宅出羽守國村其主高國が子晴國を殺す。是は近年大阪の門徒兵勢張りて屢々利を得しかば、晴國彼等に謀を通じて兵を起さんとす。晴元が將かくと聞きて、先大阪を攻めしに戦利ありて、こよかしこうち破り、又國村かくては謀成りがたしと思ひて、晴元を殺し罪を遁れんとせしともいひ、又己が志を立てんとせしを、晴國許さざりしかば殺せしともいふ。この年大阪の門徒大に起りて畿内所々に戦ふ。六年十月、御弓御所右兵衛佐義明北條氏綱が爲にうたる。初め古河成氏の子左馬頭政氏、河にあり。三男あり。長子は高基、二子は義明、三子は基頼といふ。かの父子兄弟不快の事ありて、義明は奥に下る。政氏は高基に家譲りて關宿の城にありて享祿四年七月卒す。政氏高基父子の合戦は永正四年の事なり。其故如何なることには詳ならず。其頃上總國の守護武

破り一本
「破りぬ」

古河殿は一本「古河殿の」
義明をば一本「義明の若君をば」

田盛三入道恕閑河守也 同國の原次郎と爭論の事あり。原は千葉が一族にて家人なり。千葉彼に加勢しければ、武田勝つことを得ず。謀をめぐらし義明を奥より迎へとりて主としければ、上總下總安房の國人等馳せ集り、その勢國に振ひし程に、三年の内に原遂にうちまけぬ。義明やがて彼が御弓の城に移りしかば、御弓の御所といふ。義明いかにもして關東をうちしたがへ、鎌倉の跡を起さばやと思ふ。このをりふし、北條氏綱早雲の子伊豆相摸をうち從へ、上杉と武藏の國を争ひしに、古河殿かれに結び上杉を滅して、數代の恨を散ぜんと思はれけん、彼が娘を子息晴氏の室とせられき。晴氏は高晴氏は高基の子かくて義明の兵威次第に強くなりて、古河殿は御爲もよからじと聞えて、晴氏は氏綱が加勢を乞うて義明を滅さんとせられしかど、氏綱上杉と戦ふ最中なれば、彼も御弓に使者を參らせ、其下風に從ひけり。かくてことし天文六年十月、氏綱御弓に迎ふべしと聞きて、義明舍弟基頼竝御曹司を始めとして、安房の里見義弘が軍勢を催して、鴻臺に打ち出で小田原の勢をかけやぶり、味方を待ちて居たりしを、三浦の城代横江神助ねらひよりて射ける矢に中り馬より落ちしを、松田彌三郎首を取りたり。義弘が陣も敗れて引き返す。逸見山城入道深手おひながら御弓に返りて、義明をばおとしけり。按ずるに、喜連川御所の祖精純は義明の子といふか。思ふに基頼の子なるべし。

尹時一本「尹村」

此年一原「廿年」に作る今一本に據りて改む一籠城一本「藏城」以下皆同じ

九年十月、細川氏綱氏綱は高國の子なり。實は右馬の頭尹時が長男泉州堺を圍む。晴元城に據りて防ぐ。城中討る者六百餘人。阿州に使用して長慶が加勢を乞ふ。長慶此時十九歳、持隆が兵を主りて隣國に名を顯せしが故なり。長慶はその父海雲を殺されし恨あれば、晴元助くべしとも思はざりしに、舍弟越後守實休諫めしによりて、自ら兵を引きて兵庫に渡り、越水の城に入る。神五郎政長入道宗三長慶入道喜雲が第五子是を迎ふ。宗三と共に氏綱が軍勢と戦ふ事度々に及ぶ。十五年十二月、義晴其子義藤を俱して坂本に赴き、日吉神主樹下が家にして義藤元服。この時細川三好が亂にて京都騒が管領代として佐々木六角彈正少弼定頼四品に叙し、加冠の役たり。二十日、義藤將軍に任じ、正五位の下、義晴は右大將に任ず。十六年七月、晴元上洛。晴元氏綱細川が兵河内にて相戦ふ。一説、此年三月、晴元並に三好一族京に上せんとする故に、將軍北白河邊に放火して攝州へ歸る。七月入洛、相國寺に陣す。佐々木定頼は晴元が男なれば、晴元に組して北白河を攻む。將軍父子城を燒て坂本に奔る。晴元驅放されて坂本に參り見參すといふ。十七年十月、長慶宗三父子と快からず。宗三攝州一籠の城に在り。勝政覆殺されて晴元に申せしに上れりと云也。十八年三月、長慶遊佐河内守長教と兵を合せて宗三をうつ。晴元京を出て攝州にきたり、多田一籠城に入る。佐々木定頼も晴元を助く。六月、長慶宗三と戦ふ。宗三うちまけて江口にて自殺す。晴元丹州に奔る。佐々木が兵戦はずして退く。將軍父子亂を避けて東坂本に奔る。十九

ふさぐ一
本「ふせぐ」

年春、長慶入洛すべしと聞えて、前將軍如意、嶽に城を構ふ。三月、義晴新城に移らんとて坂本を出で、病急にして穴太山中に留り、五月、遂に江州穴太にて薨す。十、義藤比叡の辻寶泉寺に移り、晴元定頼警衛す。

義輝初名は義藤、治世十六年、十九のとし家を嗣ぐ。その年、天文十十一月、長慶入洛して、東山阿彌陀峰に陣す。兵を分ち三井寺に陣し、大津を燒きて京境をふさぐ。義藤は寶泉寺をさりと朽木に移る。二十年正月、長慶京にいる。二月、兵を分ち江州志賀の晴元が陣をうつ。大に利あり。此年八月、大内が家人陶尾張守晴賢反して周防山口に向ひしかば、義隆やぶれて石見の吉見正頼を憑むとて落ち行くを追ひて、九日、長門の深川大寧寺にて自殺。四十五歳なり。この時二條前關白尹房、三條前左大臣公頼、左中將藤原良豐等も殺され給ひ、中納言藤原基頼、右兵衛督藤原親世は髪をおろしてにけ去る。義隆在世の日、中國八州より御料の白銀千貫目づつ毎年獻せらる。然るにその家人の爲に失はれしかば、陶追討の勅頻りなりしかど、將軍も三好もたやすく討つこと叶ふべしとも見えす。されど陶も勅勅をおそれ、義隆の甥大友新太郎義統が弟右京大夫義長を立て大内の嗣とす。この時大明勘合の印うせて、日本大明の往來やみしより、西蕃

義隆記云々
以下十八
行、原本に
なし一本補
ふに據りて補

の天主傳りしといふ。

義隆記には、陶尾張守隆房、美作守通麟入道が養子なり。相良遠江守武任善書の人にて、右筆の事より出頭して權をとれり。隆房が子なかりしかば、己が子を養子にたてしめんとす。隆房用ひず。是より讒をかまへて、隆房が所領三千貫の地南都東大寺の舊領ありしを還補し給へとす。その時かれが愁訴を申し始めしかば、三人謀を合せて、天文十九年九月十九日武任を討たんとす。義隆是を聞きて、兵を集めて陶に事の由を問ふに、其事なき由を陳じけれども、武任は其夜出家して筑前にはしる。義隆のいかり不止ければ、陶も富田へ十一月の始に在郷せり。義隆大友と謀りて陶誅せらるべしときこえて、二十三、四日より山口騷動し、二十八日兵ども集り、杉内藤も同じく反すときよて、義隆驚きけり。兵をも持し者一人も出頭せしことなければ、大將と爲りて出づべき人もなく、評定一決せずして、其日未時ばかりに法泉寺に引き籠る。要害に據らんとせしに、隨へる三千の兵夜に入りて悉く陶に屬す。二十九日、陶杉内藤が兵五千法泉寺をかこむ。二條殿調和ありて、義隆世を御曹司に譲らるべしとあれども不聽。晦日、二條殿義隆父子長州岩永へ奔んとす

るに、風逆にして大寧寺へ漕戻り、死に隨ふ者纔に十人と云ふ。義隆歌の師飛鳥井大納言雅俊、堯刑和尚、有職日野大納言資宣、廣橋大納言兼秀、郢曲持明院、中納言基親、衣紋冷泉入道、管絃東儀因播、岡兵部、禪學紫野、玉堂、儒書外記清三位官務伊治等なり。舞猿樂犬追物計にて、弓馬の道うとくして、家の老若この事を歎きつと、「無益の百家出頭なり。當家の武士はすたりなん」とつぶやくことがぎりなかりし。

二十一年正月、長慶が申すによりて義藤歸洛あり。晴元入道して不來。堅田より出奔す。二月、細川二郎氏綱阿州より上洛。三月、右京大夫に任ず。是より三好細川に代りて天下の權をとれり。長慶は洛中畿内南海の事を掌りて攝州に陣して、その家人松永彈正の忠久秀を京に居らしむ。この年、上杉管領憲政北條氏康がために上野平井城を落され、越後國にのがる。その子龍若丸は生捕れて殺さる。是よりさき天文七年、扇谷の上杉五郎朝定修理の大夫朝興の子は氏綱北條に打ち敗られ、ことし山内も氏康に滅さる。兵部少輔房顯が代享徳三年より古河殿と戦始りて、顯定、憲房、憲寛、憲政五世に傳へて、この年天文二十一年迄九十八年にして亡びたり。古河殿は成氏の曾孫左兵衛督晴氏の時也。二十二年二月、三好之虎豊後守その主細川持隆を弑す。是は持隆が世嗣員之晴元と謀を通じて、之虎をはかると聞えしに

よりてなり。七月、將軍晴元を京に召す。晴元が軍勢皆入洛す。八月、長慶大兵を引きて入洛し、將軍堀川の御所を攻めんとす。義藤山門に奔る。一説に、晴元と共に丹波へ落し、十餘日の後歸洛せりと。二十三年二月、義藤改名義輝。長慶丹波に向て波多野が諸城を落す。又淡州に渡り兵を催し播州に向ふ。弘治元年正月、播磨の國人等降る。この年、毛利元就陶入道全姜をうつ。元就義隆が爲に陶と戦ふ事年を経て、ことし十一月遂に是をうち亡し、長門周防を平く。三年九月、後奈良崩す。在位三十一年。六十正親町院踐祚。四十永祿元年五月、義輝晴元朽木より坂本に進發。長慶越水の城より京にいり、所々に要害を構へて芥川に歸る。一説に、朽木没落して、九月に坂本より進發すといふ。○芥川には義長在城。この月九日、長慶の將松永等白川にて義輝の兵と戦ふ。義輝の將細川持堅に討る者百餘人。十日、將軍如意嶽に陣す。佐々木義堅來り助く。長慶が兵進み攻めんとす。義堅和を請ふ。三好が將等越水に其由をつぐ。長慶が諸弟の兵悉く會す、和議成る。十一月、義輝將軍山の陣をさり相國寺に入る。長慶來り調す。十二月、義輝二條本國寺に移る。二年、長尾景虎入洛して將軍に見參。この年、長慶畠山高政を助けて、彼に背きし家人等をうつ。高政は畠山右兵衛の曾孫國が三男修理の大夫滿則が曾孫たり。又高政と議して細川氏綱を淀城に移し住ましむ。三年正月、即位。毛利元就御料を獻す。大膳大夫になされ、菊桐の御

安土日記
一に信長記
といふ、信
長の右筆た
りし太田和
泉守牛一が
信長一生の
事を記せる
書

藤孝等と相議して、高屋の城に河内半國を畠山高政に、若江の城と河内半國を三好義繼に、芥川の城を和伊賀守惟政に、伊丹の城を伊丹兵庫頭に、池田の城を池田筑後守勝政に、大和一國を松永久秀に、山城勝立寺の城を細川藤高にあたへて歸洛。
按ずるに、信長のこの舉更に心得られず。義輝をうちし逆賊の降を容れて、且賞するに國郡を以てす。さらば此度の軍は何の爲の事なりしにや。
義昭、十一年十月十八日、將軍に任ず。左中將從四位の上十一月、近衛關白前久武命に違ひ停職。
十二月、三好山城守泉州にて兵を起し、義繼が家原の城をおとす。按ずるに、三好譜に康長政勝安土日記に三好三人衆と記して、山城守日向守三とあり。又譜に長房政康といふあり。思ふに康長は山城守なり。日向守を政勝とするせり。政勝は爲三なるべし。系圖には因幡守一任入道爲三と見えたり。又下野守入道鈞閉齋あり。此兄弟は宗三の子とみえたり。長房と有。十二年正月、山城守日向守泉州を出て京にいり、東福寺に陣す。義昭本國寺にうつる。三好和田は池田伊丹に謀し合せて義昭を殺さんとす。三好兵を分て本國寺を攻む。桂川の邊にて義繼惟政と戦ふ。六日の事なり。義繼池田が兵敗れしかど伊丹が戦利を得しかば、山城守兵を收め引き返す。信長變を聞きて上洛し、二條の御所を造りて義昭を移し置き、五月歸國す。木下藤吉、村井春長を留めて京を警衛せり。八月、信長伊勢に向ひ、北畠具教父子を大河内の城に圍む。承祖と心を合せ信長の上洛をさへぎらんとせ

神祖—徳川
家康

しゆゑなりとぞ聞えし。九月、國司の諸城おちて和を講じ、信長の二男信雄を婿として信長の女を譲らる。元龜元年、信長越前に向ふ。世には義昭を救ひ申さざりしを罪してなりと云ども、朝と御教書を下されしに、是は信長の計ひなりとて、義長是に應ぜざりし故とぞ見ゆ。是よりさき三月、信長京に來る。此時神祖もきたり給へり。三好義繼、和田惟政、松永久秀等も皆來れりといふ。かくて朝倉を討たれん事を申されしとなり。信長の兵手筒山、金ヶ崎等の城をおとせしに、淺井備前守長政が兵起ると聞えて、信長は引き返す。この時神祖跡より軍を收め給へり。六月、再び信長兵を出して戦ふ。神祖は朝倉の兵を敗り給ひしかば淺井も敗る。七月、三好山城守等が兵攝州に起る。義昭加勢を乞ひしかば、八月、信長上洛して攝州に向ふ。畠山高政、三好義繼、和田、松永等が兵來り會す。九月、義昭も攝州に向ふ。信長天王寺の陣をさりて中島に陣し、野田福島兩城を攻めんとす。大阪門跡光佐三好と謀を合せ兵を發し、朝倉淺井が兵畠山に陣して、信長の將森三左衛門可成をうつ。宇佐山にあり。信長かくと聞きて、義昭を俱して江州に向ひ、畠山三好、和田、松永をとめて攝州の敵にあつ。義昭は三井寺に陣し、信長は宇佐山に入りて、兵して山門の敵を防ぐ。かくて義昭の仰せによりて、信長義景和議成りて兩方陣を開く。二年、信長叡山の僧朝倉淺井に同意せる事を憤りて、九月山を焼き

て僧徒を慶にす。安土記に。去年野田福島落城に及びしに、朝倉淺井坂本口へ向ふ。京都に亂れ入らん事を思ひ計りて、かしこをすてて引き返し朝倉淺井と戦ふ時、今度山門の衆徒一味せば、我分國にある山門領元の如く還附すべし。されど出家の身として彼をすてて我に組みし難くば、たゞ何れをも助くべからず。若しこの兩條に違ひなば、根本中堂を始て山王廿一社僧房經卷悉く焼はらふべしとありしかど、是に従はず。この年その言の如くに火を放ちしかば、僧徒等につけるを追つめく首をきる。この外美女少童數を知らず生捕りて、彼等は助け給ふべしといひしかど赦さず。數千の屍山上山下にみつ。やがて坂本に城を構へ明智に賜ふ。

按ずるに、中世より叡岳の僧徒兵仗を帶し、やともすれば朝家を劫し奉る。代々の帝王將相畏れて彼が申す旨に任せられしかば、その殘害すこぶる佛氏の所爲にあらす。然るに信長その破戒無律を怒りて、終にその山を燒き亡しぬ。その事は殘忍なりと雖も、永く叡僧の兇惡を除けり。是又天下に功あることの一つなるべし。

この年、信長内裏を造り、三年にして功成れり。その上御調物末代に闕乏なからんために、洛中の商賈に金銀を預けて、毎月その息利を貢獻すべしと約し、既に減じし公家衆

宋 東 輪 一 餘 川

相續のこと等を沙汰す。

按ずるに、是又豪傑の舉といふべし。

三年六月、畠山高政、家人宮城兵庫が爲に高屋の城に被弒。一説に、この年三好義隆松永久隆相謀攻しかば城おつ。義隆河州若江の城に入、久秀は和州志貴の城に、久通は多門の城に在り。○安土記には、畠山との隙にて、信長高屋を助くと云ふ。天正元年正月、信長十七個條を記して義昭を諫む。二月、義昭、武田は遠州に向ひ、朝倉淺井江州に向ひ、信長事ある隙を窺ひ、信長を討つことを謀らる。かくて石山堅田に要害を構へらる。信長兵して悉く敗る。三月上洛。義昭和を請ひ給ひしかば、四月歸國。七月、義昭、日野大納言、高倉宰相、相伊勢伊勢守、三洲大和守をして二條の城を守らせ、自ら宇治の眞木の島にこもれり。信長頓て入洛して、七日、二條を攻んとしければ、留主の人々降参す。十七日、都を立ち、十八日、眞木の島を攻め破り、義昭をば秀吉して河内若江の城に送り遣す。

按ずるに、義昭此後毛利輝元を頼りて備後鞆に住す。その年月竝にその由いまだ詳ならず。信長毛利との隙、公卿補任を見るに、天正三年、義昭三十九歳、在國の由見ゆ。

さらば三年に備後に下向せられしにや。又十六年在大阪。正月十三日落髮。同日准三后宣下。法名道慶。號昌山。慶長二年八月二十一日薨。六十一歳。號靈陽院。

○足利氏論 (二)

みゆ。藝州にてうせられし由を申すなり。又秀吉の關白となられし事、義昭の猶子として將軍とならんと謀られしに、その族姓を賤みて許されざりしかば、菊亭の晴季と謀りて關白にはなられしといふ。この事を義昭のおろかにおはせりと申せど、われはしかは思はず。

初め尊氏將軍となり給ひしよりこの人迄、凡て十五世、歴年二百三十九年にして滅びぬ。尊氏直義不快にして、終に直義毒殺せられ、義詮は其庶兄直冬、その同母弟基氏と不快にして、直冬又父と弟とに向ひ合戦す。義持義嗣を殺し、義教義昭を殺し、又持氏父子をも殺して、我身又逆臣の爲に弑せらる。義政義視は兄弟にて、義殖義澄從兄弟にて世を争ひ、義晴義榮再從兄弟にて又相争ふ。是れ又人倫の理なきに似たり。就中武威殊の外に衰へし事は、應仁の亂に山名細川が争より起りて、義政義視兄弟の間不快なりしより、その後義視の子を嗣とせられしに、政元是を廢し義澄をたつ。程なく政元被弑て後澄元高國相争ひ、澄元死せし後、高國義晴を立てて主とし、義植阿州に奔りて卒しぬ。晴元三好と共に義榮を奉じ高國と戦止まず。高國終に三好に討たれ、その子氏綱又晴元と戦ふ。後も晴元長慶不快にして、長慶

氏綱に屬し、氏綱管領となりしかど、天下の大權悉く長慶が掌握におつ。かくて晴元をば攝州普門寺にとらへ、氏綱をも淀城に移し、陪臣國命を執りしかど、又その家人松永が姦謀によりてその子弟を失ひき。其子義繼義輝を弑し參らせしに、山城守日向守爲三入道等その逆節を憤り義榮を迎へしに、信長義昭を奉じて主とせしかば、義榮四國に遁れて卒せらる。又程なく義昭も信長の爲に逐れて、足利の家亡びぬ。後又義繼も其家人に殺され、松永信長に敗られて自殺す。されば足利殿の家は管領の爲に弱められて、終に陪臣の爲に滅びぬ。細川が家もその家臣に逼られて、又陪臣に威福を恣にせらる。諸その逆威を振ひし三好も松永も又從て亡びし事、誠に是爾より出て爾にかへるの理とぞ見えたる。

○信長治世の事

天正元年より同十年まで

天正元年八月、信長越前に向ひ、朝倉義景を滅し、遂に江州に至りて淺井長政其父久政の下野を討平け、佐々木義綱が鯉江の城を攻め落しければ、義綱落ち行き、佐々木が家も亡びぬ。十一月、河内に向ひ高山高政が逆臣等を討ちしに、三好左京大夫義繼が家

かしこにて
一字一本
に據りて補

人多羅尾丹後守、同常陸介、沼左京、義繼を弑して信長に降る。四年十一月、北畠具教父子三人を殺し信意を幽ふ。初め信長北伊勢八郡を攻めとり、永祿十一年、神戸下總守と和平し、三男信孝十一歳なりしを彼家の養子となし、その年又舍弟三十郎を長野の家督とし、神戸藏人が妹婿となして、長野上野介信包と名のらす。かくて國中の士をかたらひ、國司具教大河内の城を攻め、やがて和議を講じ、同十二年に、二男信雄二十を信雅の女に配して家督となし、天正四年十一月二十五日に、たばかりて具教竝に二男長野御所、三男式部少輔及び三歳と一歳とに成りし男子と、坂内兵庫頭國司又大河内一族坂内一族皆國司の一類なり、その外北畠の一族十三人こかしこにて殺し、信雅をば命助けて捕へおく。北畠の家、親房の三男顯能より顯泰、滿雅、教具、政具、村親、晴具、具教、信雅凡て九世二百四十四年にして一時に亡びぬ。此時具教四十九歳、信雅二十五歳、信雄は十九歳なり。五年の春、紀州平く、十月、大和信貴の城をせめ落す。久秀久通自殺。初め三好義繼と共に畠山高政を滅し、信長畠山を助け來りしかば、久秀志貴にいり、久通は多門に入りて籠りしが、天正元年の春、多門の城を獻りて父子俱に降り。此年、大阪の城を攻めんとて天王寺に陣せしが、志貴の城に引き返し、本願寺竝に雜賀の者どもをかたらひて信長にそむきしかば、信忠

のためほるほさる。

按ずるに、三好もと小笠原長清が二男孫二郎長房が後なり。阿波守護となりて、始めて信州より移り、三好といふ所に住せしかば三好と名乗たり。是長房八代の孫信濃守義長が代の事なりとぞ。足利殿の代となりて、細川四國を領しければ、その下に屬し、三好二郎左衛門尉之長持元に従て早世し、その子太郎左衛門之慶勝元政元に屬す。その子筑前守長輝入道希雲、その子下總守長秀、その子薩摩守元長入道海雲、其長子修理大夫長慶、二男豊後守之虎、元康、入道實休、三男安宅木攝津守冬康、四男十河民部少輔一存、五男野口冬長といふ。淡州の安宅木、野口、阿波の一宮、井澤讃州の十河、皆是三好の一族なり。長慶が子義長死せしかば、十河一存が子を世嗣とす。是左京大夫義繼なり。宗三入道といひしは、長輝が五男にて、初は神五郎政長といふ。その嫡男下野守定清釣竿齋と號し、二男因幡守一任入道して爲三といふ。又海雲が弟日向守政房、山城守康長入道笑巖と云ふあり。凡三好嫡流は希雲、長秀、海雲、長慶、義繼五代世に顯はる。その餘は宗三、笑巖、實休等世のしれるところなり。松永は京の西人、長慶が家人にて當時の奸雄なりしが、初め長慶を助けて名を天下に顯

はし、長慶が毒せるに及びて、義長を毒殺し、冬康を讒殺し、遂に義繼と共に公方義輝を弑し奉る。然るに信長義昭を奉じて賊臣を誅すと聲言し、遂に義繼久秀が降を受けて國郡を割き與へ、義昭をば逐ひ出して、彼等をば罪を問はず、義繼はつひにその臣の爲に殺され、松永かさねて叛きしによりて是を誅す。彼等二人が亡びし事、その罪には非ず。信長逆臣をひきゐて義昭に忠ありといひ、義昭又彼等が罪を不問、共に天を戴かざる仇を以て御家人と稱せらる。かく名教の亂れし事、誠に亂世にては有りけり。かゝる世の習はしなりしかば、君を弑し父を弑しても、戰に臨みて勇のあるをのみ貴ぶ事にて有りし程に、信長もやがて光秀に弑せられ、子息信孝も秀吉に弑せられ、信雄も秀吉にかたむけられ給ひき。あさましかりし事どもなり。

松永討れし月、秀吉に播磨を與ふ。秀吉中國を皆賜はるべしと望みしかど許されず。やがて但馬國を平けしかば、中國の事を許されき。六年、荒木攝津守村重攝州にて叛きしを討ち平け、七年、丹波平ぐ。八年、播州平ぐ。ことし大阪の門跡光佐勅旨によりて和平して、紀州雜賀にうつる。

○信長論
其一つ一此
下に一本
「はし」字あり
武衛一斯波
家

按ずるに、始め元龜元年、大阪の事起りしより、この年に至りて十一年にて事定り、信長の兵威を以て是を亡す事かなはず。終に勅諭を得て事平ぐ。是よりさき尾州長島の一族起りて、四年にして勝つことを得たり。されば信長の舍兄津田大隅守信廣、舍弟半左衛門尉秀成、従弟津田市助信成、氏家常陸介入道卜全、林新三郎を始として、討たるよ者數をしらず。柴田勝家、伊賀伊賀守等疵を蒙れり。是よりさき加賀の富樫介が家も一向宗の爲に亡びぬ。越前の朝倉も加州一向の族に苦む事度々に及び、近くは我神祖も此事によりて國殆ど危かりき。されば御代の始に東西に分ち給ひて、少しく其勢を抑へ給ひしかど、尺寸の地を領せずして二流猶國君の富に敵す。最も心得あるべき事にや。

十年三月、甲斐國を平けて、武田勝頼、七十、信勝、六十、父子をうつ。六月朔日、明智日向守光秀が爲に弑せらる。九十、信忠二條の御所にて自殺、八十。

按ずるに、足利殿の管領の其一つ武衛は尾張、越前、遠江等の守護にて有りけり。其内尾張八郡を分ちて、下四郡は織田大和守司どりて、主の武衛と共に清洲の城にあり。上四郡は織田伊勢守信安司どりて、巖倉の城にあり。織田は斯波六、大和守の下に

六家一本
「六家老」
因幡守此
下に一本
「が子」二字
あり

三奉行といふあり。因幡守、藤左衛門、彈正忠といふ。皆織田とぞ名乗りける。彈正忠は後に備後守といふ。是信長の父なり。信長が祖は月巖と申せしが、その子五人、備後守與二郎、孫三郎、四郎二郎、右衛門尉是なり。信長二男にて、兄弟凡て十一人までありき。信長十六の時父信秀は死す。其跡を分領し、因幡守彦五郎を給き殺して清洲の城を奪ひ取て住す。信秀那古野をきづきて信長を置、その明年舎弟勘十郎信行を欺き殺して、父の遺領悉く并せ取り、三年、伊勢守が家を亡して巖倉の城をとる。二十六歳の時、今川義元と戦ひて彼を討たれしかば、武威既にさかりに成りて、尾張の國を悉く平けて、程なく美濃國をも併せらる。その後義昭將軍に頼まれ參らせて、終に天下の事をしられたり。されどその領せられし所は、畿内五州、東海は伊賀伊勢、志摩、尾張、甲斐、東山は美濃、飛騨、信濃、上野。北陸は若狹、越前、加賀、能登、越中、山陰は丹波、丹後、但馬、因幡、山陽は播磨、備前、備中。南海は紀伊國に至りて二十八州ばかりも有るべき。かよりしかば、古より聞えし人々の家族、この人の爲に滅されし事あけて數ふべからず。先づ足利殿の御事は不及申、伊勢國司の一族、佐々木六角、若狹甲斐の武田兩流、飛騨國司朝倉、是等は皆累代世に聞えし大名也。

其餘阿波の三好、松永、美濃の齋藤、播州の別所、近江の淺井、和田、荒木が如き猶多かり。すべてこの人天性殘忍にして詐力を以て志を得られき。されば其終を善せられざりしこと、自ら取れる所なり。不幸にはあらず。

其餘阿波の三好、松永、美濃の齋藤、播州の別所、近江の淺井、和田、荒木が如き猶多かり。すべてこの人天性殘忍にして詐力を以て志を得られき。されば其終を善せられざりしこと、自ら取れる所なり。不幸にはあらず。信長天下に威名ありし事は義昭を奉せられしによれり。但しその志を得し後、義昭を廢せんと思はれし事は明かなるが、義昭を京都に入られし後、やがて禁裏を修造して、公家の人々の絶たる家を起さる。且は義昭を諫められし十七條の第一に、御參内之儀、光源院殿御無沙汰に付、累ねて無御冥加、次第候。依之當御代年々無懈怠、様にと、御入洛の刻より申上之處に、早被思召忘、近年御退轉、無物體、存候事と載せられたり。すべてはこの諫書、義昭の爲に忠盡されしとは見え。義昭の惡を世にあらはさんと、謀とみえし。されば義昭も其怒に堪へずして兵を擧げらる。是則天子を挾んで天下に令すべきの機既に顯れしにあらすや。秀吉その故智を用ひて朝威を借り私家を營まれき。されば信長の義昭を扶持し、秀吉の信忠の男岐早殿を翼戴せられし、皆是暫時の詐謀にしてその名を假らん爲なるべし。凡は信長初に我母を欺きてその弟を殺し、父の跡を悉く併せとり、その後我子して

世の人
「世」字一本
に據りて補ふ

伊勢の國司の子となしてその一族を滅し、舍弟信包三男信孝等を長野神戸の養子としてその所領を奪ひ、我妹を嫁して淺井を亡し、我が娘を嫁して岡崎殿を讒殺し、武田が兵をゆるくせんとて、その子源三郎勝長を與へらる。父子兄弟の倫理既に絶えし人なり。その主と仰ぎし義昭を遂ひ、林佐渡守、伊賀伊賀守、佐久間右衛門尉が如き年頃功勞莫大なりし者共、皆々舊怨を修めて是を流しすつ。是光秀が逆謀のよりて起りし所なり。是れ又君臣の義をしられざる所なり。ましてや義輝を殺せし賊を討たれんと揚言して、初に義繼久秀が降るをうけ、且へ國郡を割き與へらる。近江の佐々木、越前の朝倉等の兵力たらずして義昭を助けざりしかば、さして賊臣と稱して是を討ちほろぼす。刑賞二つながらあたらざるに似たり。かく凶逆の人の暫くその志を得て、しかもその後絶えざる事、その謂有るべし。世に傳ふる所は、此人小松内府重盛の後なりなどいふか。その事實ならんには、彼内府の餘慶ともいふべし。是一つ。應仁の亂後世の人戰鬪を好みて、民力日々に疲れ、國財日々に乏しかりしに、備後守信秀沃饒の地に據りて富強の術を行ひ、耕戰を事とし、兵財共に饒なりしに、信長其業をつぎ、英雄の士を得て百戰の功をたつ。こ

かば一本
「かど」

れ二つ。其國四通の地にして京師に近く、かつ足利殿數十代の餘光をかりて起られしかば、威名天下に及ぶ。是三つ。秀吉其孤子を欺きて國をば奪はれしかば、その組みせし人々皆是信長の舊臣たれば、さすがにその子孫を絶ん事も不叶。況てや我が神祖秀吉に代り給ひ、舊好を忘れ給はざりしかば、今にその子孫國郡をも領せらる。是れ四つ。すべて應仁よりこの方の亂に、この人のあらざりし天下の衆を驅りて、我が神祖の掌握に歸せしむるにあらずば、いかで今日の泰平をば致さるべき。そののみならず、今日國郡を多く領せし大名といはる程の人、皆是れ信長の下に身を起さざるはなし。是れ五つ。かゝる事によりて一時に志を得て、今に子孫のたえざるにや。

世には信長秀吉識人の鑒おはせしと申す歟。某か思ふ所は然らず。秀吉識人の鑒大きに信長には及ばれず。信長の識り給ひし所も皆是れ眞才にはあらざりき。秀吉光秀共に天下を知れる人なりと申すか。自ら光秀が爲に殺され、その孫は秀吉の爲に滅さる。豈に人を知り給ふとはいふべき。かつ丹羽、柴田、瀧川、佐々、前田、池田、堀森、黒田、山内の類、皆々信長の卒伍の中より擧げ用ひられし所なり。其子孫今

兵を起せし
「兵」字一
本に據りて
補ふ

斗符の人
器量の小さ
き人

伯一霸の意

も多くは大名にて、國郡をも傳へ領せる人々なれば、世の人彼讖鑿を稱する事一往の謂あるに似たり。されどこの中柴田佐々二人のみ、信長うせ給ひし後に、その子息等の爲に家をも身をも亡しき。それより外の人々、皆秀吉を助けてその子孫滅せし人にあらずや。柴田佐々といへども、その志誠に忠節を思ひて兵を起せしにや覺束なし。その故は、柴田はもと信長の弟武藏守の家人なりしが、信長に志を通じてそのまうしなはせし人にて、佐々は後に秀吉に降りて終に誅せられき。秀吉の擧げ用ひられし人々は淺野、福島、兩加藤、さてその餘は五奉行の輩なり。淺野等の事は暫く置きぬ。五奉行の如きはいはゆる斗符の人、かぞふるにたらざる所なり。たゞよく英雄を駕馭するの才おはせしなどはいふべしや。それもその世に聞えし人々眞正の英雄にはあらず。君も臣も所謂亂世の英雄にてありしなり。いかで我が神祖の將士の皆是れ忠臣義士なるが如くには有るべき。然るによく世にいひもてはやす事は、信長秀吉は國郡多く功ある者に割きあたへられしを聞き傳へて、我が神祖のしかおはせざりしを、彼の人々に及び給はぬと思ふ者どものいひおきしを、世に傳ふるなり。我が神祖深謀遠慮おはしませし事をばいかで知るべき。功を賞ぶは齊の伯

驩虞一歎
に同じ、孟
子に「王者
之民驩虞如
也、王者之
民皞如也」
しむ。
皞々一廣大
自得の貌

たる故にて、賢を賢とし親を親とするは魯の君子多きいはれなり。伯者の民の驩虞、王者の民の皞々などいへるも、かよるいはれなるべし。この事のいはれは、小牧の戦に池田が首獲し時、信雄永井が功を賞せんと有りしを、神祖のこたへ給ひし所にてよく／＼わきまへ知るべき事か。神祖の慮を思ふに、後漢の光武に似させ給ふ所有りて、宋の太祖には超えさせ給ひし所侍るか。伯は長なりと見えれば、諸侯の長となりて天子を挟んで令を發する人をいひしなるべし。是は國富み兵強きにあらざればあたはず。されば管仲が齊桓を輔けしも、其術を用ひしとみえたり。ただし其功をなす故は、多くは詐力を用ひ仁義を假れるとぞ見えたる。頼朝の天下をしられしは、その心を論ずれば伯術に出でたれど、當時の事の如きは、長たるべきの諸侯なし。尊氏の如きも専ら天下を挟んで天下に令せられしかば、伯者の事にも似たれど、その代の大名皆々自らに功ある者に國郡を割き與へられし所なれば、古の伯者の如きにもあらず。信長はもと幕府にも陪臣にておはせしが、一時に公方を翼戴して、其功既に成れるに及びて是をば忌みて、直に天子を挟んで天下に令せんとせられしに、その功半途にして終りぬ。所謂伯を圖らんとして功ならざるなり。

まさしき伯心ありて伯功を立てし人は秀吉にやおはすべき。この人は毎事信長の故智を用ひられしかど、速に功の成らん事を思はれしにや、信長の如くに故家の大小名悉くに討ち滅さんとはせられず。兵威に服せしをばその儘に國郡を與へられき。ひとり相摸の北條をのみ終に亡されき。さればその功も速に驗ありぬ。島津、北條に贈られし書、皆々勅旨の由を稱せらる。全く是天子を挾むの事なり。されどこの時誰かは天子の令をつよしむ事を知るべき。その故に島津、北條更にその旨には應ぜざりき。思ふに鬼面を粧ふて小兒を怖すが如くにて、かたはらいたき事どもなり。いかで我が神祖の神武をもつて天下を服し給ひしには及ぶべき。信長自ら大納言の大將になりて、子息信忠を秋田城介に任じ、その家人秀吉を筑前守、河尻與兵衛を肥前守、塙九郎左衛門を原田備中守、梁田左衛門太郎を別喜左近將監に任ず。世の人信長西を一統せらるべきとの志を示さるゝなど申すか。某思ふ所は然らず。これらを以てその詐術を見るべき事にや。その代には戰國の最中なれば、東西路塞りて往來たやすからず。當時の事傳聞に因りてたゞ其大略を知るのみなりき。先子息秋田城介に任せし事を、四國九國中國の者共京堺の商賈等が便に傳へ聞きたらん

には、信長既に奥の地まで平けしにやと思ひ、又家人等が悉く九國の故家の名を稱し受領せし官を、東國のもの馬鷹など商ふが歸るさの物語に聞き及びたらんには、信長既に九國の地を併せられしにやと思ふべし。されば西國の人々へは東國の馬鷹を贈り、東方の人々へは異國の産物を贈るなどせられし。是まづ先聲を以て人を畏服せんとすの謀にて有りしなり。是も亦鬼顔を扮して小兒を劫すに異ならずや。秀吉の朝鮮を討たれし事、是に似たる事侍るなり。

○秀吉天下の事

この人匹夫より起り天下を掌にし給ひしかば、世の人は是を稱するなり。かゝる事我朝にては希なりしかど、異朝にはそのためし少からず。但し時の運に乗せられしによれるか。その故は、この時亂臣賊子天下に首をならべて、たゞ勇材詐謀ある人のみ尙ぶ事を知りて、仁義忠孝などいふ事は曾て知らざる時にあひ給ひしかば、時の運に乗ずる事を得給ひしなり。されば信長大恩の下に身を起して、その兵威を假りて自ら中國の鎮衛となり、兵既に強く國既に富めり。明智が信長を弑せしを聞きて、

○秀吉論

毛利と和して急に師をかへされし振舞など、誠に英雄の擧にして、氣一世を蓋ふと云ふべし。されど明智を討ちしは信孝の功少からず。然るを自らの功と稱せられし事謂なし。宿老等相議して信長の國を分ちその孫を立てしなど、平世には然るべき事に似たれど、この時信孝の心に快からず。柴田が如き不和なりし事、故なしとは云ひがたし。凡て織田家の風俗自らの武勇に誇りてその權を争ふ所ありしかば、群議更に一決せずして事終に敗れたり。秀吉の黨秀信の幼と信雄の愚闇なるを利し、柴田は信孝の英氣あるに心あり。然れども信孝の黨は北陸にありて助を千里に求め、秀吉の黨は皆々境を連ねて相竝ぶ。しかも要害の地を扼して北敵を待ちて岐阜を攻む。柴田が兵を出せしに及んでは、速に兵を廻してまづ是を敗りしかば、信孝を斃すの事孤豚よりもやすかりき。その後又信雄を滅さんとせしに、神祖の助け給ふが故に、その志ならずして和平にはなりたれど、後に信雄を退けし心を以て見る時は、其本謀推して知るべし。柴田既に亡び信孝弑せられしに及んで、やがてその國々を我に組せし人々に割き與へしかば、自らその下風に從ひ得たりき。丹羽長秀が自殺せしなど、彼が爲にうれし事を恥ぢしとぞ覺ゆる。されどその天報に因て、その家二

自ら云々
一本「自ら
かの下風に
從ふ事を得
たりき」

大辟一死刑

世だに傳へられざりしかば、何ぞ又論するに足るべき。只今の世迄その遺風の世の害をなす事のみある、最も議すべき事にや。一つには此人天下の田を丈量するに、古法を變じて三百歩を一町とす。古の説に三百六十歩を以て一町とする事、一步を以て一夫一日の食として、一町一年の食分にあつといふ。然るをかくつとめられしに、按ずるに、古法六尺を歩とす。豐臣の時六尺五寸を歩とせられしなり。又當代六尺の繩を用ひられしかば、古の三百歩の中にして六十歩を失へり。民いかで窮せざらん。されどこの法再び古に復せん事、井田の一度變じて復し難きが如くなるべし。思ふにこの人の丈量せられしは、昔の如く或は一國一郡一莊をあたへんには、六十六州の地猶たらず思ひて、かくは計られしにやと思ふなり。二つには、この人軍法に因て一錢切といふ事を始めらる。たとへ一錢を盗めるにも死刑にあつ。刑罪既に重くなりしかば、重罪の輩をば或は切腹或は斬罪獄門にかく。磔火あぶりなどいふ刑できたり。死は共に一つなり。凶惡をなさん者いかでか死する様の異同を問ふべき。かよりしかば國に大辟の者常にたえず。百年の今殘に勝ち殺を捨つべきの時に及びても猶刑の重き、議せらるべき事にや。三つには、この人の世よりや、信を結ぶに誓紙といふ事を用ひらる。是異朝

少く云々一本「少く抑へらるる事になりしは誠に謂ある事なるべし」
此一事により一本「此事によ

にも衰世ありし事なり。是を頼みて天下の政事を行はれし事、口惜しきことにあらずや。四つには、この人の代より、武家の官途以外の外に高くなりたり。當代に至り少く抑へられし事なりしに、謂ある事なるべし。五つには、この人の代より、宮室を飾る事以外の外壯麗になりたり。此一事により凡百の器器などまで、殊の外奢靡に至れり。是も當代に至りてや、儉に從ひ給ひしと見えたれど、その禮節あらざれば國の財を虚く耗す事多きか。六つには、當家の風は忠信を心とし儉素を尙ふ事なるに、太閤家の人々譜第の人々の中に雜はり、往々に三河の風うせて、彼家の風の如くに成れる歟。心得有るべき事にや。是、偽と矜との二つを申すなり。
この外當代に出來し法の末代に議すべき事は、耶蘇の事に起りて宗門といふ事を以て政事の要とせらるゝ事、その時に當りては夷狄を以て夷狄を治むるともいふべし。今に於ては如何あるべき。

右三冊は正徳二年春夏の間座を賜はりて古今を論じ申せし時の講章の草本なり。

源 君 美

此本書は懐にせしものなるが故に、字細にして見えわかちがたかりしを、新川の平元成、やよ字大きく見るに、便あるやうに寫せるを、亡息宜卿それによりてうつせし程に、功終らずして身終りぬ。よりて家僮して補寫せしめ、そのとし享保八年十一月十一日にうつし終りぬ。

文廟篤恭仁厚。雅尙儒術。初自潛邸。日命文士。分講經史。祁寒大暑。未嘗有廢。二十餘年之間。事如出乎一日。及嗣位。春秋已高。深知時政得失。民心向背。若臣美。空疏叨辱。延對。至于治亂安危之要。周悉討論。繼燭見跋。語猶未盡。臣竊懼。庸淺寡聞。未習國體。進對之間。言乖典籍。辭理失所。不副好問之盛意。無裨風化之萬一。每暇日。旋閱經史。開列古義。仍參之時事及近代本朝典故。可資論思者。雖裨官小史。皆即疏記。積累日久。遂成三小冊。新川平元成前世侍講也。壬寅之春。共談一時盛事。偶及是書。書原係國語。字勢極細。若不可讀。元成因請繕寫。書字稍大。便于省覽。季子宜卿亦欲寫一本。以爲之副。及其功半。忽遭寒疾。委

篤綿々。癸卯夏五月。不起而死。宜卿之舅朝景衡氏感其志不就。乃使門生續成全書。嗟我今年近七十。亦既老矣。豈圖徒感先主之奇遇。更傷亡子之蚤逝。百憂所集。成此一書。人生處世。卒至于此。亦何忍言。享保甲辰春二月壬申。源君美。

讀史餘論 終

山陽史論

日本政記論文

○神武天皇

賴襄曰く、我王國の基を成すや、深く且遠しと謂ふべきか。神武より以前は、得て知るなし。蓋し神明の胤を以て、累葉積徳、西偏に在りといへども、遐邇望を屬して、而して之を此に發するのみ。抑々草昧の世、雄長碁峙の時に當り、能く一舉して海内を定む、海内帖然、以て千萬年の業を開く。天錫の勇智、羣倫に首出するにあらざるよりは、烏ぞ能くかくの如くならんや。諡して神武と曰ふ、允なり。舊志稱す、帝の徳明達諭如、帝新に諸縣を得て、之が首長を署するや、皆疇昔の兵を抗し刃を反する者、仍て之を用ひ、變更する所なし。その恩に感じて、力を民に效し、民亦之を便安とする、知るべきなり。且つ夫れ敵帥の家嗣を以てして、既にその降を納るれば、則ち之に干戈を授け、委するに環衛の任を以てして疑はず。所謂赤心を人の腹中に推すものにあらずや。然りといへども、郊畿を總領

○反刃者を用ひて天下を治む
環衛の任、御所を繞りて警衛する役目

禍根—原本
禍根に作
る、禍は禍
の誤なるべ
し、而して
禍は禍と同
字なるを以
て、他所の
禍に作るも
の亦皆禍に
改めたり

證—選任

黜陟の法—
官吏進退の
法

し、宮外の兵を典る者は、乃ち勳舊を用ひ、内衛と相制す。なほ彼の漢の郡國兵を以て宮を衛り、京輔兵を以て城を衛るがごとく、唐の元從禁軍をして出でて渭南に屯せしむるがごとし。業を創め統を垂るゝ者の爲す所符節を合すが如し。亦以て明達の一端を見るべし。後世の庸主、毎に親疎に因り、私に形迹を存し、天下の心を服して、禍患の萌を制する能はず、皆此に達せざる者なり。或曰ふ、「神武封建を以て制となし、天智に至りて之を革む」と、襄曰く、然らずと。吾神武東征の議を見るに、言ふあり。曰く、「四方未だ我が治に歸せず、遂に邑に首あり、縣に君あり、以て相凌轢せしむ」と。此の如きもの神武の患ふる所にして、而して征して之を蕩一したる所以なり。然る後之が首長を命じ、新に銓したる者あり、その故に因りて之を用ひたる者あり。大和を以て之を推すに、その他皆然らん。然りと雖も、政天造に任じ、甚だ明制なきや知る可きなり。而してその後漸く既に弛廢因襲せり。故に天智脩めて之を釐め、大に司牧の制を定め、黜陟の法を考課す。蓋し神武の志を成し、以て範を百王に貼すものなり。然らざれば、天智の英武を以てすといへども、祖宗の制を革め、開國以て還既成の勢を變じ、人國を滅し、人世を絶つ、その幾千萬なるを知らざる。是一朝にして能くす可けんや。曰く能はざるなり。

○崇神天皇

鴻荒—未開
の世
軒義—黃帝
軒轅氏、太
昊伏羲氏

肇國の號—
崇神帝—は
つくにしら
すすめらみ
こと—と號
し奉る

頼襄曰く、鴻荒の事、和漢同然、置きて論ぜずして可なり。然りと雖も、祖宗の源始する所、亦臣子の知らざるべからざるものにして、漢人の軒義を語る如きにあらざるなり。蓋し大日靈貴の德窺測すべからずと雖も、之を神器に徴すれば、得て言ふべきものあるが如し。夫れ鏡は明なり、劍は武なり、而して玉璽は仁なり、信なり。仁、信、明、武、天に繼ぎ、民に君たる道盡く。故に以て子孤に遺して曰く、「これを視ることなほ我を視るがごとくせよ國祚の隆、當に天壤と窮無かるべし」と。その言の後に驗あるに因りて、以てその徳の前に基けるを知るべきのみ。吾聞く、大廟の神庫に充る者、耕織の具を首となすと。此に因りて之を觀るに、それなほ后稷の「ごときか。玄孫に至るに及び、跡を西土に發し、整旅東征す。文武の業と異なるなし。而して垂統千葉、一姓替らず、以て彼の八百載を眇視するに足る。其徳果して測るべからざるなり。夫れ前王の神器に親むと、崇神の鑿蹟を防ぐと、その意一なり。而して崇神勵精民を治め、肇國の號を虚くせず。眞に善く祖徳を繼ぐ者と謂ふ可きか。孔子曰く「民の義を務め、鬼神を敬して之を遠ざく」と。故に神

ト部兼俱一
所謂唯一神
道の創始者

に敬するは、民に務むるに如くなきなり、世の神道と稱する者、悠繆荒誕、しかも民に益するなし。皆崇神の罪人なり。吾嘗て稱す。王業衰へて神道興ると。何ぞや、則ち是祖宗の事なり。王政の盛時に當り、誰か敢て之を口舌に騰せて、以て私説を樹てんや、之を口舌に騰せて以て私説を樹つる者は、ト部兼俱の足利義尙に教ふるに始まる。噫、彼何等の時と爲すか。宜なるかな、この忌憚なき者を出だせるや。

○垂仁天皇

○立后建儲
を重んず
觀鏡一うか
がひのぞく

頼襄曰く、神武より一傳して、手研耳の事あり。十傳して狹穗彦の反あり。皆變の大なるもの、その得失の際、後王の當に鑒むべき所なり。大凡人事繼續より重きは莫し。而して繼續は婚姻に原す、二者禍福の由りて分るゝ所なり。匹夫の家且つ然り。況や國及び天下を有つ者をや。此に慎まざるば、以て先業を持して、億兆を保つ莫きなり。所以に前史を修する者、立后建儲の事に於いて、必ず謹みて之を書す。夫れ綏靖の儲貳たる、既に先皇在世の時に定れり。則ち手研耳庶兄を以て功伐ありといへども、固より觀鏡を容れず。否らざれば、則ち兄弟相殺し、立武門蹀血の禍と何を以て異らんや。唯夫れ神

資位一資格
位置

威晚一外戚
たるの緣故

配し一妃と
なり

武の慮、唐の高祖に勝れり。是を以て綏靖は太宗の慝なし。綏靖運謀決機能く大難を濟ふといへども、抑々亦神武の早く之が處置を爲したるの致す所なり。狹穗彦、身帝戚と爲り、敢て反逆を圖る。蓋し亦以て之を致したるあり。崇神の將を四道に遣るや、大彥命首に居る。乃ち皇后の父なり。豈その戚親に頼りて、委するに兵權を以てせるか。狹穗彦の資位考ふべからずといへども、しかも權力ある者にあらざるよりは、何ぞ遽にこの非望を萌さんや。その後蘇我馬子の若きは、乃ち狹穗彦の志ある者なり。藤原氏に至るに及び、世々威晚を藉り、專恣極まれり。而して未だ嘗て反逆を謀るに至らざるものは、名分大に定り、往昔に異るありといへども、而も亦躬兵權を握らざるが故のみ。鑒みざるべけんや。皇后の皇子を抱きて質と爲すに至りては、兄の死を免れしめんと計りしに過ぎざるのみ。而して質を還して俱に斃る。その心悲むべしといへども、之を要するに、至尊に配し、天下に母たる者の當に爲すべき所にあらず。幸にして垂仁惑はず、玉石共に焚かして恤まざりき。それをして惑ひて斷する能はざらしめば、叛臣將にその計を得んとす。亦危からずや。

靖難戡亂
禍亂を平定す
○兵權上にあり

○景行天皇

頼襄曰く、我が朝武を以て國を立つ。神武以還、數十世を経、時に變故ありといへども靖難戡亂、頃刻にして辨じ、天下揺がざるもの、兵權上に在り、綱維繫ぐべきを以ての故にあらずや。然れども皆内變に係る。その外叛ある、始めて景行に見はると云ふ。蓋し神武能く中土を肇造すといへども、東西諸道號令未だ周からず、崇神より己に漸く將に命じて四出せしむ。此に至り熊襲を治するや、則ち親將として之を伐つ。何となればその事大なればなり。その事大なれば、則ちその用兵も亦大なり。大兵の權は之を臣下に委す可からざるなり。賊の再燃するに及び、再び兵を動かすを難しとするや、則ち皇子を遣はして代り往かしむ。その慎むや此の如し。故に東國を巡察するに至りても、初め大臣を遣はすといへども、經略の任に至りては、亦之を皇子に任す。その意以て見るべきのみ。後世に至るに及び、兵戎の事、之を有司に委ね、公卿といへども亦甚だ之を恤へず。況や天子に於いてをや。深宮に高拱して曰く、「賊何ぞ能く爲さんや」と。甚しきは則ち將帥の面をも識らざるなり。而してその軀を殞し、賊を夷ぐるを責む。捷を奏するに及び、又時

之を……終
ふ……其結果
……となり
たり

虛任遙領
只其任を帶
び地を領す
るのみ
て、自ら往
きて治ら
ず、介(すけ)
掾(じょう)
等を以て之
を治めしむ
るをいふ

に賞を論せず。之を大權下に移り、國勢一變、長く古に復せざるに終ふ。歎するに勝ふべけんや。景行の皇子を美濃に封するに至りては、又皇族を以て東海を管領す。亦深意の存するあるなり。夫れ未服の國、その土沃にして兵強きを以て、收めて我が資と爲さざるべからず。而して之を牧宰に任す可らず。亦その能く任ふる所にあらざる也。是に於いて宗室を封建して、自ら之を經紀せしめ、その力以て當時を鎮撫して、異日に藩屏たるに足らしめ、以て内外輕重の勢を制す。大計を知ると謂つべし。中古、郡縣制を成し、親王を以て國守に任すといへども、その人皆婦人の手に生長し、粹姿弱質、足地を履まず。皆虛任遙領介掾を遣はし、代り往かしむるのみ。是を以て本支益弱く、天子孤立し、朝廷大臣をして忌憚する所なからしむるは、未だ必ず此に由らざるばあらず。獨後醍醐、諸皇子を以て將帥に充てたるは、景行の遺志を得たり。而して諸皇子亦雄勇任に勝へたる者ありき。然れども終に古に復する能はざりし者は、豈その時已に爲す可らざりしか。抑天子躬勤勞を親し、克く終始ある景行の如くなる能はざりしなり。

○仲哀天皇

舍近擊遠—
近き熊襲を
捨て遠き
新羅を撃つ
沮喪—勇氣
を失ふ

前志に記す、仲哀崩ずるの際、曖昧なる者多し。後世の讀者、疑を神功皇后に容るゝを免れずと云ふ。頼襄曰く、是疑を容れざるもの、吾深く其前後の事跡を會して、斷じて其疑を容れざるを知るなり。夫熊襲は久しく西偏に雄長たり、景行と日本武との前後討伐を以てして、而もその蟠根餘孽終に抜く可らざるものは、蓋し新羅の後援を爲すに倚ればなり。當時諸大臣にして事に更るゝ、武内の如き者は、必ず舍近擊遠の策を建てたる者あらん。皇后籌略あるを以て軍に従ひ、議に與り、亦その策を右く。而して仲哀銳意誅黜、聽かすして親戰し、敗衄創を病み、創劇しうして終に崩す。皇后、諸軍沮喪し、賊來りて之に乗じ、大事の至らんことを恐る。是を以て腹心と密に謀り、喪を祕して發せず。大連を留めて行宮を守ること、天子の在狀の如くし、溝を深うし、壘を高うし、相持して戦はず、而して兵を潛めて急發し、以て遂に前策を行ひ、直ちに巢窟を擣き、その倚據を奪ふ。然して後熊襲果して攻めずして下りぬ。特に海波を踰み、未知の地に赴くは、衆情の疑懼する所なり。故に多方之を神明に託して曰く、「神我に告ぐるに寶玉の國を以てす。帝從はず。故に暴かに殞せり。當に相與に勉往して之を取るべし」と。皆從兵を鼓舞する語のみ。史氏從ひてその事を實にして、皇張誇大し、而して後人察せず。紛紜を致す所以なり。胎

暴白—事態
明白なるを
いふ

○道に國疆
なし

一里—同じ
村里

中天皇の稱は、已に民望の屬する所を見る。庶兄の變に乗じ、自立を圖るありといへども、未だ幾くならずして誅夷に就く。攝政數十年、中外異議なし。その事の暴白、當時人心を厭かしめたるを知る可し。而して何ぞ必ずしも疑を千載の下に容れんや。

○應神天皇

頼襄曰く、道は一のみ。道の天下に在るや、猶ほ日月のごとし。日月は天下の日月なり。一國の私用する所にあらず。道も亦然り。父子、君臣、夫婦、國としてこれ無きはなし。而して慈、孝、忠、義、別ありて雜らず、皆自然に存して、人作に待つあることあらざるなり。我が邦列聖、民を保つこと子の如く、堯舜禹湯に譲らず。その風俗君を尊み、上を親み、相愛し、相養ふ、又唐虞三代の民に過ぐるあり。則ち經籍なしといへども、その道は固より具に在り、特に未だ名けて之を教へ、仁と曰ひ、義と曰ふものあらざるのみ。譬へば人家の若し、同じく是一里なり、而して之に居る舊あり、新あり、某巷陌、某井溝、皆名目あり、記するに帳籍を以てす。新者必ず舊者に問ひて之を知る。舊者曰く「是吾が巷陌、井溝なり」と、可ならん乎。今天下の仁義なり、儒者指して之を私して曰く「是漢の道

なり」と。國學者と稱する者あり、斥けて之を外にし、曰く「是我の道にあらざるなり」と。皆非なり。道豈彼此あらんや。之を載するに文を以てすること、彼較我より舊し。彼來りて之を貢し、我取りて之を用ふ。釀治織縫の工と何ぞ異らん。載籍は織縫釀治なり。而して仁義は糴なり、桑なり、麴、米、銅、鐵なり。麴、米、銅、鐵、糴、桑を以て、彼より來るとなす者は儒者の見なり。織縫釀治を廢せんと欲する者は國學者の説なり。故に曰く、皆非なり。夫れ道は一なり。則ち學も亦一なり。寧ろ所謂國と云ふものあらんや。陋なるかな。且つ夫れ先王已に取りて之を用ひ、著して令典となしたり。而して敢て之を非議す。是先王の典を議する者、幸にして誅を免るよのみ。

○仁徳天皇

頼襲曰く、仁徳の仁たる所以知る可きのみ。仁徳の言に曰く、「天は民の爲めに君を立つ。君自儉にして、以て民を養ふ。民富めば、則ち君富む」と。大なるかな言や。是我が列聖の傳ふる所にして、而して之を帝に發し、範を萬孫に貽す所以なり。六經訓ふる所、百史傳ふる所、豈此に尙ふるあらんや。是よりその後、之に循ふ者は安く、之に違ふ者は危ふ

○民富めば君富む

希旨の臣、君の意を迎合機嫌をとる臣、羽父一名は、其の事蹟左傳卷一、隱公の條に詳也

し。下りて武門に至りては、一興一廢、此に由らざる者なし。大なるかな言や。徳ある者言あり、その言に因りて以てその徳を知るべし。稚郎子の位を讓るや、亦其徳天下の望を屬するを知る。然して之を讓るは可なり。而かも讓を以て身を殺すに至りては、斷髮文身の泰伯に過ぐ。已に甚しきを爲す者と謂つべし。遂に後世をして疑をその間に容れしむるを致す。以爲らく、或は希旨の臣、羽父の魯隱に請ふ如き者ありと。而して抱きて働する、又宋太宗の徳昭を哭するに類すと。豈仁徳の兄弟に處する、又未だその善を盡さざるものあるか。惜むに勝ふべけんや。世仁徳の仁を知るのみ。帝の時に當り、戸田の高麗使者に接し、弓力を以てその心を折服せる若きあり、田道の新羅を討じて、堅を避け、瑕を攻むる若きあり。仁者の勇、以て將帥をして夷狄を馭せしむるに足ること、又以て見るべきのみ。帝の徳禹の卑宮惡服に過ぎて、而して湯の聲色を過げざるに及ばず。文王の無逸ありて、其寡妻に儀るなし。閨門の脩らざる、子孫視て傲ふ。故に繼續の際仲皇子の亂あり。允恭、安康の際、亦云に危ふかりき。反正の智、雄略の武、厘に以て、その難を靖んするに足れり。而して雄略の任那を失ふ、亦好色に由れり。夫れ仁徳の徳を以てして、而も一愼まざれば、則ち禍を後嗣に貽すこと此の如し。況や仁徳に及ばざる者をや。戒めざるべし

んや。

○繼體天皇

○三韓の得失
 不世の功—
 世に多くあ
 らざる手柄

頼襄曰く、國朝の三韓を服する、洵に不世の功なり。然るに爾後我が務と爲す所以のもの三韓に在り。貢を闕けば、則ち責めざるを得ず。責めて服せざれば、則ち伐たざるを得ず。騎虎の勢の如し中にして下るべからず。是を以て上古の史は、三韓の事半に居る。其時に當り、蓋し將卒奔命に疲れ、農民糧餉に困み、國內を敝して、以て外夷を事とせる、知るべきなり。是豈計の得たるものと爲さんや。この故に日羅の敏達帝に答ふるや、内外の本末を論じ、戰守の得失を言ふ、此に見るあるのみ。然りといへども、之を時勢に揆るに、槩論すべからざるものあり。神功、應神の際に當り、吾が國風氣未だ全く開けず、士女金帛の豐備、或は三韓に及ばず。而して兵卒の勇悍は則ち晉にこれに過ぐるのみならず。故に吾我が兵卒を用ひて彼の金帛を收むれば、收むる所多くして用ふる所寡し。己にその貢獻を納れ、又その人丁を役す。故に百濟を稱して内官家と爲すもの、猶ほ我が外府と曰ふがごときなり。是の時に當り、失ふ所少くして得る多し。その後に至るに及び、我が風

外府—外國
にある倉庫

氣既に開け、凡百の民用彼に須つなし。而して仍ほ前代の故を襲ふ。則ち得る所少くして失ふ所多し。任那を復し、百濟を扶くるは、既富の家にして猶ほ舊屬の小戸を經紀するが如し。その事義ありといへども、その志殷なりといへども、内自ら罷敝して彼に益なし。故に曰く、概論すべからざるなりと。然りといへども、その初に當りてや、府を任那に置き、三韓を臂使し、百濟の主を易置する奕碁の如く然り。何ぞ其盛なるや。而して何を脩めてか、以て之を致せし。曰く、上下同心、國一人の如くして外國を處置すれば、その心を服するに足る、是のみ。嗚呼後の國を有つ者、必らずしもその盛を冀はざるべく、當に之を致す所以を學ぶべきなり。

○崇峻天皇

○佛説の害

頼襄曰く、儒學と佛説と、皆外國より來るもの、擇ぶ無きなり。而して佛説一たび吾國に入るや、之を好み、之を崇び、以て君父に易ふる者あり。何ぞや。儒學は人倫を叙し、平易喜ぶ可きものなし。その文、外來といへども、而もその實、固より我に在り。佛説の新異にして宏潤誇大、人聽を聳すに足るに如かざればなり。吾嘗て三韓の史を讀む。そ

三綱一天地
九法一洪範
九疇也天下
を治する九
目の大法
嬖一竝へ行

の君の佛説に惑ひて、以て亂亡を致す者、皆是なり。吾邦未だ彼が如きに至らざるも、酷
だ肖たるものあり。夫れ人臣の弑逆を行ふは、開闢以還無き所、天地の大變と謂ふべし。而
して之を過去の報に誘す。三綱淪みて、九法教るよに幾し。厩戸智慧人に過絶し、姑
く太子と爲り、以て人望を屬す。その志異日位に即き、天下を擅にするに在り。而し
て馬子の勢に倚る。馬子大連と相軋り、之を除きて自ら逞しくせんと欲し、亦太子に
倚り、以てその姦を濟す。而して皆佛説に藉り、遂に誦咒典禮に嫗し、堂塔膏血を塗る
を致す。王業の衰ふる、大端此に在り。三善清行の言ふ所、以て驗すべし。然りとていへ
ども、清行特にその費を言ふのみ。その是非を顛倒し、善惡を混淆する、洪水猛獸の害よ
り烈しきを知らず。姦雄の人、毎に之を藉りて以てその心を解く。下りて北條、足利の
禪教を崇ぶに及ぶも、この旨を宗とするにあらざるはなし。我が邦君臣の義、萬國に度越
す。而して西竺の説之を壞り、之を土灰砂塵に歸して止まんとす。而して其端を開きし者
は厩戸と馬子となり。慨するに勝ふ可けんや。千載の下、獨織田氏、斷然惑はず、祖宗の國
を匡正する者に庶幾かりき。是を以て今の佛説は、愚夫愚婦に行はれ、而して人の上たる
者之を信ずるは、古昔の太甚しきが如きに至らず。是我邦の幸なり。焉ぞ祖宗之を冥々

の際に佑くるにあらざるを知らんや 舊事の記厩戸の手に出づ、蓋し亦事實を錯亂し、以
て自便に資する者あり。察せざる可らざるなり。

○孝徳天皇

賴襄曰く、國朝の建、神武に創り、崇神、景行に開け、而して應神、仁徳に成る。その後徳衰
へ、加ふるに雄略、武烈の酷虐を以てす。敏達、用明に至り、大權下に移り、姦臣國を専ら
にす。天智微りせば、王業或は熄むに幾かりき。天智宗室の中に奮ひ、謀を運らし、機
を決し、親大姦を黜坐の下に斃し、即ち天位に登る。天下の望む所にして、退讓遷延
兩朝を歴。曠世の度あるにあらざるよりは、何ぞ能く此の如くならんや。而して制度を裁
定し、天地を経緯し、以て萬世の太平を開く。蓋し武王の烈を以てして、周公の才を象ぬ。
稱して中宗と曰ふ、溢にあらざるなり。大凡國朝簡質を以て民を治む。上下心を同じうし、
國一人の如し。これ國勢四外を威する所以なり。隋氏に通ずるに及び、質を變じて文とな
し、殆どその故を失す。天智に至るに及び、百度大に定り、後世改むる莫し。大抵李唐の制
に取る。而して唐氏に勝る所以のものは、曰く、吏を立つる簡にして、民に取ること廉なる

曠世の度！
大なる度量
○中央集權
の實を擧ぐ
溢一溢美ほ
めすぎたる
言

刻剝ききしきび
しく租税を
取立つ

考課易置こうくわいし
成績を調べ
て置きかへ
る

にあり。これ我が邦固有の美を失はざるなり。後王の模倣もぼうに過ぐる。文縛ぶんじやく太甚はなはだしく、刻剝ききに務む。則ち祖宗法そそうほうを立たるの意に達せずして、武門の治ち、民反りて之を便とするもの、未だ必らずしも此に由らすんばあらず。然りといへども、武治はその簡ありて、その廉れんなし。王政に如かざる所以なり。蓋し神武以還いっくわん、國に造あり、縣に首あり、盡く朝廷選みて之を命ずといへども、或はその舊望きゅうぼうに因り、その職を世襲せしやくにする者、往々にして然り。天智に至るに及び、蕩して之を廓くわくし、盡く之を郡縣にし、國司を置き、考課易置こうくわいし、權を朝廷に收む。蓋し天子六十六人の吏を精選して、以て萬民を治め、民の爲に吏を置く。吏の爲めに民を屬するに非ざるなり。然りといへども、その後、國司更代あり、而して郡の大小領、仍或は望族を以て之を爲す。關東兵を用ふるに及び、大名小名の目あり。亦その地方の豪族、人丁を出す者多し。而して鎌倉守護地頭を創め、その類を用ひてこれに充て、終に封建の形を成し、天智の制焉こゝに泯ほろぶ、是古今の大勢なり。而して氏族を貴ぶものは、國俗に由る。明王の制といへども、終に之に能く勝つ莫なかりしか。

○天武天皇

不豫ふよ—御憐
燭影斧聲しゆくえいふせい
宋の大祖大
漸の際其弟

頼襄曰く、天武の天智に於けるは、なほ宋の太宗の太祖に於けるが如し。而してその大友に於けるや、なほ明の成祖の建文に於けるが如きなり。凡そ書記の録する所、子を以て父を書す。必ず隠して證せず、曲を以て直と爲すものあり。盡く信す可らざるのみ。吾特に天智の早く儲貳たくじを定めず、太弟と太子とを分位疑似せしむるを怪しむ。王申の禍を速く所以か。然りといへども、天智の智を以てして、豈に此を慮おもんばからざるあらんや。之が事情を察するに、言ひ難きものあり。蓋し天武と天智と、同じく皇極の所出たり、烏なんぞ杜太后の兄弟相及あひばしむる如き者ある無きを知らんや。天智の時に在りて、幸あれば、必ず從たひ、大號令たごうあれば、必ず頌うたたしむ。異日皇子を以て大政を知らしめ、その久しく中外の望を屬するや知るべし。唯然り、是を以て年少の大友を立つるをかたしとし、大友の年廿四に及び、乃ち以て太政大臣と爲せり。蓋しその名望めいぼう、太弟に敵するに足るを待ちて、然る後立てて太子と爲さんと欲し、しかもその俄に不豫ふよとなるを圖らざりき。則ち太弟を召して、後事を屬せざる能はず。而して諸臣已にその旨を知る。蘇我安が私ひまに太弟を戒むる所以にして、太弟披荆ひていの請あるや、その燭影斧聲しゆくえいふせいの禍無かりしは幸なり。大友已に立ちて太子と爲り、數大臣と詛盟そめいして、その太弟を防備すること周しうなり。然るに適た以てその起を

晉王其病床
に詣りて左
右を徹し間
もなく太祖
崩す、其間
疑はしきも
のありし故
事

迫るに足る。而して決機赴會、毎に先制する所と爲りしは、眞に建文の類のみ。太弟の南す
る、已に放虎の目あり。迫るも亦起り、迫らざるも亦起る。然もその迫るに因りて、以て衆
心を激す、已むを得ざるもの如し。その吭を扼し、その背を拊す。その兵機に敏なる、管
に燕楦に過ぐるのみならず、しかも難定まるに及び、獨大臣數人を斬り、その餘を問は
ず。則ち永樂瓜蔓抄の比に非ず。宜なるかな、能く天智の緒を續ぎ、天下の望を失はざ
ることや。その前制を修明し、心を武備に用ひ、親王諸臣をして、官文武となく、務
めて軍事を習はしむるに至りては、後世文武途を分ち、國勢偏枯の弊を逆賭するもの
如し。嗚呼、是天武の武たる所か。

○文武天皇

賴襄曰く、國朝初め大臣あり。尋ぎて大連を置き、竝に軍國の政を聞く。蓋しその權を分
ち、偏重無からしむるなり。蘇我氏外戚を以て大臣と爲り、政を擅にす。而して物部氏大
連に官たり。之と抗爭して、物部氏敗れ、而して蘇我氏弒逆を行ふるに至るは、則ち權分た
ざればのみ。その後厩戸と中大兄と、竝びに太子を以て朝政を管し、多く年所を経たり。大

偏重一かた
より

耆德宗室一
年老いて德
望ある皇族

辨髦飾り
物の意

舊銜一舊き
官吏の位階

友と高市と、竝びに皇子を以て太政大臣と爲り、日たる淺し。權を人臣に委せざる、そ
の意一なり。文武に至るに及び、乃ち知太政官事の目を定め、親王を以て、之を爲さし
め、位、左右大臣の上に在り。是よりその後、耆德宗室更にその任に膺り、以て聖武の
初に至る。朝廷清明、綱紀畢く張り、權姦國を壞るの事ある無し。此時に當り、朝議祖
宗の意を斟酌し、立てて至當の制と爲す。後世の法と爲すべきものなり。夫れ太政大臣
の名は、大友、高市に見え、前後無き所、蓋し以て國儲を定むる漸と爲すのみ。常に置く可
きの官にあらざるなり。何となれば則ち人臣天子を夾輔して、専ら太政を管すべからず。
人臣にして太政を管するは、是天子を弁髦にするなり。故に特に之を親王に屬して、敢て
官名を立てず、知太政官事と稱するは、是儲王と曰ふが如きなり。而して官廳の事を與知
するのみ、實にその官に任ずるにあらざるなり。實に其官に任ずる者は、則ち左右大臣有
り、仍ほ之を分てり。而して其下に辨官あり、納言あり、外記、判事あり、體統相屬し、管
轄して上り。而して天子これを臨決す。人主の勢を尊みて、權柄の下移を防ぐ所以なり。
人主深くこゝに察せず、藤原不比等の外舅たるを以て、寵するに太政大臣を以てせんと欲
す。幸にして敢て拜せず。是猶ほ唐朝臣の敢て尙書令に拜せず、以て太宗の舊銜を避く

○權柄漸下移す

るがごときなり。孝謙の僧道鏡に於けるが如きは、論ぜずして可なり。文徳に至り、以て藤原良房に授く。その後帝戚たる者、往々其任を猥りにし、之に居て疑はず、然して後宗祖の制、一變せり。再變して武門政に干るに至り、主將にしてこの官に係る者あり。世以て罕事と爲し、以て是藤原氏にあらざれば拜せざるものと爲し、藤原氏の拜する、已に古にあらざるを知らざるなり。噫、世變此に至る。浩嘆に勝ふべけんや。

○元正天皇

頼襄曰く、天智畫一の政、天武以還、持統、文武、元明、元正を経て、之を或は更る無し。その舊に率由して、倍之を修治し、牧宰を課し、姦利を禁じ、言語を通じ、軍政を明にし、度量を正し、律令を嚴す。その策に記するもの、班々然として按ず可きなり。而してその大旨は民を保つに在るのみ。民の君に於ける、なほ水の魚に於ける、土の木に於けるごときなり。此有れば則ち活き、此無ければ則ち死す。故に民を保つは、自ら保つ所以なり。國朝の租税を定むる、已に二十に一を取るより輕し。而も列朝の政、水有れば、必ず缺減じ、早有れば、必ず蠲き、疾疫興作軍旅有れば、必ず之を給復す。その逋租積缺、十數年の前に在るも

言語一 pathway とあるべき歟 班々然一次第判然たること

○民ありてこゝに君あり 應副一上命に應じて其の意に副はんとす

のは、時に令を出して、之を除免す。歎此の如きもの、徒に恩を垂れて以てその心を結ぶのみにあらず。この如くならざれば、則ち民力薄し。民力薄ければ、則ち國本弱し。その本を強くせんと欲する者は、必ず培ひて之に沃ぎ、猶ほその或は蹙まんことを恐る。根有りて斯に枝有り、民有りて、斯に君有り。列聖の爲す所、亦此に察するのみ。後世は則ち然らず、以て君は本なり、民は末なりと爲し、務めて之を培克し、その膏血を浚ひて、以て自ら殖し、その欲を轉くる者、之を能吏と謂ひ、呵責鞭撻、以て應副を求む。流亡歲に多く、田土歲に蕪し、目前の升合を補ひて、後日の億萬を損す。國以て貧弱、自ら保つ能はざるに至る。則ち誰の咎ぞや。故に曰く、君の民を保つは自ら保つ所以なりと。抑後世の君といへども、民を保つを欲せざるにあらず、國用足らざるを奈ともする無きなり。故に民を保たんと欲する者は、必ず自ら儉す。特に自ら儉するのみならず、此を以て人を率ふ。上下俱に給する所以なり。列聖の時に當り、民を勤めて諸穀を課種し、蔬菜の類に至るまで、曲盡せざる莫し。而して交易の用は、則ち錢に止る。後世の汲々として金銀幣を造る如きにあらざるなり。而して未だ嘗てその之を用ひて、或は滯り且つ乏しきを聞かず。能く然る所以のものは何ぞや。聖武の初年、京師士民の板屋草舎、營し難く、破れ易き

を以て、五位以上及び庶民の、力營辨に堪ふる者は、瓦を以て葺かしむ。嗚呼、その風俗の奢らざるや此の如し。後世の金銀を貴び、穀粟を賤み、上下常に給せざるを苦みて、而して農民肩を息むるの日無きもの、その故知る可きなり。

○聖武天皇

頼襄曰く、天武、文武を生み、文武聖武を生む。當に相繼ぎて位に即くべし。而して持統、元明、元正、女王を以て、更に其間を彌縫するものは、蓋し幼主政事を親して、臣民を馭すべからず、威權或は下移するを恐るればなり。文武既に大寶に膺り、政闕失無し。聖武の太子たる、舍人、新田部二親王、竝に祖叔父を以て之を輔佐し、稍政を聽くに習ひ、然る後元正之に位を禪る。豈その已に負荷に堪ふと謂ふにあらずや。然るに位に即きて未だ周月ならず、輒ち巡遊を事とす。是時に當り、太白數々晝見はれ、蝦夷叛き、九國の兵を發して之を伐ち、將帥未だ復命せず、而して車駕復南す。災異を消す所以のものは、讀經度僧のみ。長屋王の獄、蒼卒に發し、讞せずして決し、能くその由を審にする莫し。僧立防兩后宮に出入し、醜聲外に聞ゆ。而も或は誰何するなし。則ち帝の不君柔暗なる、智者

太白—明星

○不君を暗
て匡救する
ものなし

衰邁耄盡—
老衰して

威威—天子
の外威、藤
原氏をいふ

を待たずして知るなり。橘諸兄身大臣と爲りて、而して匡救する能はざるは深く責るに足らず。獨怪む、二親王久しく輔儲の任に居る、その未だ立たざるに及び、必ずその不君の質を暗たりしならん。何ぞ元正に白して、昏を廢し、明を立てざる。二親王の資望を以てして、焉ぞ爲すべからざるあらんや。其不君なるを暗る能はざるか、不明なり。その不君を暗て、廢立を決する能はざるか、不斷なり。豈其衰邁耄盡爲する能はざるか。抑勢の不可なるものあり。何ぞや。帝は藤原氏の出なり。鎌足の勳は社稷に在り。不比等四朝に歴事し、身二后を生み、朝廷之を崇寵し、太政大臣に拜して、帝の大援と爲さんと欲するに至る。これ揺すべからざる所以なり。烏ぞ長屋王の賢なる、嘗て易儲を擬し、威威に諱まれて、讒間之に入るにあらざるを知らんや。故に兵を將るてその第を圍み、就きて窮治する者は、皆不比等の子なり。而して二親王敢て爲に別白せず。その事情見るべきなり。立防の姦は天下の切齒する所、故に抗表して兵を擧げ、之を誅除せんことを請ふ者有るに至る。而して帝省せず。帝の柔暗といへども、而も亦中より之が援を爲すあるに由るのみ。是君權漸く下移する所以にして、文德、清和を待て然るにあらず。藤原廣嗣の兵を擧ぐるが如きに至りては、妻の事に激する、明の吳三桂の事に類す。而して立防眞

備を指して謀賊と爲すは、宋の秦檜の類の如し。未だその是非を知るべからざるなり。

○稱徳孝謙天皇（其一）

宮闈—女儀の在すとこ
る、光明后
○豊富の業
衰ふ

頼襄曰く、聖武宮闈の勸を聴き、府庫の藏を廢し、生民の膏血を寺塔佛像に塗りて甘心す。繼ぐに孝謙の縦恣を以てし、位に居る皆久し。六帝豊富の業、是に於いてして衰ふ。譬へば民家の儉を行ひて、富を致し、而して驕逸の子孫に逢ひ、頓にその産を落すが若し。之を積むこと山を築くが如く、而して之を喪ふこと毛を燎くが如し。是古今の通患なり。嘆ずるに勝ふべけんや。吾嘗て窃に謂らく、聖武の君たる、其猶ほ唐の高宗のごときか。その婦を制する能はざるなり。その婦横といへども、未だ則天たるに至らず。而して孰れかその女の代りて之を爲すを知らんや。異姓にあらずといへども、而も其宗室を忌み、之を剪除するは、則ち同じ。嗣皇を立てて、旋て之を廢放するは則ち同じ。官名を變更するは、則ち同じ。酷刑を以て威を立て、海内を彫弊するは、則ち同じ。悍且つ淫なるは、則ち同じ。道鏡は薛懷義の如く、仲滿は張昌宗の如し。而して勢力は皆之に過ぐ。權を怙み、亂を作し、言ふに勝ふべからざるに至る。橘奈良麻呂、藤原良繼、李敬業の事を

則天—則天
武后

德澤紀綱—
仁德政治

○士の氣節
能く國家を
維持す

感謝—おぼ
れまどふ

擧げて、輒ち克つ能はず。幸にして仲滿前に斃れ、道鏡後に敗れ、而して孝謙亦病を以て崩す。豈宗廟の靈有りて爾にあらざるや。百川、永手、廢興の際に運謀定策し、頗る狄仁傑、張柬之の風あり。而して復武三思の患を貽さず。光仁、桓武の中興、明皇の業に愧ぢず。而してその天寶の衰なし。豈にそれ君臣の才、竝に唐氏に過ぐる有るか、抑亦祖宗の德澤紀綱、適かに唐業に別なるなり。

○稱徳孝謙天皇（其二）

頼襄曰く、士に貴ぶ所は、その氣節有るを以てなり。氣節無きは士に非ざるなり。士の氣節有るや、獨以てその一身を立るのみならず、以て國家を維持し、天下の安危を定むるに足る。國の士氣有るや、猶家の柱あり、舟の楫あるがごときなり。舟、楫無ければ則ち覆り、家、柱無ければ則ち傾き、國、士氣無ければ則ち亡ぶ。吾和氣清麻呂の事に觀て、以て之を知る有り。神龜寶字の際、朝廷の士、氣節無しと謂ふべし。橘諸兄華胄を以て、位正一位を極めき。聖武の婦言に感謝し、無益の興造を事とするも、その一言之を匡救するを聞かざるなり。帝の盧舍那佛を慶するや、皇后、皇太子と、儀衛を備へて往く。諸兄

僭竊一身分
を超えたる
不都合の行
爲

矜式し—い
ましめただ
し

後乗たり。合掌膜拜、以て萬衆の觀に當りて恥ぢざるなり。吉備眞備儒學を以て龍を兩朝に受け、位大臣に至り、稱して帝師と爲せり。立坊の宮闈を濁亂するも、而も之を熱視するのみ。仲滿の驕横、道鏡の僭竊、而も聞知せざるが如く、相率ゐて拜賀し、仰ぎて法王となして恥ぢざるなり。この二人者の爲す所を觀て、以てその他を推すべし。景雲の元、大學に釋奠し、その二年孝子貞婦を旌表し、その三年百官道鏡に西宮に朝す。噫、釋奠の禮は何の禮か。旌表の典は何の典か。而して眞備は則ち道行はると爲すか。故に講禮、講學、儼然士大夫と稱し、而して氣節なければ、則ちその國は益なきや此の如し。夫れ赫々たる天朝、祖宗百世の天下を以てして、之を一比丘に傳へんと欲す。誰かその不可を知らざらん。而も敢て言ふ者莫きは何ぞや。曰く禍を懼るゝなり。是の時に當りて、一人あり之を言ふ。是の一身を捐て、以て祖宗の天下を存するなり。清麻呂これのみ。故に曰く、土の氣節は天下國家に關係すと。天下國家を有つ者は、此を養ひて以て倚賴を爲さざる可からざるなり。光仁天皇の位に即くに及び、首として清麻呂を召還し、その本官に復す。是士大夫を矜式し、天下の向ふ所を定むるなり。務むる所を知ると謂ふべし。天下百年、諸兄眞備の如き者無かるべく、一日も清麻呂の如き者無かるべからず。

○稱徳孝謙天皇 (其三)

○藤原氏隆
を王室に比
するは天道
なり

天衢—日月
星辰の軌道
奕葉專擅—
代々わがま
ま

頼襄曰く、宜なるかな、藤原氏の隆を王室に比するや。我が王家一たび皇極に危く、再び孝謙に傾く。而して之を匡正する者は皆藤原氏なり。鎌足微りせば、天智有りといへども、誰か之を翼戴せん。百川微りせば、光仁、桓武有りといへども、誰かその策を定めんや。その後又基經ありて、光孝、宇多立つを得たり。この五君は皆大業を光復し、澤後世に決し。之を中宗高宗と謂ひて、上神武に接するも愧づる無き者たり。而も藤原氏援けて之を立つ。赤日を捧げて、之を天衢に上せ、雲霧を排して、山川草木に衣被するが如し。その功、豈偉ならずや。功有れば、斯に報有り。宜なるかな、その王室と隆を比するや。乃ち天道なり。世徒らにその中世以後の奕葉專擅なるを見て、而して之を憎疾するは、過てり。夫れ藤原氏をして、その前の功無くして、獨その後の罪有らしむるのみならば、則ち天道無しと謂ふも可ならん。夫れその權を專にするや、外戚の親に倚るにあらずや。この五君の如きは、則ち概ねその出にあらず。而もその殷々此に運謀効力するは、豈その心宗社を以て憂と爲し、公且つ誠なるものにあらずらんや。天下の事、公且つ誠にあらず

恬然てんぜん一よろ

れば成す能はず。況やその事の艱難危疑なるに當りて、不公不誠を以て之に處せば、才略智勇有りといへども安ぞ能く濟すあらんや。百川の事を處するに觀て、以て見る可し。孝謙疾有り。人あり曰く、能く之を治せんと。而も卻けて進めしめず。嗣續を議するに及び、大臣の意、他に屬する所あり。而も顧みず、直ちに遺旨を矯め、百官を會して詔を宣す。此の如くならざれば、則ち機會を失するなり。明決の才能く大事を濟すと謂ふ可し。然りとはいへども、その爲す所、抗悍自用に幾からずや。而も立談の頃、能く危を轉じて安と爲し、中外恬然たるものは何ぞや。人心孝謙を去りて、明主を得んことを思ひ、光仁に屬望す。而して百川因りて之を定むるのみ。桓武の事亦然り。是之を公なり誠なりと謂ふ。公且つ誠なれば則ち人心服し、人心服すれば則ち天意従ふ。故に曰く、藤原氏の隆を王室に比するは天道なりと。天道觀るべからざるも、人心を以て之を視る。或は傳ふ、百川桓武を定むるの際、醜怪言ふべからざるものありと。吾斷じて以て野人の語と爲すのみ。何を以て之を證す。曰く、その人心に非ざるを以てなり。

○光仁天皇

洗濯磨淬せんたくまき奮起勉勵

常平じょうへい—常平倉

○冗官を省汰じゆうくわんをしょうたい、冗兵を汰す

頼襄曰く、光仁中興の政、日の昇るが如し。天地清明、以て百官萬姓をして、洗濯磨淬奮起勉勵、以て上意に副はんことを求めしむるに足る。帝の厲精にして、自強息まざるにあらずば、曷ぞ能く此の如くならん。而して何の弊か革むべからざらんや。中立自全の大臣を黜けて、その兵權を收め、代ふるに忠鯁を以てす。驕縦制し難きの中宮を廢し、併せてその所生を廢し、更に賢明を立てて、國本立てり。常平を置き、穀賈を濟ひ、官を省き、兵を汰し、將を選び、甲を鍊り、糧を備へ、邊を防ぎ、功勞を賞して、退懦を罰す。その舉動處置、較次第有り。以て後世の法と爲すべし。夫れ前朝彫弊の餘を承け、上下共に困む。當に利を罔し、國を富ますを以て、務と爲すべきなり。而して史見る所なし。見る所のものは、數田租を免し、邊民を給復するなり。是何を以て然るか。吾嘗てその朝議を讀むに、曰く、「制令の日、官員を限置して、職務滯らす。今や官衆事殷、蠶食者衆くして、穀用生じ難く、而して之を用ひて節せず、一歲登らざれば、便ち菜色あり。昔は人稠く田少くして、而も儲蓄あり。今は地闢け、戸減じて、而して足らざるを患ふ。節用と糜費とに由るのみ。當今の急は、事を省き、役を息め、竝に官員を省き、上下同心、唯農を是務めば、則ち國用足りて、廉恥行はれん」と。是冗官を省く議なり。又曰く、「諸國の兵士、頗る羸弱多し、

徒に身庸を免れ、天府に歸せず。自今三關邊要を除く外は、國の大小に隨ひて額と爲し、般富なる百姓を黜じ、才弓馬に堪ふる者は、専ら武藝を習はして、徵發に應ぜしめ、その羸弱なるは皆農業に就かしめんと、是冗兵を汰するの議なり。皆鑿々然として誦法すべし。能く賑恤を不足の時に行ふ所以なり。或は以て、後世人稠く、戸倍し、地開け、田多く、當時と異りと爲せり。噫、是徒に都邑郊甸を觀て然るのみ。古の所謂田地戸口は、皆鄙野を謂ふなり。是古今同じきものなり。若し夫れ古今同じからざるものは兵なり。兵民の判るよ、是時に漸す。然して武門の強梗を致せしは勢なり。その勢極るに及び、終に封建を成し、兵冗といへども汰すべからず。而るを況んや官をや。然りといへども、苟も兵と官との皆農に本づくを知りて、而してその冗の弊たるを見んか、時に以て之を疏理振刷する有り、その本末甚だ相稱はざるに至らしめざれば、則ち善く國を慮る者と謂ふべきのみ。

○桓武天皇 (其一)

頼襲曰く、國朝の王化、西より東に漸す。陸奥の州、壤地廣莫、民夷雜居す。中古出羽を割置し、別に官司を署す。而してその力を得るは、多賀、膽澤の二城を築くに在り。漢唐

○兵官皆農に本づく

要扼一要所

往く者は往くを樂む者はの意

○無食の民を納めて耕懇せしむ

正額の士民一公民

河套を取り、受降に城くが如し。蓋しその廣莫理め難きを以て、必ず要扼の地を得て、城柵を置き、糧仗を貯へ、然る後兵民依據有り、而して夷虜控制すべし。計の得たるものと謂ふべきなり。膽澤に城き、東國の浮浪四千を配して之を戍るに及びては、則ち最も計を得たるなり。何となれば、この城未だ始より之れ有らざるものなれば、則ち之を守るの兵も亦未だ始より之れ有らざるなり。然るに既に已に城を築く。兵の以て之を守る無かるべからず。之を守るに民丁を以てすれば、民丁未だ必ずしも往くを樂まず。往く者は浮浪のみ。浮浪の民に於ける、未だ始より有らざる如き者なり。未だ始より之れ有らざるの人を以て、未だ始より之れ有らざるの城を守る。國必ずしも騷擾せずして、民以て業に就くを得べし。今その處置を詳にせずといへども、蓋し無食の民を招聚して、以て荒地に填し、之に耕墾を勸めて、各糧食を具へしむ。苟も然れば、則ち是四千人土著の兵を得たるなり。土著の四千は、以て徵發の四萬に當るに足る。夷西を震懾せしめ、その來降を致しよ所以なり。後世の邊を開く者、已に地の利を得て之に據らず、守るに正額の士民を以てし、給するに正額の財粟を以てし、徒にその内を擾亂して、而してその外に獲る所償ふ能はざるなり。豈計の失せるものにあらずや。桓武のこの計、坂上田村に出づ。猶ほ

廟算—廟堂のほかりごと

趙充國の屯田の議、漢宣に用ひられしがごときなり。當時の廟算爽はず、諸將を督責し、萬里を明見する、已に宣帝の及ぶ所にあらず。而して良將を得て之に委任するに至りては、又未だ嘗てその肘を掣せず。必ずしも魏相の如き者、辨じて之を獲るを待たざるなり。夫れ唯明なり、是を以て能く任ず。後世の人主暗にして善く疑ひ、既に小人の欺く所となり、敗を蔽ひて勝となし、損を飾りて益と爲し、而して又有識の計を用ふる能はず。烏ぞ天下の得失を語るに足らんや。

○桓武天皇 (其二)

奸濫—職務を悪用す

頼襲曰く、桓武位に即きて未だ百日ならずして、即ち詔を下して員外官を罷む。國司の奸濫なる者は、任未だ満たすといへども貶降す。夫國司の奸は毒國內に被る。一人を黜けて、而して一國悦ぶ。猶ほ説有るがごときなり。員外の官を罷むれば、必ず失職の怨を招く。常情を以て之を觀るに、始めて宇内に臨む、宜しく恩徳を布き、人心を收むべし。故に古今人主の位に即くや、往々にして太赦と改元との竝出するは例なり。今此の如きの令を下すは、人情の樂まざる所、而して桓武首として之を行ひ、汲々として及ばざるが如きは何

庸主—凡庸の主君

○擧ぐる所よりも廢する所多し

暴殄—あらして絶ち滅す

颯々然—恐るる良

ぞや。王者の恩は小恵に在らず、天下の利害は民の便安と否とを顧るのみ。是庸主の畏憚する所にして、英主の斷じて顧みざる所なり。明年改元して、造宮、勅旨の二省、法花、鑄錢の兩司を省き、之を内藏に隸し、その二年には、百官の賀正を罷め、私に寺を建るを禁じ、その九年には、三關を廢して、その糧仗を國府に併せ、その十二年には、攝津職を改めて國司と爲し、その十六年には、筑前國司を罷めて、太宰府に隸す。而して最後に藤原緒繼の言に因りて、造宮職を廢し、陸奥の兵役を停む。夫れ帝は如何なる君たるぞや。無前の宮城を營み、未收の版圖を開けり。その精神氣力の前代人主に百倍するや知るべし。而してその他の爲す所を觀るに、凡そ天下の事に於いて、擧ぐる所少くして廢する所多し。嗚呼、治體に明なりと謂ふべきなり。蓋し國家の患は、毎に物力の不給を病む。人主たる者は、天下の物を收めて、而して之を天下に支配する者なり。以て己の有と爲して、而して之を暴殄する者、之を昏主と謂ふ。言ふに足らざるなり。その次はその不給を知りて、之を奈何ともする無きなり。颯々然として之を議し、或は尺寸の利を増さんことを計り、而して終に事を成す無し。左支右吾、敢て爲す所あらざる者、今古一なり。天下の費は、已むを得ざるものあり。已むを得て已まざるものあり。帝の廢する所は已むを得るもの

駢拇指の
二本相連な
る病
贅疣
一こ
ぶいぼ

なり。その營宮開邊の如きは己むを得ざるものなり。夫れ己むを得るもの何の代にかこ
れ無からん。故常に拘りて、以て去る可らずと爲すは、人の駢拇贅疣有るが如し。割て
之を去るも、未だ必ずしも性命を傷げざるなり。而も怯夫之を護りて以て身を終ふ。故
に駢拇贅疣は、勇者にあらざれば、能く之を決する莫し。無益の費、無用の官は、英主に
あらざれば、能く之を省く莫し。一の無益者を省けば、則ち天下物力の一分を息む。日
積月累、乃ち綽然として裕あり。裕あるの本を以て、以て天下に臨む。天下何事か成す
べからざらん。宜なるかな、帝の能く前代舉ぐる能はざる所を舉ぐるや。故に吾桓武の
業を賛する、その舉に於てせずして、その廢に於てす。廢するは舉ぐる所以なればなり。

○嵯峨天皇 (其一)

懿親—父子
兄弟の美し
き親み
悪左府—左
大臣頼長
前史—水鏡

頼襄曰く、平城は猶ほ崇徳のごときなり。而して嵯峨の之を處置するや、その懿親を全く
す。後白河と年を同くして語るべからざるなり。然りといへども、藤原仲成名位悪左府に
及ばず。坂上田村三朝の名臣を以て、源義朝、平清盛の才を兼ね、而して帝これを用ひた
り。朝を終へずして事平らぐ所以なり。前史に稱す、帝、田村の平城の用を爲さんことを恐

れ、遽にその爵を進めて大納言と爲す、故に田村力を效し難を濟ふと。襄曰く然らず。審
し是の如くば、則ち帝の爲す所、崇徳の遽に源爲朝に藏人を授くると何ぞ異らん。爲朝な
りといへども、命を聞きて益怒る。況や田村たる者をや。帝の事急なるに當り、此を以て
我を餌するなりと知り、寧ぞ肯て欣然として之を受けんや。夫れ明主の才賢を用ふる平昔
に在り。加ふるに恩禮を以てし、付するに職位を以てす。その相感孚するや素有り。是
を以て難に臨み、苟も免れず、以て大事を濟すあり。緩なれば則ち之を捨て、急なれば
則ち之を用ふるは、是庸主の爲す所のみ。臣の庸なる者も、猶ほ此を以て驅るべからず。
烏ぞ天下の豪傑を使ふ可けんや。果して以て使ふべくば、則ちその人は豪傑に非ざるな
り。何を以てか事を濟さん。桓武の時に當り、田村東夷を平けし功を以て、擢でられて
近衛中將と爲る。桓武崩するに及び、平城を扶けて殿を下り、東廂に遷る。蓋し遺託を
以て、嗣王を扶け、以て衆心を定む。既に大臣の任に當れり。已にして中納言に進み、中
衛大將と爲る。中衛の任は、昔より重任と爲せり。左右近衛を定立するに及び、田村と内
麻呂と、並びて大將と爲る。嵯峨立つに及び、故の如し。内麻呂已に右大臣と爲り、而して
田村猶ほ中納言たり。資望敵せず。故に進めて大納言と爲す。固よりその所なり。而して

事を更る―
經驗ありて
事に習熟す

相市する―
利害を以て
相接する

適上皇の變あるに會するのみ。故に田村の重きは大将に在りて、大納言に在らず。上皇の平城に遷らんとするや、田村と藤原冬嗣とを以て造營使と爲すは、是臨時に命ずる所に於て、上皇之を收用せんと欲せしにはあらざるなり。假令收用せんと欲するも、田村の事を更るを以て、必ずその成らざるを見る。何ぞ遽にその狂謀を助けんや、然らざるは、文屋綿麻呂、仲成黨を以て收捕せられ、田村その用ふべきを薦めて嫌はず、嵯峨即ち之に聽き、之と事を共にせしめて疑はざる、是その情を知る可きなり。前史傳ふる所の如きは、殆ど中世以後、君臣相市するの意を以て之を揣るのみ。唯嵯峨の君たるを知らざるのみならず、又田村の臣たるを知らざるなり。この君や、臣や、皆後世の法と爲る者なり。喪以て辨ぜざる可らず。世亦藏人を以て嵯峨の置く所と爲し、後世人主の、事を傳宣の臣に委するは、嵯峨之が弊端を爲すなりとす。襄曰く、此亦平城在院の時に始まる、嵯峨に始まるにあらざるなり。

○嵯峨天皇 (其二)

頼襄曰く、政に名美にして實稱はざるものあり、察せざる可らざるなり。政は實を貴び

○國と民と
は相須ちて
存す

冊―記録

結保―組合
を立てて

て、名を貴ばず。名を貴ぶは、則ち民に益なく。實を貴ぶは則ち國に利あり。國と民とは相須ちて存するものなり。天智賦役を定め、その朝に當り、大水に因りて租を免す。天武諸國の民産を定めて三等と爲し、中戸以下、貸税を許せり。是よりその後、賑貸除免の政、列朝の冊に絶えず。天武の朝、諸國をして負債に息を收むる莫からしめ、元明の朝、諸國に大稅三年を貸し、その利を收むるなからしめ、又「前の賑貸は、小民を濟ふがためなり。國郡司長因縁して姦利を爲す者は、重罪を以て論ぜよ」と詔し、平城に至るに及び、豪戸民に貸し、倍息を收むるを以て、乃ち正税を貸して、乏絶を濟ひ、窮民を實録して、結保之を給し、亡者は保内に之を填し、情、愛憎に涉り、弱を退け、強を進め、及び未納を填補し、兼て私債を收むる者は罪に處せしむ。嵯峨の朝に至り、則ち使を諸國に遣し、富豪の貯蓄を録して、窮民に借貸せしめ、秋成を俟ちて、數に依り之を償はしむ。その明年、詔して畿内七道の民租の未納者を蠲く。夫れ賑と曰ひ、貸と曰ふは、名の美なるものなり。その實官利を規り、民窮を恤むにあらざらしむるや、民その徳を被らず。適以て之が怨を招くに足る。宋の王安石爲す所の如き是れのみ。國朝の政の如きは、此を以て民を恤むのみ。且つ夫れ、民産の均しからざるは、當時といへども免る能はざる所なり。

但強を抑へ弱を扶け、その稱貸の權を上に奪ふ。此に奪ひ、彼に予ふるは、その貧富相濟ふを要し、民を恤むに歸するを要するなり。その意をして民を、恤むに在らずして、特に權を奪ふに在らしめば、則ち亦安石の富戸を破るもの、民據る處を失す。唯その意民を恤むに在り。是を以てその實を檢覈する、周密此の如し。その下を肥し、その中を肥すを欲せざるなり。況やその上を肥すをや。上虚名を售らず、而して下實惠を被る。是之を實を貴ぶと謂ふ。古曰く「富を爲せば仁ならず、仁を爲せば富ます」と。民をして惠を被らしめば、則ち國利する所なし。利する所あれば則ち民惠を被らず。二者終に並行すべからざるか。曰く、然らず。國の民あるは、猶ほ園の蔬菜を種え、圃の梨、栗、棗、柿を栽うるがごときなり。その幾百株、幾百根にして、幾許の利を得べきやを計りて、之を種う。幸にして遂に長ず。采るべく、擷むべし。その計る所と相當れば可なり。或は病蠶に逢ひて隕落し、勞して獲る無きや、則ち怒りて之を掘斃斬伐せんか。抑更にその根を培ひ、その枯萎を救ひ、以て後年の收を望まんか。故に曰く、國と民とは相須ちて存するものなりと。故に貸してその還るを責めざるは、還るの道を生ずる所以なり。今夫れ金を人に貸すあり。その人還す能はざるや、則ち之を呵責催督す。呵責催督して獲ざれば、則ち罵詈して之を絶

つ。之を絶てば、則ち復還るの道なし。何ぞ姑く之を緩くし、その還るべきを俟ちて、徐に取るに若かんや。後世の民を治むる者は、徒に之を呵責罵詈するを知るのみ。吾未だその果して國に利あるを知らざるなり。

○淳和天皇 (其一)

二千石一郡
司
妙簡一精擇
除する一敘
任する

賴襄曰く、我が朝の國司あるは、猶漢の二千石あるがごときなり。漢宣言へるあり、「吾と共に民を治むるは、それ唯良二千石か」と。漢に郡あり、國あり。國は之を君相に委す。二千石の能く制する所にあらざるなり。我が朝の如きは、一王六十六人と共に四海を治む。その任の重き、如何と爲すか。故に藤原冬嗣曰く、「廉能を妙簡して、守介に任じ、その新に除する者には、特に引見を賜ひ、治方を勸諭し、拘るに法律を以てせず、著績者を擢んで、以て公卿の闕を補はん」と。良岑安世は則ち曰く、「國司任に堪ふる者は、多く得難し。一良守を得ば、數國を兼帶し、般阜の地を擇み、二守の祿を並給せしめ、まづ之を一國に試み、治否を明驗せん」と皆有識の言なり。必らずしも漢宣の故を按ずるに非らず。而も之と暗合するものなり。而して淳和悉く之を嘉納す。宜なるかな、其桓武中興

○宰輔民事
を習知す

民を漁し
民より酷く
とり立て

の業を墜さざるや。當時の宰輔、多くは國守に出で、皆民事を習知す。亦その効にあら
ずや。中世以後は則ち然らず。公卿その門地に矜り、國守を下視して、之を疎外す。貪廉
を一視して、激勸する所なし。己或はその面を見ず。況や人主をして之を引見せしむるを
や。況や擢んでて以て己と比肩せしむるをや。國守なる者は、位賤く、官卑く、祿薄く
して任重き者なり。任重くして祿薄ければ、則ち民を漁し易し。官卑く、位賤しければ、
則ち君に望み難し。君以て法律の外に勤勉優裕する有り、然る後以てその廉を責むべく、
而して異才の士出づ。否らざれば、則ち是之を貪に驅るなり。中世以後貪守の常に多き
所以なり。その後に至るに及び、吏の卑賤、祿薄なる者を用ひて、以て自ら代ふ。則ち其
貪益甚し。而してその殷阜の地、所謂莊なるものは、多く公卿の占むる所と爲り、自ら其
吏を遣し、或はその地方の豪族に付して、之を代宰せしむ。而して王政漸く復す可らず。
輒近に至り、武門の民を宰する者を目して代官と曰ふ。この名を存するのみ。而してそ
の卑賤且つ祿薄、君に望み難くして、民を漁し易き者、國司に什倍せり。而して封建勢
を成し、郡國犬牙することなほ漢の制のごとし。則ち民の善治を被らんと欲するも難し。
安ぞ冬嗣、安世の意を用ひて、少しく之を救ふを得ん。

○淳和天皇 (其二)

○才望を視
て人を登用
す

頼襄曰く、光仁、桓武大業を中興し、平城、嵯峨、淳和相繼ぎて成を守る。王政の盛、日の
天に中するが如し。蓋し天智の統、始めてこの時に復す。而してその遺範亦大に此に成る。
故に紀綱制令、皆以て前に光きて、後に垂るよに足る。宰輔を置くが如き、最もその大なる
ものなり。是の時に當り、大臣必ずしも左右を備へず。右大臣を以て左大將を兼ねる者
あり。則ち中大納言を以て右大將を兼ねる者、之と並べり。藤原氏已に外戚と爲り、而
も他姓の人を以て之に間ふ。唯その才と望とを是視る。戚屬を必ずとせざるなり。唯其
實と績とを是責む。官位名號を必ずとせざるなり。而してその官又必ずしも文と武とを
分たざるなり。坂上田村、文屋綿麻呂、皆將帥を以て、功を邊陲に樹て、還れば則ち鎧
冑を釋き、衣冠を襲ふ。未だ數年ならずして、皆政府に入り、機務に與聞す。豈、國
の大事必ず親歴者を須ちて、以て廟議を決するにあらずや。昔西漢の法、軍功を以て列
侯たる者に非ざれば、以て宰相と爲さず。周勃、亞夫、申屠嘉の類是れなり。武帝の横を
以て、衛霍、李廣利を侯とせんと欲するも、まづ之を出して邊帥と爲さざるを得ざりしも

品流—家柄

のは、此がための故なり。後漢の梁竇に及び、外戚を以て大將軍録尚書事となる。亦その遺意なり。而して弊言ふに勝ふ可らず。國朝といへども、文德以後に至りては、則ち宰執皆外戚之を爲す。左右大臣大將を備へ、皆その子弟を以て之に充つ。而して列朝の紀綱一廢して復せず、その才あると否とを問はざるなり。況やその武功あるを望まんや。武事は以て源平二氏に委し、又その品流を別ち、昇殿を許さざるに至る。噫、何ぞそれ古と懸絶せるや。夫れ文屋及び良岑、清原の如きは、皆王孫にして姓を賜ふ者なり。外戚と並ぶは、固より其宜しきなり。而して何ぞ獨り源平氏に怪まんや。

○仁明天皇

地を爲す—自己の地位をつくる

頼襄曰く、國家盛衰の機は、毎に繼續の際に由る。深く察せざるべからざるなり。繼續の事たる大にして、而も言ひ難きなり。愛憎その中に主とし、而して黨援その外に乗ず。大利の在る所は大禍の伏する所なり。斷ずるに公道を以てせずして、而して私を挟み、術を用ひ、自らその志を濟したりと謂ふ。而して適大姦の地を爲す者、往々にして然り。桓武、嵯峨を器とし、平城をして位を禪らしめたるは、蓋しその遺志に出づ。是の故に平城の子を

推尊—或は譲り或は奪ふ

伴橘—伴健岑橘逸勢

登遐—崩御廢る—發はるとあるべきか

立てて儲貳と爲し、庚寅の難あるに及びて、乃ち之を廢し、敢て易ふるにその子を以てせずして、その弟を以てし、然る後その子に及ぶは是なり。その子に至れば、則ち以て已むべし。亦敢てその子を立てずして、その姪を立つるは何ぞや。この際に當り、その文懿美なりといへども、而もその情矯飾なからず。夫れ父子相承くるは、常道なり。公義なり。叔禪姪立、遽に相推尊す。豈に常と爲す可けんや。仁明誠にその子を立てんと欲せんか。淳和の再三辭するに當り、何ぞ明白に稟受せざる。而して必ず二上皇の死を待つ。私心と謂ふべきなり。仁明の文徳を生むは、藤原氏に出づ。生れて十四にして淳和崩す。また二年、嵯峨不豫、橘氏公の右大將を罷め、藤原良房を以て之に代へ、四日にして嵯峨崩す。翌日之を葬り、その明、伴橘の獄起る。噫、何ぞその速なるや。獄詞傳ふる所に據れば、則ち伴橘不軌を爲せりと。而も悉く信す可らざるなり。その二上皇登遐して、太子安きを得ずと曰ふに至りては、則ち當時の情已に廢る。太子初め邇を請ひて得ず、流涕大息す。その圍を受くるに及び、曰く、「吾この事あるを知る久し」と。則ち仁明の心掩ふべからざるなり。良房は新太子の母の兄なり。故に仁明引きて以て之が羽翼と爲し、又良房の女を東宮に納る。帝崩じ、文徳立つの月、清和生る。生れて九月、

超拜一順序
を經ずして
上官に任ず
響靴一幼少

○仁明私を
繼嗣の際に
用ひたり

立て太子と爲す。七年にして、良房を超拜して太政大臣と爲し、帶劍して殿に上らしむ。その明年文徳天皇す。而して響靴の天子立つ。外祖の政を攝する、亦何ぞ速なるや。而後王室の事、復説く可らず。夫れ大臣に孤を托する、何の世にかこれ無からん。當に天下の英賢を用ふべし。何ぞ必ずしも外戚に頼らんや。是亦私心なるのみ。論者以爲らく、王室の衰は、文徳幼主を以て嗣と爲るに由ると。余は則ち曰く、仁明の私を繼嗣の際に用ふるに由るのみと。文徳の時に至りては、則ち藤原氏の勢已に成れり。然らざれば、文徳何を以て敢て愛する所の長子を立てずして、生甫九月の嬰兒を立てんや。源常、源信の如きに至りては、竝に嵯峨の子なるを以て、位、良房と抗す。一たび異議を發せしめば、天子將に倚りて以て重きを爲さんとす。乃ち甘んじて之に附和し、以てその勢を成す。何ぞ宗室大臣に取りらんや。豈亦己良房の舅たるを以てして之を私するか。その後平清盛の官爵を暴進するも、後白河の愛子を立てんと欲せしに由る。而して當時の朝臣、平氏に連姻する者焉に黨す。その情同じきなり。

○文徳天皇

察に傷る
明察に過ぐ

○權を外戚
に委す
守文の君
先祖の業を
受けて立ち
たる君

頼襄曰く、吾仁明、文徳の二紀を讀むに、暴虐の行あるにあらず、而して吏民凋弊し、數赦令を行ふも、而も盜賊漸く滋きは何ぞや。紀に稱す、仁明嘗て巡視して獄を過ぎ、「誰が家なるか」と問ふ。右大臣良房從ふ。對て曰く、「獄なり」と。帝憫然盡くその囚を放つと。我が古聖王は往々にして親ら囚徒を録したりき。今人君にして囚獄の何物たるを知らず、且つ勅して惡人を釋す。豈法と爲す可けんや。世此を以て仁明の君たるを譽む。無識者の見のみ。紀又稱す、文徳心を政事に垂れ、禁網漸く密にして、善く人の姦を知り、頗る察に傷ると。然るに頻に視朝を廢し、權を外戚に委す。則ちその心を垂るゝ所のものは何の政ぞ。而して察する所は何の姦か。人君に貴ぶ所のものは、剛なり、健なり。剛ならざれば、則ち懦、健ならざれば、則ち懈。紀綱日に壞れ、民輕しく法を犯す所以、怪むに足らざるなり。古より守文の君は、深宮に生れ、婦人の手に長じ、坐ながら成業を享け、その當然なるを謂ふ。肯て勵精して政を勤めず、外は威嚴ありて内は懦弱、外廷の公卿を見るを憚りて、好みて内に居り、祖宗の天下を他人に委して省みざる者、比々皆是なり。二君の世の如き、其亦然るのみ。他日三善清行謂ふ、「仁明奢靡を好み、後房の飾、雕鏤綺組朝製夕改して府帑爲めに虚しく、賦斂滋起る」と。帝の意を推すに必ず曰はん、「是我

供承補塞
上意を受け
て不足をお
ぎなふ

が宮中の細娛のみ、何ぞ害天下に及ぶあらんと。殊に知らず、人主好む所あれば、則ちその下必ず之を供承補塞せんと計る有り。求めずして至り、その従りて出づる所を知らざらしむ。終に吏困し民窮り、起ちて賊と爲らしむるを致す、亦その勢のみ。文徳の禁網を密にする、蓋し亦之を濟ふに意あり。能吏を識拔し、民政を規畫する、頗る稱述す可し。而も好んで小惠を目前に行うて、耳目の及ばざる所は如何爲るかを知らざるなり。自らその本を治めて紀綱を振ふ能はず。則ち胥以て溺るゝのみ。本とは何ぞや。曰く、剛健政を勤むるなり。仁明壽四十一、文徳は三十二、その年を永くせざるは、亦勤めざるの效せるなり。

○清和天皇 (其一)

頼襄曰く、漢の匡衡、杜欽、谷永の徒、王氏擅政の時に當り、務めて人主の過失を言ひ、以て直名を售り、而してその實外家に黨附す。後世之を鄙とす。清和立ちて外祖政を攝して以來、毎歲霖雨地震、九年の間、日十二食す。之を致す所以は、識者を待ちて而して知らざるなり。此に至りて、朝臣に詔して、政事を論ぜしめ、而して藤原良相、又外

直名—廉直
の名

○廣く言路
を開いて僅
に一言を得
たり

宗社—宗廟
社稷

獻替—進言
可を進め否
を廢するの
意也

官及び諸生を表薦し、下僧綱に及ぶ。廣く言路を開けりと謂ふ可し。而して纒に伊豫守の一言を得たり。言ふ所は諸王の支給を裁減するのみ。噫、當時天下の弊事、此を捨てて言ふ可き無きか。王室の運日に消し、外家の勢日に長する、漢の五侯を爵し、黃霧四塞せるの時の如きなり。一言此に及ばしめば、饒へ救ふ能はざるも、猶ほ戚黨の心を察して、天下の憤を洩らすに足れり。乃ち之を助けて虐を爲すは何ぞや。前王亦宗籍に係る者に非ずや。その心と爲す所を推せば、此を以て藤原氏に媚び、以て昇進を冀ふに過ぎざるのみ。豈に夫の匡杜の類に非ずや。蓋し朝野に滿つる、皆この輩の鄙夫なり。則ち人主誰と與にか其宗社を保たん。悲いかな。然りといへども、當時皆求言の虛文たるを知りて、争ひて切要に非ざるの事を言ふ。故に史載する所なし。獨この言を載する者は、蓋し外家此を得て、喜びて以て宗室を剪削するの資と爲せるのみ。吾是に因りて之を思ふ、國朝の律令、天長以前に定まるものは、百世易ふ可らざるなり。格と式とに至りては、世に隨ひて損益し、或は一時の獻替に因りて歴世の沿革を成すものあり。貞觀延喜以下の式は、往々にして宗親を抑へ、輔相を擡ぐ。所謂禮の末造にして、未だ盡く信す可らざる者に非らざるを得んや。武門封建の政に至りては、復一定王朝の制の如きものあるに

あらざるなり。而してその各口傳以て格と爲し、式と爲すものは、大抵彼を抑へ、此を揚げ、各自ら驕傲す。又自ら侈大にして、無益の費を爲す者あり。烏ぞ諛者の言に因り、遂に以て典要と成すに非らざるを知らんや。

○清和天皇(其二)

綜理一すべ
なさむる
○古の朝廷
は邊事を重
んず

頼襄曰く、國朝古より邊防を重んじ、太宰鎮守の二府、最も要地と爲し、才勇を選みて焉に任ず。任に當る者、皆備禦の略を盡し、その綜理の微密なる、後世の及ぶ所にあらざるなり。然れどもその要は邊事を以て内地を擾さざるに在るのみ。是より先、按察使東邊の兵糧毎に東國に課し、杼軸空竭せるを以て、阪東の官稻を以て、陸奥の廩に充て、陸奥の廩を以て官庫に留收し、公私兩つながら便せんことを請ふ。是に至りて、宰帥又舊、西海六國の米を漕して、對馬の年糧と爲し、覆没する者多きを以て、請ひて漕を停め、その民を發して、壹岐の田を營せしめ、之を對馬に輸し、壹岐の税を止め、之を六國に課す。彼此兩つなから便なり。他なし、皆内地を擾さざるを計るなり。故にこの後、出羽守も亦奏請する所あり。曰く、「無用の卒、部内を騷動し、勅を待つ處、還巨害を致す。宜しく奥羽の逃民を檢出し、給

土毛―土地
の産米

警急―事變

するに中國の甲冑を以てすべし」と。是邊民の困を濟ふも、その實亦内地の弊を濟ふなり。蓋しその土毛に因りて、その土兵を用ふれば、土兵の百は、徵發の萬に當り、土毛の升は漕轉の斛に當る。唯に以て内地を擾さざるのみならずなり。宰帥の松浦二郷、殷阜にして奇産多きを以て、徒に郡司に委して、外國の利と爲さんよりは、若かず之を縣官に收め、吏を置き貢を賦し、兼ねて肥前縣官に任せしめんと請ふに至りては、是又邊利を内地に收めんと欲するなり。然り而して廷議許して之を試ること二年、先づ息耗を明にす。則ち利を興して害を招くを虞るゝなり。獲る所失ふ所を償はざるを恐るゝなり。亦識ありと謂ふべし。之を要するに、古の朝廷は邊事を重んず。故に大小の吏、心を盡し、智を効すこと此の如し。後世災異ありといへども、略意を加へず。警急あるに及び、乃ち釋驕を爲し、内外皆擾れ、その費貲られず。即ち收利の策、驗せずして許し、獲るなきに終る。嗚呼、何ぞ古を以て師と爲さざるや。

○陽成天皇 (其二)

頼襄曰く、國の亂ある、譬へば人の疾あるが若し。之を良醫に謀るに、未だその脈を診せ

○治邊の良醫

すといへども、而もその患狀を聞きて、病の因る所を察知す。曰く「是此に因るのみ。某方を以て之を治せば愈えん」と。故に症に劇變ありといへども、夷然として驚かず。庸醫の色を動かし措を失するが如きにあらざるなり。藤原保則の如きは、豈に治邊の良醫に非ずや。その威を先にし、恩を後にすと曰ふは、攻めざれば則ち補未だ施すべからざればなり。未叛の邑里を撫慰するは、元氣を扶けて、以て疾勢を壓するなり。請ひて庸調を復し、夷俘を賑給する者は、則ち將に病後を息めんとするものにして、病の因、實に此に在ればなり。故に病各因あり、病者又強弱あり。一方を守る可らず。是を以て兩備を治するには緩を以てし、奥羽を治するには嚴を以てせり。治は人を愈すを期す。必ずしも功を己に專にせず、他醫この症に慣る者あれば、引ききて以て我が治を助くべし。是を以て小野春風を薦めて、以てその事を同くす。而して二人の効を奏する所以のものは、實に藤原基經に由る。基經は其なほ病家の醫を擇みて之に委任するごときか。然りといへども、その保則を賞せず、前守を罰せざるは、病愈えて而して醫に謝せざるなり。良庸を同視せば、後に疾あるも、誰か力を効す者ぞや。蓋し奥羽の亂は、寶龜より此に至りて、凡そ三次。皆守宰撫御を失し、民夷困窮するに因る。病の因は同じ。而して東北隅、毎に叛

終止す—
生涯身につ
きまよふ

門望—家柄

○廢立當を得たり

霍光—後漢の各臣、昌邑王を廢して宣帝を擁立す

社稷—國家

し易く、治し難し、以て天喜、寛治に至り、猶尙ほ梗きを爲す。而して東國の武人、數功を彼に立つる者、終に朝廷の大患を爲すこと、疝癖の人と終始するが如し。而して對症の藥用ふる毎に効を得るもの、亦終に害を貽し毒を遺すなり。

○陽成天皇 (其二)

頼襄曰く、國朝太子を廢するあれども。未だ天子を廢するあらず。天子を廢するは藤原基經より始る。而して當時異議なく、後世之を稱するは何ぞや。其門望の比なきに由るか、其父の勢に籍るか、抑もその器略神識、中外を壓服するか。三者皆然り。然も焉より大なるものあり。曰く、廢する所、當に廢すべき者たり、立つる所、當に立つべき者たるなり。當に立つべき者を立て、而して當に廢すべき者を廢す。三者無しといふとも、天下將に之に服せんとす。況や三者あり、籍りて之を行ふをや。巨船大帆を以て、順風壯潮に乗ずるが如し。誰か能く之を禦がんや。基經必ずしも古、霍光といふ者ありしを知らじ。而も能く光の爲す所を爲しぬ。豈に大臣の社稷を慮る者暗合する所あるにあらざらんや。而して吾基經を以て光に勝れりと爲す。夫れ光は基經の資望に及ばざる者、則ち基經の此舉や、宜しく

察識—察知
 執袴子—貴族の子
 血食せず—宗廟に祭られず

光より易きが如くなるべきなり。而も其實は難しと爲す。光の昌邑に於ける、己の意を以て、當に立つべからざる者を立つ。故に輒く立て、輒く廢して、一歳を出でず。何ぞその易きや。基經の陽成に於ける、則ち先皇の嫡嗣なるを以て、立てざるを得ず。己其外舅たれば、之を廢するは其利に非ず。而して之を廢するは、廢せざるを得ざればなり。八歳にして立ち、之を輔すること七年、其之を爲すの難きや知るべし。光孝は親王を以て省卿たり。宣帝の民間に在りしと異なれり。然れどもその疎遠にして著はれざるは略同じ。光は丙吉の奏記を以て始めて之を知り、而して基經は則ち豫めその當に立つべきを察識したりき。光は太后ありて之が主と爲り、張安世ありて之と謀る。基經は己に仰稟する所なく。共に議する所の公卿は、源融、源多の如き、概ね皆執袴子なり。是の器識光に勝るあるにあらずば、何ぞ能く此を辨せん。光は一宣帝を立るのみ。基經は又宇多を定策す。亦所謂當に立つべきの者なり。光は外孫女を昭帝に薦め、又女を宣に納るよを計り、妻の邪謀を掩ひ、死して血食せず、宣の徳を累はせり。而して基經はこの事無く、能く功名を保ちて、君臣兩ながら美なり。その純ら社稷のためにして私のためにせざる、亦光に勝れるものあり。基經の光に勝るや果せり。然りといへども、その自

馴至—自然に至る所

用專擅、權勢を貪るは則ち同じ。豈に皆不學無術の故か。その門望滋盛、子孫上を僭し、君を蔑するに至る如きは、勢の馴至にして、その得て知る所に非ずといへども、之を貽す所以のもの有るなからざらんや。

○宇多天皇

宗廟—祖先の廟
 文恬武熙—世太平にして文官武官共に安逸
 風魚の警—來寇の警報

賴襄曰く、宇多の英主たるや、その權柄を攪り、紀綱を振ひ、勤儉を躬らし、賢能を擧げ、宗廟生民を以て心と爲し給ふ。天智、桓武の業を接ぐ所以のもの、必ずしも論ぜざるなり。獨その邊防を處分するを觀て、以てその他を知るに足れり。宰府、數、寇警を奏す。詔して曰く、「兵故を以て農時を失するなかれ。且つ防ぎ且つ耕せ」と。大なるかな言や。以て百世の法と爲すべきなり。大凡太平の世、四海虞無し。文恬武熙、一たび風魚の警あれば、上下相驚き、奔走警告、將吏を差し、糧仗を運び、國內之がために騷擾す。而も寇何者、來る何の由たるかは、或は未だ之を知らざるなり。東より來れば則ち東に奔せ、西より來れば則ち西に奔し、來者の虛實未だ確たらずして、奔者は己に罷極す。彼を以て虛と爲して、我が防を廢し。而して實なり、その力支ふべからず。彼を以て實と爲して、

權柄—勢力

以て我が防をつくし。而して盛なり。その費給すべからず。是の如きもの數次にして、國の内壞せざるものあらんや。嗚呼亦蓋ぞその本に反りて之を思はざる。沿海の鎮、何の爲にして置けるや。その將吏何の職をか守り、兵卒何の業にか服する。我豫め平日に於いて、命じて之が處置を爲さば、寇に備ふるにあらざるなし。寇至らば、戰ふ有るのみ。何ぞ必ずしも援々として來りて我に告げんや。我亦何ぞ必ずしも援々として往いて之を援けんや。帝の意蓋し亦此の如きのみ。但將卒備はるといへども、未だ食せずして能く戰ふ者はあらざるなり。故に曰く、「農時を廢するなかれ。且つ耕し且つ戰へ」と。夫れ戰ひて耕すなからしめば、何の資か以て戰はん。耕して戰ふなくとも、亦何ぞ國に損あらんや。故に寇に虚あり、實あり。而して國に損なく、益あり。故に曰く、帝の言以て百世の法と爲す可き也と。帝は徒に之を言ひ給はず。當時の寇は實に出で、而して筑前守防戰して大捷せり。その効驗此の如し。然るといへども、當時能くこの言を爲し、この効を成す所以のものは、又その本有り。本とは何ぞや。曰く權柄を收め、紀綱を振ひ、勤儉を躬し、賢能を擧げ、宗廟生民を以て心となしたまへるをいふ。

○醍醐天皇

台司—宰司
太政大臣左
右大臣
相門—宰相
の家、藤原
氏
一日に非ず
—因襲の久
しきをいふ

菅原相公の貶、世専ら藤原時平を咎めて、讒臣と稱し、必ず以て稱首と爲す。賴義は以て然らずと爲す。曰く、外戚政を専らにしてより、此に類するもの多し。獨時平のみにあらず。焉を前にしては、良房の安倍安仁を斥け、基經の藤原保則を用ひざりしが如き、焉を後にしては、師尹の源高明を除き、兼通の中書王を忌めるが如き、皆是なり。その意曰ふ、台司は獨我が家のみ爲す、彼何爲るものぞと。源と常、信と光との如きは、その制し易きを以て、故に伴食を得るのみ。その己と相軋る者は、輒ち搏撃して之を去る。あに獨時平のみならんや。菅公を貶するは、必ずしも時平の致す所にあらざるなり。然らば則ち誰か致す所ぞ。曰く、宇多之を致せしなり。宇多は相門の彼が如きを患ふ。故に公を擯んで之と衡せしめ、亦醍醐を丁寧し、専ら公に聽かしむる者にあらずや。曰く、是公に禍する所以なり。夫れ彼が如き者、一日に非ず。中外慣習以て當然と爲す。之を寒族より擯んで、之と衡せしめ、而して能く衡せり。敢て異議なきは何ぞや。之を鑒識する者在ればなり。故に宇多位に在れば、則ち儼然たる右大臣なり。人望みて之を畏る。帝

志趣相投す
—互に氣心
がよく合ふ
思む所に云
云—讒する
に齊世親王
の事を以て
せるといふ

一たび位を去れば、則ち文章博士にして妄に政府に據るなり。時平無しといへども、久しく安んず可らざるは勢なり。且夫れ家宰にして父に寵ある者は、その子必ず之を憎む。その父の寵に倚りて以て我を制するを憎むなり。以爲らく、我自^{みづか}用ふる所あり、何ぞ必ずしも是ならんと。且つ己^{おのれ}用ふる所は、己の年齢と相若き、志趣相投す。而して父の用ふる所は皆否らず。民庶の家且つ然り、況や人主の天下を有つ者をや。人主の樂む所のものはこの位なり。故にその思む所は、兄弟の己^{おのれ}に逼るより甚しきは莫し。その思む所に中り、以てその樂しむ所を恣にせしむ。宜かな、その言の入り易きや。況や己^{おのれ}の用ふる所にして常に愛信する所の者の口に出るをや。故に延喜の菅公を貶する、必ずしも時平の數言を待たず。その情素より然るなり。情と勢とは天下の違ふ能はざる所。而して宇多一紙の遺誡を以て之を禁せんと欲す。其不可なるや必せり。故に菅公の貶を致せし者は、宇多に非ずして誰ぞや。而して公も亦自ら慮らざる者と謂ふべし。吾嘗て遺誡の言ふ所を審にするに、立儲^{りつちよ}禪位の議、菅公實に之を贊決す。曰く、「事留れば變生ず」と。蓋しこの時基經の女、未だ生む所有らず。生めば則ち立てざるべからざるなり。公あに此に慮るか。然れども己に儲を定む。位を禪らすといへども可なり。その意蓋し謂らく、位を禪るといへども、猶當

扶植—助け
立てる
輔翊—天子
を輔くる
之を取る—
之を招く

に傍觀して、之を扶植すべしと。知らず、權已に我に在らず、我が言寧ぞ行ふ可けんや。宇多は承和元年に崩す。禪位を去ること三十四。専ら佛法を修す。噫、この三十四年間、讀經研法の勤を以て、之を政に移さば、政當に更に如何なるべきか。而して公も亦その輔翊の功を終ん。何ぞ貶謫憂死これ有らんや。喪故に曰く、菅公の貶は宇多の之を致せしなり、而して公亦以て自ら之を取らざるなりと。

○醍醐天皇 (其二)

頼襄曰く、三善清行實用の才を以て實用の學を爲す。菅原相公といへども、恐らくは及ばざる所あり。その封事といふ者の言ふ所、敢て盡さざるものありといへども、而も時弊に切中し、當世に用ふべし。彼の無用の文詞を爲る者と大に異なり。然るにその書たる田慮五千餘言、吾讀者の徒誦してその要領を得ざるを恐れ、私に繁を芟り、複を除き、約して千餘言と爲し、而して又その意の歸宿する所を究め、之を論じて曰く、清行の意は、紀綱を張り、版籍を修め、以て物力を復せんとするに過ぎざるのみ、夫れ物力は國の存する所以なり。而してその盛衰息耗する所以のものは、紀綱版籍の二者に在

版籍—土地
人民
○紀綱弛廢

國朝を云々
—我朝は其
事實殊に顯
著也

委靡墮墮—
自然におと
ろへくづれ
て
丁口—壯丁
の人口

り。故に祖宗の制を定むるや、必ず此に意を致し、後世子孫をして、頼りて以てその國を守らしむ。此無くば一日も守るべからざるなり。然れども之を守ること久しければ、二者歳に弛み、月に廢れ、名存して實亡び、その終は空器を守るに至り、而して天下の實移る。是和漢の同じき所にして、國朝を著しと爲す。清行その漸く弛廢する時に生れ、以て之を救濟するあらんと欲す。當時の君相之を嘉納せざるにあらず。しかも盡く用ふること能はず。その後に至るに及び、弛めるもの倍弛み、廢れたるもの滋廢る。獨後三條、之を興復するに志あり。而して短祚にして成すある能はず。委靡墮墮、以て保元にいたりて窮まれり。二者の修めず張らざるに由りてなり。豈に百世の永鑑に非ずや。本朝の富庶、外國に過絶するは、誠に清行の言ふ所の如し。而して當時丁口の耗滅此の如し。その後未だ又如何なるかを知らず。而して輒近に至りて則ち息す。然れども當時は班つべきの田あり、而して近世は則ち否らず。是古今の異なる所のみ。彼之を修して張らざるべからざるに至りては則ち一なり。故に清行の言は、特に當時に用ふべきのみにあらざるなり。天下の事、固より衆人憂へずして、有識の士獨之を憂ふる者あり。上その憂を共にせば、則ちその憂止むべし。上その憂を共にせずして、之をして獨憂へしめんか。憂將

儒門の常格
—儒者普通
の資格

寬平—宇多
天皇

○内叛延喜
に醸さる

度置し—戸
棚にしまつ
て置き

に日に深からんとするのみ。烏ぞ其止むを見んや。清行この時已に七十。而して位は四位に過ぎず。官は儒門の常格に過ぎず。既にして纔に參議を得、未だ幾くならずして歿しぬ。嗚呼、此人にして而も用ふるを知らず。則ち所謂延喜の政も、亦空名無實のものに非ずや。向に寬平をして早く位を去らず、普公と並び用ひて、以てその才を盡さしめたまはば、則ち以て興復の實効を收むべかりき。吾獨此人の爲に惜むのみならず。王家の爲に惜むなり。古より人才の用舍、國家の運に關するものあり。豈に獨清行のみならんや。

○朱雀天皇

國朝制を定めてより以來、稍兵革を動かすもの邊寇に止る。未だ臣子の内叛する者あらず。これ有るは天慶に始まる。論者罪を朱雀の君相に歸す。賴襄曰く、是徒にその末を見て未だその本を探らざるなり。天慶の亂は、延喜の朝に醸さると、何を以てか之を言ふ。曰く、天下の亂は猶魚の爛るよがごとし。魚の爛るよや、その腸先づ敗る。その鱗鬣を視れば、猶仍鮮美なり。以て鮮美なりと爲して之を度置し、翌日にして之を出だせば、潰餒臭腐して、食ふ可からず。延喜の朝廷を觀るに、其禮文制度、豈に備りて且つ美なら

鬱起—盛に
興る

之を云々—
藤原氏に遠
慮し給ふ
八歳の天子
—朱雀帝
壅滯—ふさ
がり滯りて
進まず

すや。時太平と稱して、數宴樂を舉げ、文士を召集して、歌頌鬱起す。而して水旱疾疫、民、生を聊せず。盜賊閭里に充斥し、經理の政ありといへども、徒に近きに行はれて、遠きに周からざるなり。世徒にその寒夜御衣を脱するの一事を稱す。是所謂仁心仁聞ありて、而して澤民に及ばざるものなり。且つ菅原相公を貶してより、藤原氏の勢倍盛んにして、其國儲を立つるや、長子克明を捨てて保明を立つ。その基經の外孫にして、時平の外姪たるを以てのみ。猶これ可なるがごとし。保明の天するに及び、更にその子を立つ。その子亦瘡して、その同母弟を立つ。帝皇子多し。この時に當りて、その長を言へば、則ち代明有り、その賢を言へば則ち重明有り、兼明有り、皆捨てて立てず。而して必ず相家の出す所を立つるは何ぞや。之を憚るにあらざらんや。是所謂仁にして武ならず、能く達する無きなり。時平既に歿するや、又その弟忠平を以て政を執らしめ、託するに八歳の天子を以てし、以て制に臨ましむ。彼が如きの天下、之を如何ぞ其亂れざらんや。余嘗て外史に於て、詳にこの亂を叙し、而して之を論じて曰く、是相家驕傲にして、上下を壅滯するの致す所に由ると。蓋し君相の務むる所、目前の私に過ぎずして、天下の紀綱廢壞せるなり、人才壅滯せるなり、姦雄窺伺せるなり。皆漫に省恤せずして、その潰決

神明に呼號
—祈禱を捧
げ

風丰咲麗—
見掛が立派
にて

に及ぶ。所謂善者ありといへども、之を如何ともする無きもの。何ぞ況や朱雀の公卿や。徒に神明に呼號して、以て救済を求むる。怪むに足らざるなり。朱雀の時、右大將保忠、冬月入朝毎に、餅を炙りて之を懐にし、以て自ら煖め、稍々冷ゆれば之を從者に賜ふ。世その慈惠を稱し、呼びて賢人と爲す。大將右大臣實賴、群兒を聚めて、菓を啖はしめ、壙を隔ててその語を聞き、以て世情を知る。世その心を政に用ふるを稱す。當時大臣の爲す所、徒に此の如きの類のみ。祖宗の德澤微かりせば、此焉ぞ能く禍亂を濟はん。而して何ぞ責むるに足らんや。

○村上天皇

賴襄曰く、世の王政を言ふ、必ず延喜天曆を稱す。その典章文物爛然具備するを以てのみ。其實を察すれば、稱はざる者多し。譬へば人の風丰咲麗にして、心腹に疾を蓄ふるが若し。是良醫の畏るゝ所なり。故に識者は二代に於いて取るところ無し。而して天曆の延喜に及ばすと謂ふ者は非なり。然るに當時已に然りと謂へり。村上と老吏との問答を觀てこれを見るべし。襄獨天曆を以て延喜に勝れりと爲す。何を以てかその勝れるを知る。

○政事の得失を賤吏に問ふ

率分堂—大藏省に收納する官物年料中十二分の一を別に置いて納め置く藏贏縮—過不足

即ちこの一事以てその勝れるを知るなり。夫れ萬乗の尊を以て、政事の得失を一賤吏に問ひたまふ。その心を政に留め、孜孜として倦ざるにあらざれば、何ぞ能く此の如くならん。その言を聽きて、以て自ら足らざるを知り、益政に勤むるに至りては、則ち人主として絶えて無くして厩かに有る所、以て百世の法と爲すに足れり。延喜は恐らくは未だ此に及ぶ能はじ。何となれば則ちその先皇の遺誡に、聽くを肯んぜざるなり。則ちその他は知るべし。和顔下に接し、之を導きて言はしむるも可なり。災異に因りて直言を求むるも可なり。而して未だその聳懼してその言を聽納し、而して己に省ること此の如きを聞かず。蓋し老吏の言に、所謂主殿寮多く明松を進むとは、劇務夜に至りて未だ已まざるを言ふなり。それ其本源を濟め、煩劇に至らざらしむるは上なり。その次は、至て煩劇なりといへども勤めて倦まざるなり。倦みて勤めざる、斯を下と爲す。所謂率分堂に草を生ずとは、歳貢の餘なきを言ふなり。夫れ入るを量り以て出づるを爲し、國計常に餘あるものは上なり。その次は、出づるもの入るものと相當るなり。出づるを量りて、以て入るを爲し、而して猶足らざる者、斯を下と爲す。醍醐、列朝太平の業を繼ぎ、而して村上は天慶大亂の後を承く。國用の贏縮宜しく相懸絶すべきなり。而してその賑恤の政、之を延喜に視

視るに—比較するに

疎屬—遠縁の者

二后の兄—時平、忠平

帷薄—閨門

大亂—安祿山の亂

臆逆—推測

るに、或は及ばざるなし。政を勤むるの効に非ずば、何を以てか此に至らん。此を以て之を言へば、天曆は延喜に勝れりと曰ふといふとも可なり。その政權を外戚に授くるは、即ち延喜の遺毒にして、解免すべからざるのみ。然りといへども、兼明、高明は、帝に於いて親兄弟たり。藤原在衡は戚黨に於て疎屬たり。而も皆引きて要路に當て、諸權戚と相鈐制せしむ。之を延喜の弟を忌み、父の簡遺する所の大を逐ひて、而して獨二后の兄に任する者に視るに孰與ぞや。或は曰く、高明も亦中宮の妹夫なるを以てのみと。然らば則ち兼明、在衡を何とか謂はんや。夫の内寵を好み、帷薄修らざるが若きに至りては、所謂徳を累はすの大なるもの。然りといへども、未だ唐の明皇、子の妻を奪ひて、勤政終へず、終に大亂を速くが如きに至らず。之を要するに當時の風習、此の如きもの多し。専ら帝を咎むべからざるなり。

○冷泉天皇

頼襄曰く、安和の變は疑ふべしと謂ふべし。夫れ源高明の、女を爲平親王に進めしは、村上上の命に出づ。之を擁立して、以て政を擅にせんと謀ると曰ふ者は、臆逆の言のみ。然り

輿論—輿論

國介—相摸
介千晴
典厩—右馬
介滿仲

間歲—一年
を隔て

○安和の事
も全冤なり

といへども、村上爲平を立てて冷泉の儲貳と爲さんと欲し、而してその源氏と婚するを以て、之を沮む者有りしは實なり。村上崩するに及び、遂に遺詔を矯めて、守平親王を立てる所なり。而も亦未だその實否を必とすべからざるなり。舊史乃ち高明怨望して、亂者の誣告連及する所と爲ると稱す。然り而して所謂作亂者は何人ぞや。省府の下僚にあらざれば、則ち國介のみ、典厩のみ、忽ち親王を奉じて關東に奔り、平親皇の爲す所を爲さんと謀る。是最も疑ふべきものなり。然らずば、その意中、ころに變じて走告せし者は、就中稍、威望ありし者なり、饒ひ自首せしむるも、宜しく少しく斥黜を加ふべし。而して問ふ所なし。即ち稱して逆首者となすといへども、間歲輒ち召還して、封三百戸を給し、防護する所なきは何ぞや。嗚呼、此承和の變と、延喜の事とは、その情一なり。三者のうち獨延喜の世のみ全くその冤なるを知りて、而して承和と安和とは、半を以て實となし、半を以て冤と爲す。吾斷じて以て全冤と爲すなり。この冤獄を構ふる者に、主あり、從あり。延喜の源光、安和の藤原師尹は、皆所謂從なり。延喜の主たる者を知らば、則ち安和の主たる者を知り、而して承和の主たる者も亦知るべからん。曰く、然りといへ

ども、承和に主たる者は、未だその志を逞くせざる者なり。安和に主たる者は、則ち既に逞くせり。而も何を苦んでか之を組織構成せる。曰く、彼その據る所の地を以て私有と爲して、私に相傳へんと欲し、他人の之を奪はんを恐るゝなり。故にその組織する所の獄詞は、皆自ら己の肺肝を言ふが如かりしなり。

○花山天皇

閨閣—妻妾
○大亂の世

頼襄曰く、王家の事、冷泉、圓融、花山の際に至りて、吾復之を論ずるを欲せざるなり。夫れ帝王の貴、宰輔の重、宗廟社稷生民の寄る所を以てして、その廢止黜陟、一に閨閣の私に依る。寧ぞ復その得失を論ず可けんや。兼通、兼家の事に至りては、甚しと謂ふべし。兄弟權を争ひ、天位を以て博奕とするに至る。是を大亂の世と謂ふ。保元、平治を待たざるなり。その躁競して恥無き、狡悍にして忌まざる、千載の下、讀者をして卷を掩はしむ。何等の朝廷とか爲さん。然りといへども、彼の能く然る所以のものを原ぬるに、人君初之をして然らしめしのみ。已にその徳を慎まず、欲は度を敗り、縦は禮を敗り、私を以て公を滅し、權をして下移せしめ、その勢終に此に至る。哀まざる可けんや。頼む所の者は、祖宗の紀綱

面を革め易の革卦に君子豹變小人革面、うはべだけにても舊惡を改むるをいふ
自強不息己の力を盡し善をなしてやまず

具に在り。以て一たび之を振ふあらば、潰敗の極と雖も、自立すべからざるを患へず。史に稱す、花山初位に即き、精を厲して治を圖り、盜賊屏息しぬ、太宰府は京師を去る事二百餘里、私に兵仗を帶び、肯て従はざる者、上の即位を聞きて、皆解散せりと。其求言の詔は、鑿然衰を起し敵を救ふの急務、以て天下をして面を革め心を洗はしむるに足る。或は惟成義懐の教ふる所に由ると雖も、而も未だ必ずしも其衷に出でずんばあらざるなり。苟もこの心を執りて撓まず、その言を實にして之を擴充せば、大姦劇賊ありといへども、將にその手を斂めんとす。而して何ぞこの猥瑣小黠の輩にあらんや。奈何ぞそれ一婦人の故を以てして、天下の悦の將に己に歸せんとするを捨てて顧みず、甘じて人の騙弄する所と爲らんや。その始に視るに、兩人の如き者は何ぞや。仲尼乾を贊して曰く、「天行健、君子以て自強して息まず」と。宍日剛を論じて曰く、「慾あり、焉ぞ剛を得ん」と。故に人君にして權臣を制せんと欲せば、當に先づ自らその慾を制すべし。その慾を制する能はずば、則ちその剛を失し。その自強なるもの息み。彼將に反て我を制せんとす。

○一條天皇（其二）

地—地位

於邑—嘆息の聲
落する—落成の祝典を擧げる

恬熙—安樂
○地方兵馬の富漸く武臣に歸す

賴襄曰く、一條帝も亦治に志ある者なり。曰く「吾人才を得るの一事は、延喜天曆に譲らず」と。然れども吾その所謂人才、四納言の如き、世の盛稱する所を觀るに、朝章に練達すといへども、大抵は媚を權門に容るゝ者のみ。大江時棟、慶滋保胤等文學を以て稱せられ、藤原佐理、行成等、筆札を以て著はる。而も毫も國家に補なし。然るに猶ほ才と地と稱ふと謂へり。源雅信音律を善くするを以て、能く喉を轉じて、新調を爲し、聞く者傾聽す。藤原朝光創意透額冠を爲り、後人遵用す。大臣大將の爲す所は此の如きのみ。朝廷の政は權家の擅にする所と爲り、天子をして於邑鬱結せしめ、而して袖手傍觀、敢て一言の之を匡救する無し。之を朝廷に人有りと謂ふべけんや。攝政兼家の二條京極第を落するや、大に朝臣を宴す。源賴光馬三十四匹を贈り、以て賓客に頒つ。世傳へて以て宴集の盛事、此より前に無き所なりと爲せり。夫れ賴光時に東宮大進たり。その職や小、その祿や薄、而も馬三十四匹あるは何ぞや。當時の公卿をして天下國家を虞る者あらしめば、之に意を加へざるべけんや。蓋し公卿大夫恬熙を以て務と爲し、媮衣甘食、漁色鬪歌して、盜を捕へ賊を討つのは、之を武臣の世官に委ぬ。曰く「是賤事のみ」と。而して地方兵馬の富、漸くその手に歸するを省みず。他日平治建久の勢、隱然已に此に胚胎せり。而

この世に我が世をば思ふ望月の缺けたる事もなしと思へば

して舉朝能く察する莫し。徒に以てこれを誇談に資す。果して人なきが故なり。則ちその所謂才といふ者知るべきのみ。兼家の子道長更に專横を極め、家に三后を出し、身は兩朝の外祖と爲り、嘗てその意を咏歌して曰く、「この世吾が世なり」と嗚呼何ぞ二百年の後、代りてこの世を有つ者、更にその人有るを知らんや。

○一條天皇 (其二)

史に稱す、一條帝心に藤原道長の爲す所を惡みて、而も制する能はざるなり、蓋し藤原氏の累葉權威たるを以てしては、英明の君といへども、奈何ともする能はざるものあり、況や帝をや、而も以て道長を制せんと欲するは難しと。曰く、然らば則ち是終に奈何ともす可らざるか。頼襲曰く、可なり。帝嘗て從容として侍臣に謂ひて曰く、「凡そ事須らく淳素に反るべし」と。藤原齊信汲引する所あらんと欲せしが、帝の言を聞き、謂ふ能はずして止み、道長は珍羞を獻せしが、是を聞きて、敢てまた進めずと。嗚呼、是爲すべき機なり。人主爲すべきの位に據り、爲す可きの資を挾む。權門の鉗制する所と爲り、奈何ともする無きの時に處すといへども、而も回復す可きの機無きに非ず。その機彼に在らずして我

○これなすべき機なり

沈痼廢疾不治の難病

參、著一人
參、黃著
醫服する一
風服せしむ

に在り。譬へば沈痼廢疾の若し。その來る事一日に非ず。その要害を扼すれども、而も除く可らず。攻撃を以てこれに克たんと欲す。共に斃るよに非ざれば不可なり。姑く是を舍いて、その元氣を扶けて、以てこれに勝つ。元氣昂れば、則ち疾勢伏す。その機然らしむるなり。人主試みにその始を原ねて是を思へ。彼それ能くその權を專にして、我を制する所以の者は何ぞや。我始之に權を借したればなり。我が家毎にその女を娶りたればなり。彼我の舅氏たるを以て、以て我が政を擅にするなり。是我に籍りて、以て重きを爲す者なり。我に籍りて以て重きを爲す者は、亦我に籍りて以て輕きを爲す。故に曰くその機我に在りと。苟も吾が度を正くして、我が爲すべき所のものを爲さば、則ち彼將に畏服して、敢て我を蔑視せざらんとす。曰く、是亦君の如きなりと。君君の如くならば、則ち臣將に臣の如くならんとするに庶幾からん。その初の敢て臣の如くならざる所以のものは、君が君の如くならざるに由るなり。帝の一言君の如くなれば、則ち以て道長を醫服するに足る。その機此の如し。惜しいかな、この機を養ひて、以て遂に之に克つことを知らず。苟もこの機を養ひ、以て遂に之に克たば、則ち朝權を收復すること、必ずしも後三條を待たざるなり。夫れこの機を養はんと欲せば、必ず當に之を輔くるもの有るべし。元氣の參、著を須

つが如し。藤原實資の如きは、乃ち帝の參、善なり。此を捨てて用ひず、后兄の伊周を用ひて、以て之を制せんと欲す。是癰疽を養ひて、以て痰飲を驅らんと欲するなり。

○後冷泉天皇 (其一)

頼襄曰く、藤原實資は大丈夫と謂ふ可し。權臣政を擅にし、舉朝攀附の時に當り、天子といへども、猶その喜怒を伺ふ。獨實資その同族を以てして、特立阿らず。天子之に倚頼し、以て安きを爲すに至る。大丈夫と謂はざる可けんや。上東門院の屏風に書するを肯ぜざりしが如き、一世不振の士氣を激す。吾史を讀みて、此に至れば、未だ嘗てその人を想見せずんばあらず。此の如き世を以てして猶此の如き人あるなり。又讀みて、その皇太子の傳たるを辭するに至り、則ち異むあり。教明は權臣の立つるを欲せざる所、而して天子の焉を立つるは、實資に倚りて、以て之を扶植せんとするなり。實資たる者、何ぞ慨然身を以て之に許さざらん。而るに衰老堪へざるを以て辭と爲すをや。この時實資大納言を以て右大將たり。蓋し年七十なりしならん。後五年、乃ち右大臣に遷り、皇太弟の傳を兼ね。所謂皇太弟は、乃ち權臣の立てんと欲する所なり。誠に衰老にして堪へざらしめば、何を

攀附—權勢にすがりつ

豐饒—老いて益壯なること

應仕—殊遇を蒙りて、詩經に、瑣瑣姻媿則無應仕

羽林騎—近衛騎兵

以てか前に辭して、而して後に辭せざる。後又二十四年にして歿す。蓋し九十なりしならん。その豐饒たる知るべきなり、即ち前の辭するものは遁辭にあらずや。實資の平素を觀るに、禍福を休れて廉恥を喪ひ、唯官爵をこれ戀ふる、當時の公卿の比の如きにあらずるなり。豈に時勢の爲すべからざるを度りて爾るか。苟も然らば、何ぞ併せてその官を辭し、事外に高視せずして、而して應仕死に至らんや。抑、己國恩を受くること特に厚きを以て、敢て退きて安きに就かず。姑く權臣と事を共にし、以てその太甚しきを匡濟せるか。或は吾が實資を論するを以て苛となさん。夫れ唯實資なり故に吾之を苛論す。當時舉朝の士は、皆婦人なり。婦人は責むるに足らず。焉に一丈夫あり。吾れ焉ぞ責むるに其道を以てせざるを得んや。源顯基の後一條に事へ、崩後官を辭して隱居し、醫藥を欲けて以て死せるが如きは、則ち世の濁亂を疾み、身を潔くして、而して逝けるか。審に能く然らば、是之を眞大丈夫と謂はん。

○後冷泉天皇 (其二)

頼襄曰く、昔者元魏の衰ふるや、羽林騎、張彝の策を焚けども、而も魏主問はず。高歡之を觀

征剿—征討

撫輯—撫
安んず
帖然—定從
順なる貌

偃然—驕傲

て謂へらく、天下の事知るべしと。歸りて財を散じ士に結びぬ。我が長曆天喜の際、此に類するものあり。延曆寺の僧徒抗訴して、關白頼通の第に迫り、その門を打破し、已にして火を高陽院に放つ。夫れ頼通の名位は、翹に張彝のみならざるなり。而して僧徒は羽林の比にあらず。天下の事何如とか爲す。後興福寺の徒又大和守源頼親の館を攻む。而して朝議頼親を土佐に流せり。亦不問よりも甚しからずや。而して陸奥の管、六郡を侵蝕して、貢賦を奉らす。源頼義國守を以て之を征剿せんことを計り、出羽の管の力を借りて、纔に能く之を平らぐ。朝廷代人を遣はししが、兵民は頼義に服して、その號令を奉ぜず。頼義獨力を以て、一國を經紀すること十餘年、捷を奏するに及び、將士の爲めに賞格を請ふ。朝議久くして決せず。その後頼義の子義家、再び陸奥の亂を平く。而るに朝議以て私闘となし、又賞典を與へず。源氏の父子私恩を以て之を撫輯するにあらずば、則ち東國の豪傑、寧ぞ能く帖然たらんや。高歡は自らその意を以て之を結納せるのみ。我が朝は則ち驅りて之をその手に歸す。我朝紀綱の廢、元魏よりも甚し。而して源氏父子の智勇は、固より高歡に過ぐ。異日源氏の坐して朝權を奪ふもの、此に決せるなり。朝廷の公卿、方に聲色歌詠を以て事と爲し、而して血戈汗馬の勞は之を邊鄙の吏に委し、又肯てその勞を償はずして、偃然と

痞癩—つかへふさがる

○氣運の變

世傳ふ—古事談の載する所

して長くその上に託せんと欲す。是天道の與せざる所なり。大凡そ治安の久しきや、上なる者は亢りて下らず、下なる者滯りて上らず、上下の間、痞癩して通せず、而して天下覆り、下なる者反てその上を制し、上なる者反て下に制せらるゝは、必然の勢なり。是の時に當り、英雄俊傑の士多く下に生れ、而して上なる者は皆猥瑣頑鈍無恥の人、是之を氣運の變と謂ふ。故にその勢反覆せざるを得ざるなり。噫、懼れざる可けんや。

○後三條天皇

頼襄曰く、世傳ふ、御府應神帝の玉冠を藏す。歴世の天子、大嘗毎に焉を冠したまふに、未だ嘗て適せず、獨後三條帝之を穿つに適せりと。その魁偉知るべきなり。烏ぞ宗廟の靈、特に之を生降し、以て國家の衰運を匡復するにあらざるを知らんや。而して帝十歳にして皇太弟と爲り、三十五にして位に即き、在位五年にして崩す。藤原頼通、歎じて以て我が邦の不幸と爲すは信なり。大江匡房、之を承和延喜に比するは、則ち篤論にあらざるなり。史に稱す、帝剛健嚴明と。是固より然り。然れどもその剛明の本、誠正に在るを知らざるなり。夫れ苟も不誠不正ならんか、即ち謂所剛なる者息むあり。而して明なる者蔽はるゝ

逸豫—おこ
たり安んず

あり。帝の儲宮に在すや、或は即位して、云々せんことを欲するを念ふときは、輒ち北斗を拜して、その過を悔ゆと。夫れ帝の明達を以てして、朝政を傍觀すること二十餘年、その切齒扼腕するもの何ぞ限らん。而して自その是ならざるを警む。嗚呼、是の心以て天地に質し、宗廟に信ぜらるゝに足らん。蓋し天位を以て樂と爲さずして、億兆を以て憂と爲す。是の故に一旦位に即けば、痛く自ら節儉し、機務に勤勞し敢て逸豫せず而して之を行ふにその剛と明とを以てし、以て天下に令す。藤原氏の磐踞倔強、歴世制し難き者といへども、畏憚自戢、俯して我が馭に就く者は、是の道に由るが故なり。唯然り、是を以てその使ふ所は唯その才、愛憎を以て取捨を爲さず、敢て己に私便せず、天下に利するのみ。帝の民事を察する事、歴世帝王の及ぶ所にあらず。其親しく斗量の制を定むるが如き、亦その一端なり。吾嘗て試みに是に因りて帝の政を論ず。皆天下の正に出で、而して己焉に與からず。猶ほ斗量の私を容れざるがごときなり。夫れ大臣の權を奪ひ、新置の莊園を收め、記録所を置き、親その是非を駁す。皆彼に便ならざる者、而も彼敢て齟齬する莫きは何ぞや。是天下の正にして、帝の私に非ざればなり。唐の斐度その君に方鎮を治むるの道を語りて曰く、「處置當を得て、以てその心を服するのみ」と。今帝の處

方鎮—節度
使

休戚—幸不
幸

置する所、亦藤原氏の心を服するに足れり。然らずんば、其崩殂を聞きて、何ぞ相慶幸せずして歎嗟する事此の如くならんや。蓋し藤原氏の幸は乃ち我が邦の不幸なり。其實に我が邦の不幸は、即ち藤原氏の不幸なり。彼は宗社と休戚を同じくする者、而して其父祖より肯て國家を恤へずして己の私を營む。此に至りて乃ち其非を知るのみ。然りといへども、藤原氏の私を營むや、亦歴世帝王の自らその私に徇ふに由る。唯帝や私なし。故に以てその私を禁ずるに足るなり。白河の如き、剛健ならざるに非らず。唯その剛健を以て、以てその私を濟す。故に政を聽くこと愈久くして、而して紀綱愈亂れ、遂に保元の禍を釀成す。白河の久しき、後三條と反せる、亦我が邦の不幸なり。降りて弘元に及び、後醍醐帝の出づるあり。その剛と明と、以て遠く延久の遺緒を續ぐべし。而も亦其私樂に急なる、天下の正に反り、以て天下の亂を撥く能はず。是れ我が邦の不幸なり。噫、何ぞ後三條の心を以て心と爲さざりし。

○白河天皇

賴襄曰く、齊衡而後にして宇多を得、正曆而後にして後三條を得。陰翳の中、乍ち天日

陰翳—天曇
り土ふる